

滞納処分における執行停止に関する諸問題

岩 淵 浩 之

〔 税 務 大 学 校
研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

近年、取消訴訟係属中の課税処分等に係る差押財産の換価により、滞納者が「重大な損害」を受けるおそれがあるとして、裁判所が公売処分の執行停止を命じる事例が発生している。

滞納処分に対する執行停止申立ては、その大部分が公売処分の停止を求めたものであり、公売処分が停止すると、高額・悪質な滞納事案の処理が停滞するなどその影響は小さなものではない。

執行停止の申立てがあると、裁判所から短期間で意見書の提出が求められる。この場合、「重大な損害」等に関する申立人の主張に対し、迅速・的確に処分庁としての意見を述べる必要があるが、平成 16 年に損害に関する要件が緩和されたことや適法な滞納処分により発生する損害が「重大な損害」に該当する場合があるなど、何が「重大な損害」に該当するかについて、十分な整理がされていない状況にある。

そこで、本研究では、執行停止に関する裁判例等を検証し、その内容を明らかにすることで、滞納処分における「重大な損害」等の具体的な適用関係を明確化したいと考えている。

2 研究の概要

（1）執行停止の意義等

イ 執行停止の意義（目的）

わが国では、行政処分の取消訴訟が提起されても、当該処分の執行を停止しない「執行不停止原則」を採用している（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）25条1項）。しかし、この執行不停止原則の下では、取消訴訟に勝訴しても、既に自己の財産に回復困難な事実が発生し、実効的な権利救済が図られない場合が生じ得る。

そこで、行訴法 25 条では、取消訴訟の勝訴判決の価値及び効果を失わせないため、暫定的な救済措置として、申立人の権利利益を仮に保護する執行停止制度が規定されている。

ロ 執行停止の効果

執行停止の効果は、決定時から将来に向かってのみ生じるもので、発生した損害の原状回復を命じたり、遡及的に処分を取消すものではない。すなわち、執行停止を求める処分が終了している場合、執行停止は認められない。

ハ 執行停止の内容

執行停止には、①処分の効力の停止、②処分の執行の停止、③手続の続行の停止がある（②又は③で執行停止の目的が達成される場合、①をすることはできない。）。

(2) 重大な損害を避けるため緊急の必要があること（積極的要件）

執行停止の成立には、処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があることが必要である。本要件の疎明責任は申立人が負っている。

イ 損害概念の変遷と裁判例の傾向

本要件の「重大な損害」との文言について、戦後、執行停止制度が初めて整備された行政事件訴訟特例法（以下「行特法」という。）では「償うことのできない損害」と規定していた。その後、昭和 37 年に創設された行訴法では「回復の困難な損害」に、そして、平成 16 年には現在の「重大な損害」に順次改正されており、これらの見直しはいずれも損害要件を緩和したものとされている。

① 「償うことのできない損害」（行特法 10 条 2 項（昭和 23 年施行））
「償うことのできない損害」とは、原状回復不能の損害または金銭賠償不能の損害を意味する（最大決昭 27・10・15 民集 6・9・82 頁）。

② 「回復の困難な損害」（旧行訴法（昭和 37 年施行））

「回復の困難な損害」とは、原状回復不能の損害または金銭賠償不能の損害に加え、金銭賠償が可能でも、社会通念上それだけでは填補

されないと認められる著しい損害も含む（東京高決昭 41・5・6 行裁例集 17・5・463 頁）とされている。「回復の困難な損害」への改正は、損害範囲の拡大により要件を緩和したものである。

③ 「重大な損害」（新行訴法（平成 17 年施行））

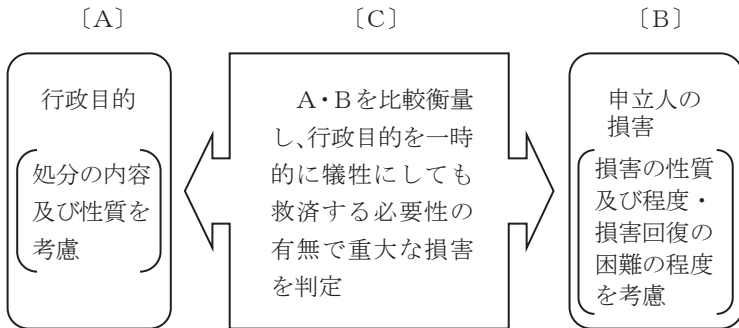
「重大な損害」は、損害の回復の困難の程度を考慮し、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案して判断する（新行訴法 25 条 3 項）との解釈指針となる規定が新設されている。「重大な損害」への改正は、損害や処分全般を総合的に考慮すべきことを明記し、柔軟な解釈を可能とすることで、執行停止を認められ易くしたものである。

④ 裁判例の傾向

現在では、執行停止の損害要件を認定する事例であっても、行特法時代の裁判例では、より厳格に解釈し、損害要件を認定しない場合がある。

ロ 滞納処分に関する重大な損害の意義

滞納処分に関する重大な損害の認定は、滞納処分の行政目的と申立人の損害を比較衡量し、行政目的を一時的に犠牲にしても救済する必要性の有無で判定する（大阪高決平 24・3・12 税資徴収関係判決順号 24-16）。



① 行政目的〔A〕

滞納処分の行政目的（公益性）は、「国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保すること」とされており、一般的な概念で、個別性はない。

滞納処分の内容及び性質については、「高度の公益性を有する」（大阪高決平 24・3・12 税資徴収関係判決順号 24-16）ものの、差押えにより国税債権を確保している場合、処分を急ぐ必要性は高くないとされている。

② 申立人の損害〔B〕

滞納処分による損害の性質は、財産的損害（事後的な金銭賠償による救済が可能な損害）とされ、原則として、執行停止の対象とならないが、その損害の程度が著しく大きい場合（申立人の資産・事業規模等と相対的に比較）は、重大な損害が認定され易くなる。

損害回復の困難の程度とは、「重大な損害」の前に「回復の困難な損害」として損害判定の基準とされていたものであり、これまでの裁判例では「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」が認定された場合に、執行停止の損害に関する要件が認定されている。

③ 重大な損害の判定〔C〕

滞納処分に関する裁判例では、行政目的〔A〕と申立人の損害〔B〕を比較衡量し、申立人の損害に「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」が認められる場合に重大な損害の発生（救済の必要性）を認定している。

ハ 滞納処分に関する認容裁判例（38件）における損害等の態様

本研究のために収集した滞納処分に関する裁判例は130件（公租公課全般を対象）であり、うち認容決定をした38件の損害等の態様は次のとおりである。

損害等の態様	件数	備 考
① 自宅を失う損害	8	自宅の喪失自体に損害を認定
② 生活困難	2	農地公売により主要な収入を失うもの
③ 事業継続困難	7	工場、生産設備の重要な機械等の公売
④ 生命・身体に対する損害	1	病院の医療設備の公売による重症患者等の損害
⑤ 本案理由あり	12	本案訴訟で処分取消し等となる可能性が高いとみられるもの
⑥ 僅少な滞納額に比べ高額な財産の公売	3	3件とも昭和28年～31年の発生で、超過差押えの禁止規定のない旧国税徴収法時代のもの
⑦ その他	5	特殊事情があるもの、内容不明等
合 計	38	

滞納処分により生ずる損害について、上記のうち、①自宅を失う損害、②生活困難、③事業継続困難、④生命・身体に対する損害が認められる場合は、「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」に該当し、「重大な損害」が認定されることになる。なお、本案に理由がある場合（本案訴訟で処分取消し等となる可能性が高い場合）は、損害が認定される可能性が高くなると考えられる。

ニ 損害要件を否定した主な裁判例

（不動産関係）

- ① 居住用不動産の公売について、申立人が居住していない（申立人の従業員が居住している）こと又は申立人の生活の本拠でないこと。
- ② 本社事務所を失うこと（事務所の移転は滞納処分に限らず生じ得るとの理由）。

- ③ 申立人等が多額の資産を有し、滞納税額の完納（滞納処分の回避）が格別難事ではないこと。
 - ④ 公売財産（田）以外に田地を有し、他に収入もあるため生活に支障が生じないこと。
- （その他財産）
- ① 預金債権の差押えにより弁済を受けられない債権者の損害（申立人以外の第三者の損害が執行停止の損害の対象となることを否定）。
 - ② 滞納会社が事実上事業を停止していること。
 - ③ 申立人は倒産に瀕しており、執行停止をしても申立人の運命を左右しないこと（倒産に瀕している経営状況が回復しないこと）。
 - ④ 愛着があり再取得困難な美術品、高級外車等のぜいたく品を失うこと。

ホ 緊急の必要があること

重大な損害があれば緊急の必要性もあるとして、裁判例では一体として判断されている。

（3）執行停止申立てが一般的訴訟要件を具備すること（積極的要件）

執行停止の成立には、その申立てが当事者適格や申立ての利益など一般的訴訟要件を具備することが必要である。本要件の疎明責任は申立人が負っている。

特に、申立ての利益は、①滞納処分が終了している場合、②拒否処分の場合又は③執行停止をしても損害を避けられない場合は存在せず、不適法な申立てとなる。

※ 課税処分と滞納処分は行政目的が異なり違法性は承継しないが、課税処分の取消訴訟を本案とし、滞納処分を続行処分として執行停止を求めることは適法とされる。

（4）本案が適法に提起され係属していること（積極的要件）

執行停止の成立には、①執行停止決定時までには本案訴訟が提起され係属していること及び②本案訴訟が当事者適格や不服申立て前置等の一般的訴

訟要件を具備することが必要である。本要件の疎明責任は申立人が負っている。

(5) 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること（消極的要件）

執行停止により、公共の福祉（公益性）に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、執行停止は認められない。執行停止による公益性への影響は、重大な損害判定時に申立人の損害と比較衡量されるため、本要件の適用は、処分により生ずる損害との比較衡量の余地がないような極めて重大な影響を及ぼす場合に限られる。滞納処分の場合、公益性（国税収入の確保）への影響は限定的であり、本要件を適用する場面は基本的にないと考えられる。本要件の疎明責任は、相手方行政庁が負っている。

(6) 本案について理由がないとみえること（消極的要件）

本案訴訟について理由がないとみえるときは、執行停止は認められない。具体的には、①申立人の主張に明らかに理由がないとき又は②行政庁において係争処分が適法要件を具備し、瑕疵のないことを疎明した場合が該当する。本要件の疎明責任は、相手方行政庁が負っている。

3 結論

滞納処分による損害が「重大な損害」に当たるか否かの判定は、次のとおり(1)の「重大な損害となる可能性が高い損害」に該当し、(2)の「重大な損害を否定する事実」に該当しない場合に「重大な損害」として認定することになる。

なお、「重大な損害」に当たらないとした場合も、本案に理由がある場合（処分取消し等となる可能性が高い場合）は、重大な損害が認定される可能性が高くなる。

(1) 重大な損害となる可能性が高い損害

- ① 自宅として使用する居住用不動産を失うこと（申立人が居住していない、生活の本拠ではない等実質的に申立人の自宅と認められない場合を除く。）

- ② 生活困難
- ③ 事業継続困難
- ④ 生命・身体に対する損害

※ 申立人の資産・事業規模等と比較し、損害の程度が著しく大きい場合は、上記の損害が認定されやすくなる。

(2) 重大な損害を否定する事実

- A 申立人が事業を停止（事実上停止を含む。）している場合
- B 執行停止をしても申立人の事業停止を回避できない場合
- C 申立人が滞納税額を完納できる十分な資産等を有するなど、滞納処分を回避することができる場合（申立人が滞納者以外の第三者である場合を除く。）
- D 公売財産以外に資産や収入等があり、生活（事業の継続）に大きな支障が生じない場合
- E 申立人以外の損害である場合

目 次

はじめに.....	13
第一章 執行停止制度の意義と沿革.....	15
第一節 執行停止の意義.....	15
1 執行不停止原則.....	15
2 執行停止制度の目的.....	16
3 執行不停止原則の例外規定.....	17
第二節 執行停止の沿革.....	18
1 明治憲法下の執行停止規定.....	18
2 行政事件訴訟特例法の制定.....	18
3 行政事件訴訟法の制定.....	19
第三節 平成 16 年改正の経緯と内容.....	20
1 平成 16 年改正の経緯.....	20
2 平成 16 年改正の概要（仮の救済関係）.....	21
3 平成 16 年改正行訴法の施行 5 年後の検討結果.....	22
第二章 執行停止の要件.....	25
第一節 執行停止の要件（概説）.....	25
1 手続的要件.....	25
2 実体的要件.....	25
第二節 執行停止の手続的要件.....	26
1 執行停止申立てが一般的訴訟要件を具備していること.....	26
2 本案が適法に提起され係属していること.....	38
第三節 執行停止の実体的要件.....	41
1 処分の執行等により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があること.....	41
2 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること.....	52
3 本案について理由がないとみえること.....	53

第三章 執行停止の審理手続及び効力等	55
第一節 執行停止の審理手続	55
1 手続の開始	55
2 審理	55
第二節 執行停止の効力	57
1 自縛力（羈束力）	57
2 形成力	58
3 拘束力	59
第三節 執行停止決定に対する不服申立て	61
1 不服申立て制度創設の経緯	61
2 即時抗告等の概要	61
第四章 その他の仮の救済制度	63
第一節 国税に関する不服申立てと仮の救済（徴収関係）	63
1 国税に関する不服申立てと徴収との関係（概説）	63
2 換価の停止	64
3 徴収の猶予等	65
4 差押えの猶予	66
第二節 行政不服審査法における不服申立てと仮の救済	66
1 執行不停止原則の採用	66
2 裁量的執行停止	67
3 義務的執行停止	67
第三節 仮の差止め制度	68
1 仮の差止め制度の趣旨	68
2 仮の差止めの要件	69
3 執行停止と仮の差止めとの関係	73
第五章 滞納処分における執行停止の裁判例	75
第一節 滞納処分における執行停止裁判例の概況	75
1 発生・決定状況	75

2 執行停止事件の特徴	76
第二節 重大な損害等に関する裁判例	77
1 損害概念の変遷と裁判例の傾向	77
2 滞納処分に関する重大な損害の意義	82
3 具体的な事例における重大な損害等の判断（裁判例概観）	86
第三節 公共の福祉に関する裁判例	116
1 公共の福祉に関する裁判例の概況	116
2 滞納処分に関する具体的な裁判例	117
第四節 本案について理由がないとみえることに関する裁判例	118
1 本案について理由がないとみえることに関する裁判例の概況	118
2 滞納処分に関する具体的な裁判例	118
第六章 滞納処分における執行停止の適用関係	124
第一節 執行停止要件の判定	124
1 「執行停止申立てが一般的訴訟要件を具備していること」の判定 ..	124
2 「本案が適法に提起され係属していること」の判定	127
3 「重大な損害を避けるため緊急の必要があること」の判定	128
4 「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること」の判定 ...	131
5 「本案について理由がないとみえること」の判定	131
第二節 差押処分の効力停止申立てに関する考察	132
1 問題の所在	132
2 差押処分の効力停止について考慮すべき事項	133
3 本事例についての考え方	134
第三節 滞納処分前の執行停止申立てに関する考察	134
1 問題の所在	134
2 本事例についての考え方（考慮すべき事項）	134
結びに代えて	136

はじめに

行政事件訴訟法 25 条は、取消訴訟が提起されても当該行政処分¹の執行を継続する執行不停止を原則としている。しかし、この執行不停止原則の下では、取消訴訟に勝訴しても、処分の継続により損害が発生し、実効的な権利救済が図られない可能性がある。そこで、同法では、例外的に、処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるなど一定の要件を満たす場合に、当該処分の執行停止を認めている。

近年、取消訴訟係属中の課税処分等に係る差押財産の公売について、その執行により受ける損害が「重大な損害」に当たるとする執行停止の申立てが提起され、裁判所が当該公売処分の執行停止を命じる事例が発生している。

執行停止が申立てられると、裁判所から短期間で疎明資料を付した意見書の提出が求められる。この場合、執行停止の要件である「重大な損害」等に関する申立人の主張に対し、迅速・的確に対処する必要があるが、適法な滞納処分により発生する損害が「重大な損害」に該当する場合があるなど、何が「重大な損害」等に該当するかについて十分な整理がされていないため、裁判において、迅速・的確に主張を行うことが困難な場合が生じている。

滞納処分に対する執行停止申立ては、その大部分が公売処分の停止を求めるものであり、公売処分の停止は、高額・悪質な滞納事案の処理を停滞させるとともに、相当の事務量を要した公売事務のやり直しが必要となることから、その影響は小さなものではない。

また、行政事件訴訟法については、司法制度改革の一環として、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点から、平成 16 年に抜本的な改正が行われたところであり、本案判決前の仮の救済制度である執行停止の要件については、「回復の困難な損害」から「重大な損害」へ要件が緩和されるなど、本改正による滞納処分への影響について整理する必要が生じている。

そこで、本稿では、執行停止制度の意義や成立要件、平成 16 年の執行停止要件の緩和に関する改正等について整理した上で、滞納処分に関するこれまでの裁判例等を整理・分析し、執行停止に関する「重大な損害」等の各要件について、滞納処分の具体的な事例における適用関係を明らかにすることを目的としている。

なお、文中意見に当たる部分は、筆者個人の見解であり、所属組織の見解ではないことを申し添える。

第一章 執行停止制度の意義と沿革

第一節 執行停止の意義

1 執行不停止原則

行政処分取消訴訟が提起された場合に、当該処分の執行を原則として停止する方式を「執行停止原則」といい、原則として停止しない方式を「執行不停止原則」という。わが国では、後者の執行不停止原則を採用しており、行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）（以下「行訴法」という。）25条1項は、「処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」と規定する。この執行不停止原則を租税関係の事例で見ると、納税者は税務署長が行った課税処分に不服があり、その取消訴訟を提起しても、処分の効力、処分の執行又は手続の続行（以下「処分の執行等」という。）は停止されることはなく、当該処分に係る納付義務（納付すべき税額）が発生する。この納付すべき税額が、所定の期限までに完納されない場合、確定した納税義務の強制的な実現を図るため、滞納処分が執行されることになる。

わが国が執行不停止原則を採用する理由は、かつては、行政処分に公定力、自力執行力があることに由来するとされていた⁽¹⁾。しかし、ドイツが執行停止原則を採用し、アメリカやフランスでは執行不停止原則を採用しているなど、今日では、行政処分の公定力等から理論的に定まるものではなく、執行停止原則と執行不停止原則のいずれを採用するかは、立法政策上の問題であることが一般に認められている。こうした考えの下、行訴法が執行不停止原則を採用した理由は、執行停止原則を採用した場合、訴えの提起により行政の円滑な運営が阻害され、それに加えて濫訴の弊が生ずるおそれがあることから、執行不停止原則がより合理的であると考えられることによる⁽²⁾。

(1) 田中二郎『行政法総論 法律学全集6』276～277頁（有斐閣、1957）、美濃部達吉『行政裁判法』232頁（千倉書房、1929）

(2) 杉本良吉『行政事件訴訟法の解説』86～87頁（法曹会、1963）は、執行不停止原則

2 執行停止制度の目的

上記のような執行不停止原則の下では、取消訴訟の提起により処分の執行等は停止しないため、本案事件の判決が出る前に、処分の執行等により回復困難な事実が発生し、本案事件に勝訴し処分が取り消されても、実効的な権利救済に結びつかない場合が生じ得る。

そこで、行訴法 25 条 2 項は、処分の取消訴訟が提起された場合において、当該処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるなど、一定の要件を満たす場合に、裁判所は処分の執行等の停止をすることができる旨規定し、本案事件の判決が出るまでの暫定的な救済措置として、申立人の権利利益を仮に保護する執行停止制度が設けられている^③。執行停止制度の目的（意義）は、このように本案事件の勝訴判決の価値及び効果を失わせないことにある^④。

ところで、行訴法 44 条は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法に規定する仮処分をすることができない旨定め、その適用を排除している。これは、民事保全法に定める仮処分は、対等当事者間の私法上の権利利益の調整を図りつつなされ、また比較的容易に認めら

（行訴法 25 条 1 項）について、「行政事件訴訟特例法第 10 条第 1 項と同様、訴えの提起は、行政庁の処分の執行を妨げないとするいわゆる執行不停止の原則を宣言している。執行不停止の原則の採用は、行政処分に公定力のあることの当然の結果というよりはむしろ立法政策の問題であり、現に西独の行政裁判所法のごとき、出訴があれば当然処分の執行は停止されることを原則とする建前をとるものも存する。しかし、かかる執行停止の原則の採用は、執行すべき緊急の必要がある場合には、行政庁が執行命令を発することを前提とするものであり、かような建前に改めることは、わが国の実情に則したものはいいがたいので、執行不停止の原則を維持するのを相当としたのである。」と述べられている。

- (3) 芝池義一『行政救済法講義〔第 3 版〕』106 頁（有斐閣、2006）は、仮の救済制度について、「わが国では、本案判決が確定するまでには長い年月を要することが少なくないから、この仮の救済の制度はそれだけ一層重要である。場合によっては、本案判決の結果如何よりも、仮の救済措置の方が原告にとっては重要であることもあるほどである。」と述べられている。
- (4) 杉本・前掲注(2)86 頁は、執行停止の目的について、「この制度は、訴訟による事件の終局的解決に至るまでの間の当事者間の法的状態の暫時的な安全を保持し、かつ、訴訟の結果の価値および効果を失わせないことを目的とするものである。」と述べられている。

れるので、これをそのまま行政事件訴訟に適用することは妥当ではないことを配慮したものである⁽⁵⁾。このため、行訴法は、代替的な措置として執行停止制度をはじめとする仮の救済制度⁽⁶⁾を設けている。

3 執行不停止原則の例外規定

わが国において、数は少ないものの、個別法により取消訴訟や行政手続における不服申立てが提起された場合に執行停止を原則とする規定があり、次のとおり国税の滞納処分関係でも制度の特殊性や利害関係人の保護等を重視し、差押財産の換価を制限しているものがある。

(1) 国税徴収法（昭和 34 年法律 147 号）90 条 3 項

第二次納税義務又は保証債務は、いずれも本来の納税義務を二次的に担保する債務であることから、第二次納税義務者又は保証人を保護するとともに手続の慎重を期するため、これらの者が、その第二次納税義務又は保証債務に係る告知、督促又は滞納処分について訴訟の提起をした場合に、これらの者に対する換価が制限される。

また、差押財産上にある担保のための仮登記は、当該財産の換価により消滅する（国税徴収法 124 条 1 項）ことから、差押財産上の仮登記が担保目的であるか否かについて訴訟が提起された場合に、取引の安全を保護するとともに、手続の慎重を期するため、その差押財産の換価が制限される⁽⁷⁾。

(2) 国税通則法（昭和 37 年法律 66 号）105 条 1 項ただし書

国税に関する処分に対する不服申立ては、処分の執行等を妨げないとされているが、差し押さえた財産の滞納処分による換価については、その財

(5) 南博方＝高橋滋編『条解行政事件訴訟法〔第 3 版補正版〕』（金子正史）481 頁（弘文堂、2009）

(6) 行訴法が定める仮の救済制度としては、執行停止（行訴法 25 条）のほか、仮の義務付け・仮の差止め（行訴法 37 条の 5）がある。

(7) 吉国二郎＝荒井勇＝志場喜徳郎共編『国税徴収法精解 平成 27 年改訂〔第 18 版〕』701 頁～702 頁（大蔵財務協会、2015）

産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人から申出がある場合を除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

(3) その他の例外規定

上記(1)及び(2)のほか、執行不停止原則の例外となる規定として、地方税法（昭和 25 年法律 226 号）19 条の 7（地方団体の徴収金の不服申立てに際し、決定又は裁決があるまで差押財産の換価を制限するもの）、地方自治法（昭和 22 年法律 120 号）231 条の 3 第 10 項（地方団体の分担金、使用料等の歳入の未納者に対する滞納処分等の不服申立てに際し、その処分が確定するまで差押財産の換価を制限するもの）、国家公務員法（昭和 22 年法律 120 号）108 条の 3 第 8 項（人事院が職員団体の登録取消処分を行う場合に、当該処分の取消訴訟が提起された場合等には、当該訴訟が係属する間はその効力を生じないとするもの）等がある。

第二節 執行停止の沿革

1 明治憲法下の執行停止規定

明治憲法下において、行政処分の取消訴訟は、司法裁判所とは別の組織である行政裁判所が管轄しており、その訴訟手続等を定める行政裁判法（明治 23 年法律 48 号）は、執行不停止原則を採用するとともに、行政庁及び行政裁判所は、職権又は申立てにより行政処分等の執行停止ができる旨を規定していた⁽⁸⁾。

2 行政事件訴訟特例法の制定

第二次大戦後、日本国憲法の施行により行政裁判法は廃止され、行政処分

(8) 行政裁判法第二十三條は、執行停止について「行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除ク外行政廳ノ處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止セス但行政廳及行政裁判所ハ其職權ニ依リ又ハ原告ノ願ニ依リ必要ト認ムルトキハ其處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止スルコトヲ得」と規定していた。

の取消訴訟を含むすべての法律上の争訟は、司法裁判所が一元的に管轄することとなったが、行政訴訟に関する法律は整備されず、応急措置として制定された民訴応急措置法⁽⁹⁾には、執行停止について何ら規定が置かれなかった。このため、裁判所は行政訴訟にも民事訴訟法の仮処分の規定が準用されると解し、その適用がしばしばみられていた⁽¹⁰⁾。

そうした中、昭和 23 年に、衆議院議員平野力三に対する公職追放処分の効力の発生停止を求める仮処分申請に対し、東京地裁は「行政訴訟については、他の法律に別段の規定がないかぎり、民事訴訟法に基いた審判させる法意であると解するのが適当であり従って本件のごとき行政処分の執行の停止については、できるだけ同法における仮の地位を定める仮処分の規定を準用するのが相当である」⁽¹¹⁾として、申請を認容した。これに対し、連合国総司令部から、裁判所は、公職追放処分につき仮処分決定をなす権限を有しないとの指摘があり、裁判所はその仮処分決定を取り消した。この事件を契機として、連合国側は、わが国に対し行政訴訟の民事訴訟に対する特殊性を考慮した行政訴訟制度を制定することを要請した。そして、昭和 23 年に行政事件訴訟特例法（昭和 23 年法律 81 号）（以下「行特法」という。）が制定された。行特法は、行政事件について民事訴訟法に対する特例を定めたもので、執行停止に関しては、行政裁判法に引き続き執行不停止原則を採用し、裁判所は、職権又は申立てにより処分の執行停止ができることを定めていた。そして、戦前の行政裁判法における執行停止の規定には、処分等の執行停止ができる旨を定めるのみで、何ら具体的な要件を置いていなかったが、行特法における執行停止の規定では、具体的な各種要件が定められることとなった。

3 行政事件訴訟法の制定

昭和 37 年には、新たに行政事件訴訟法（昭和 37 年法律 139 号）が制定さ

(9) 正式名称は「日本国憲法の施行に伴う民事訴訟法の応急的措置に関する法律」（昭和 22 年法律 75 号）。

(10) 南博方ほか・前掲注(5)481 頁

(11) 東京地決昭 23・2・2 行月 2・83 頁

れた。同法では、執行停止について、それ以前の行特法の考え方を基本的に継承し、執行不停止原則を採用しつつ、一定の要件を満たす場合に、行政処分の執行停止を認めるものとなっている。そして、行訴法の制定に際し、その基本的構造について幾つかの法的整備を行っており、その主なものは次のとおりである。第一に、裁判所の職権による執行停止又はその取消しを廃止し、行特法では認められていなかった不服申立てについて、即時抗告の制度を設けるとともに、事情変更を理由とする執行停止取消しの申立手続を設けたこと、第二に、行特法において、裁判例及び学説とも様々な解釈があり不明確であった執行停止を命じる処分の内容について、「処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止」であると明確にしたこと、第三に、行特法において、執行停止の消極要件として規定していた内閣総理大臣の異議を別条において規定したこと等があり、このほか執行停止の要件等についても改正があったが、詳細は後述する。

第三節 平成 16 年改正の経緯と内容

1 平成 16 年改正の経緯

行政事件訴訟法は昭和 37 年に制定されたが、近年における行政需要の増大と行政作用の多様化に伴い、行政による国民の利益調整が一層複雑化するなどの変化が生じており、このような状況の下で、国民の権利利益の実効的な救済手続の整備を図る必要性が喫緊の課題となっていた⁽¹²⁾。

こうした中、司法の機能を充実強化し、国民が身近に利用することができ、社会の法的ニーズに的確にこたえることができる司法制度を構築するとの見地から、平成 11 年 7 月に内閣に「司法制度改革審議会」が設置され、平成 13 年 6 月に司法制度改革審議会意見書が取りまとめられた。この意見書では、行政事件訴訟について、「21 世紀の我が国社会においては司法の果たすべき

(12) 南博方＝高橋滋編『条解行政事件訴訟法〔第 3 版補正版〕』〔南博方〕9 頁（弘文堂、2009）

役割が一層重要となることを踏まえると、司法の行政に対するチェック機能を強化する方向で行政訴訟制度を見直すことは不可欠である。」として、「政府においては、行政事件訴訟法の見直しを含めた行政に対する司法審査の在り方に関して本格的な検討を早急に開始すべきである。」と提言した。

これを受けて、平成 13 年 12 月、内閣に司法制度改革推進本部が設置され、その検討会の一つとして、行政訴訟検討会が設置された。同検討会は、平成 14 年 2 月から 27 回にわたり審議を重ね、平成 16 年 1 月 6 日に「行政訴訟制度の見直しのための考え方」を取りまとめ公表した。

この検討会が公表した考え方にに基づき、改正法案の作成が行われ、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律案」が平成 16 年の第 159 回国会に提出され、同年 6 月に成立した。同法は、平成 17 年 4 月 1 日から施行されている。

2 平成 16 年改正の概要（仮の救済関係）

行訴法の平成 16 年改正は、行政訴訟制度について、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備する観点から行われ、その内容は大きく分けて次の 4 つに分けられる。第一に、「救済範囲の拡大」（取消訴訟の原告適格の拡大や義務付け訴訟・差止訴訟の法定等）、第二に、「審理の充実・促進」（釈明処分の特則規定（裁判所が行政庁に対し、裁決の記録や処分理由を明らかにする資料の提出を求めることができる制度）の新設）、第三に、「行政訴訟をより利用しやすく分かりやすくするための仕組み」（出訴期間等の教示制度の新設、出訴期間の延長等）、そして第四が、「本案判決前における仮の救済制度の整備」となっている。この第四の仮の救済制度の整備に関する概要は次のとおりである。

（1）執行停止の要件の緩和

執行停止の要件が厳格にすぎるとの意見や回復困難という表現が絶対要件との誤解を生ずるとの意見等を受けて、行訴法 25 条 2 項の執行停止の要件（「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき」）について、要件の緩和を明確にする観

点から、「回復の困難な損害」を「重大な損害」に改めた。また、裁判所がこの「重大な損害」を判断するに当たって、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案することとされた（行訴法 25 条 3 項）⁽¹³⁾。

(2) 仮の義務付け・仮の差止め制度の新設

義務付け訴訟及び差止め訴訟が法定されたことに伴い、本案判決を待っていたのでは、償うことのできない損害を生ずるおそれがある場合などに、それぞれの訴訟形態の仮の救済制度として、仮の義務付け・仮の差止め制度が創設された（行訴法 37 条の 5 第 1 項・第 2 項）⁽¹⁴⁾。

3 平成 16 年改正行訴法の施行 5 年後の検討結果

平成 16 年改正行訴法の附則 50 条には、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との規定が置かれている。

この規定を受けて、法務省は「改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会」（以下「検証研究会」という。）を設置し、改正行訴法施行後 5 年間の運用等の状況について、平成 22 年 12 月から検討を開始し、平成 24 年 11 月にそ

-
- (13) 司法制度改革推進本部行政訴訟検討会が平成 16 年 1 月 6 日に公表した「行政訴訟制度の見直しのための考え方」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gvouseisovou/siryou/040106kangaekata.html>）第 2 の 4(1)では、「執行停止の要件の整備」に関する見直しの考え方について、「行政活動や社会の多様化に対応し、個別事情に即してより適切な権利利益の救済に資する執行停止決定をすることができるようにするため、執行停止の要件につき、損害の性質のみならず、損害の程度や処分内容及び性質が適切に考慮されるような規定に改める。」と説明されている。
- (14) 司法制度改革推進本部行政訴訟検討会が平成 16 年 1 月 6 日に公表した「行政訴訟制度の見直しのための考え方」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gvouseisovou/siryou/040106kangaekata.html>）第 2 の 4(2)では、「仮の義務付け・仮の差止めの制度の新設」に関する見直しの考え方について、「義務付け訴訟又は差止訴訟の本案判決を待っていたのでは償うことのできない損害を生ずるおそれがある場合に迅速かつ実効的な権利救済を可能にするため、一定の要件の下で、裁判所が、行政に対し、処分をすべきことを仮に義務付け、又は処分をすることを仮に差止める裁判をする新たな仮の救済の制度を設ける。」と説明されている。

の検討結果を公表した。

(1) 平成 16 年改正行訴法の施行状況の検証を踏まえた検討の結果

検証研究会の検討結果では、平成 16 年改正行訴法の改正事項について、現状において直ちに改正の趣旨が実現されていないとされた論点はなかったものの、他方で、重要な論点について、最高裁判例が出揃い、裁判所の解釈・運用が固まったといえる状況にないことから、現段階で改正の趣旨が実現されていると判断するのも適切とはいえないとされている。

以上を踏まえ、法務省は、平成 16 年改正行訴法附則 50 条に基づく施行後 5 年を経過した後における施行状況の検討の結果を、次のとおり整理している。

現時点において直ちに行訴法の見直しを実施する必要があると判断することはできないが、最高裁判例の動向を中心に施行状況をなお継続的に見守ることが適切であるといえることも踏まえ、

- ・ 研究会報告書を公表し、研究会における多くの裁判例に対する評価、訴訟審理の在り方についての提言等を明らかにし、もって、より一層の平成 16 年改正行訴法の趣旨の周知及びその実現を図るとともに、
- ・ 研究会報告書の評価を世に問うた上で、平成 16 年改正行訴法について政府として講ずべき措置がなお存在しないかどうかについては、引き続き関係機関・団体と連携しつつ注視することとする。

(2) 検証研究会報告書（執行停止・仮の差止めの施行状況についての分析）

執行停止については、「回復の困難な損害」から「重大な損害」への要件の見直しについて、財産的な損害や社会的信用といった損害についても執行停止が認容される可能性を高めたものとして評価する意見が大勢を占め

たとする一方⁽¹⁵⁾、仮の差止めについては、認容事例がある一方で、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要がある」との要件を欠くとされた事例もあり、報告書では、当該要件の緩和をすべきか等について議論が行われた⁽¹⁶⁾との表現に止まっている。

なお、執行停止及び仮の差止めとも、改正行訴法施行後5年間に最高裁判所が具体的判断を示した事案は見当たらないとしている。

-
- (15) 法務省ホームページで公表された改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書（平成24年11月）（<http://www.moj.go.jp/content/000104296.pdf>）43頁
- (16) 法務省ホームページで公表された改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書（平成24年11月）（<http://www.moj.go.jp/content/000104296.pdf>）65～66頁

第二章 執行停止の要件

第一節 執行停止の要件（概説）

裁判所に執行停止が申し立てられ、その申立てが成立する（裁判所に認容される）ためには、次のとおりその手続的要件と実体的要件を満たす必要がある。これらの要件を満たす事実等が存在するか否かを判断する時期は、例えば管轄（行訴法 28 条）のように特別の定め（行訴法 7 条、民事訴訟法 15 条）がある場合を除き、裁判所において執行停止の申立てに対する決定を行う時点であるとされている⁽¹⁷⁾。

1 手続的要件

（1）執行停止申立てが一般的訴訟要件を具備していること

執行停止の申立てには、行政庁の行った処分が存在すること、当事者適格を満たすこと、申立ての利益があることなど、一般的な訴訟提起の要件を具備していることが必要である。

（2）本案が適法に提起され係属していること

執行停止は、係争中の取消訴訟等に勝訴した場合に、当該勝訴判決の価値及び効果を失わせないことを目的として設けられた制度であることから、本案が適法に提起され係属していることが要件とされている（行訴法 25 条 2 項）。

2 実体的要件

（1）処分の執行等により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があること（積極的要件）

(17) 南博方原編集、高橋滋＝市村陽典＝山本隆司編『条解行政事件訴訟法〔第 4 版〕』〔八木一洋〕 506 頁（弘文堂、2014）

執行停止の成立には、処分の執行等により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があることを要する（行訴法 25 条 2 項）。本要件は、執行停止の要件の中で最も重要な要件とされている。

(2) 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること（消極的要件）

執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができないと規定されている（行訴法 25 条 4 項）。

(3) 本案について理由がないとみえること（消極的要件）

執行停止は、本案（取消訴訟等）について理由がないとみえるときは、することができないと規定されている（行訴法 25 条 4 項）。

第二節 執行停止の手続的要件

1 執行停止申立てが一般的訴訟要件を具備していること

(1) 執行停止の対象となる処分

イ 処分の意義

行訴法 25 条 2 項本文は、執行停止の対象となる処分について、「処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすること」と規定している。本規定の「処分」とは、同項本文の「処分の取消しの訴えの提起があった場合において」との規定から取消訴訟の対象となる処分とみることができ、この取消訴訟の対象となる「処分」とは、行訴法 3 条 2 項で「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定されている。最高裁は、この「処分」について「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」（最判昭 39・10・29 民集 18・8・1809 頁）と判示している。滞納処分は、確定した納税義務を強制的に実現することを目的としており、原則

として、ここでいう処分に当たるものとなる。

ロ 処分の内容

執行停止の対象となる処分の内容は、「処分の効力」、「処分の執行」及び「手続の続行」に区分されている。行訴法の前身である行特法 10 条 2 項では、このような区分はなく、単に「処分の執行」⁽¹⁸⁾と規定していたことから、その具体的な意義等について様々な意見があり、裁判例の見解も必ずしも一致していなかった。

そこで、行訴法の制定に際し、その解決を図るため、上記のような執行停止の内容を区分する規定が置かれることとなった。行訴法の立法関係者は、執行停止の内容を分けて規定した理由について、一つは、行特法の下において、執行停止の内容に処分の効力の停止を含むのか、また、後続処分のみを差止めが許されるのか、さらに、処分の一部についてのみ停止できるのかなどといった執行停止の具体的な内容について論議があり、裁判例の見解も一致していなかったことから、これらの点を明らかにするためであると説明し、いま一つは、裁判所がこれらの諸形態から適宜選択採用することにより、執行停止の内容をできるだけ明確にし、かつ各事件の具体的状況に応じて、その保全の目的に必要な限度に止めようとする点にあると説明されている⁽¹⁹⁾。

(18) 行政事件訴訟特例法第 10 条第 2 項本文は、「第二条の訴の提起があつた場合において、処分の執行に因り生ずべき償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、申立に因り又は職権で、決定を以て、処分の執行を停止すべきことを命ずることができる。」と規定している。

(19) 杉本・前掲注(2)90 頁は、執行停止決定の内容を分けて規定した理由について、「かように停止決定の内容を分けたのは、一つには、特例法の下においては、いわゆる執行停止は文字どおり処分の執行の停止のみをさすものかあるいは広く処分の効力自体の停止をも含むものかどうか、また、甲処分の取消訴訟における執行停止として同処分に基ついて後続してなされる乙丙等の処分のみを差し止めが許されるものかどうか、さらに、また、処分の効果の一部についてのみの停止が可能かどうかなどの点について論議があり、裁判例の見解も必ずしも一致していなかったのにかんがみ、これを明らかにするためであり、いま一つには、裁判所がこれら諸形態のいずれかを適宜選択採用することによって執行停止をできるだけ明確に、かつ、それぞれの具体的場合に及び、その保全の目的に必要な限度にとどめようとする点に存する。」と説明されている。

また、行訴法 25 条 2 項ただし書では、「処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない」と規定しているが、このような規定を設けた理由について、行訴法の立法関係者は、執行停止の対象となる処分の内容を上記のように区分したことと同様の趣旨によると説明されている⁽²⁰⁾。

わが国では、執行不停止が原則となっていることを踏まえ、執行停止の内容をその目的を達成するために必要な範囲に止めることで、行政運営への影響をできるだけ少なくしようとしたものと考えられる。東京地決平 23・9・27 税資徴収関係判決順号 23-52 は、この執行停止の範囲について、「執行停止の内容を決定するについても、執行停止による行政の停滞によって生ずる公共の福祉への影響を、申立人の救済に必要な範囲で最小限にとどめるようにその内容を定めることが求められているというべきである。」と判示している。

これを滞納処分の事例でみると、差押不動産の公売処分の執行停止は、差押処分の効力停止又は公売各処分の手続の続行の停止のいずれの方法でも可能である。しかし、差押不動産は原則使用収益が可能であり（国税徴収法 69 条）、公売手続の続行を停止すれば、重大な損害を回避できる場合には、差押処分の効力の停止まで求めることは許されないこととなる。

なお、処分の効力の停止を申し立てる場合は、処分の執行又は手続の続行により目的を達することができないことについて、申立人が疎明責任を負うものとされている。

ハ 処分の効力の停止

執行停止の対象となる処分の一つとして「処分の効力の停止」がある（行訴法 25 条 2 項本文）。処分の効力とは、「処分の有する行政法上の

(20) 杉本・前掲注(2)90～91 頁

効力をいい、形成力、公定力のほか、行政庁、相手方その他の関係者を処分の内容に応じて拘束する拘束力又は羈束力を含む。しかし係争中であるから形式的確定力は含まれない。」⁽²¹⁾とされており、行訴法の立法関係者は、この「処分の効力の停止」について「処分の効力それ自体が存続しない状態に置くこと」と説明されている⁽²²⁾。

滞納処分においては、差押処分の効力の停止申立てが主な例となるが、差押えの効力の停止を求める申立てが認容された場合、差押えの解除についてはどのように考えるべきであろうか。執行停止の効果は、将来に向かってのみ生ずるだけで、遡及して適用されることはない。このため、差押処分の効力の停止決定は、執行停止決定前の差押えの効力には影響しないと考えられるが、決定後の差押えの効力は存続しない状態となるため、執行停止決定の拘束力により、差押えは解除することになると考えられる⁽²³⁾。また、租税関係処分では、課税処分の効力の停止を申し立てる場合もあり得るが、当該申立てが認容された場合、執行停止決定後の課税処分の効力は存続しない状態となるため、課税処分に係る税額の納付義務が消滅し、未納税額が無くなることから、当該滞納税額に係る差押処分があれば解除することになると考えられる。このような差押処分の効力の停止は、国税債権の確保を困難にするなど行政運営に与える影響は非常に大きく、慎重に対処すべきものであり、この問題については第六章第二節において改めて考察する。

二 処分の執行の停止

執行停止の対象となる処分の一つとして「処分の執行の停止」がある

(21) 南博方編『注釈行政事件訴訟法』〔仲江利政〕224頁（有斐閣、1972）

(22) 杉本・前掲注(2)90頁

(23) 藤田耕三＝井関正裕＝佐藤久夫『行政事件訴訟法に基づく執行停止をめぐる実務上の諸問題』司法研究報告書第34輯第1号248頁（司法研修所、1983）では、「処分の効力の停止は、将来に向かって処分の効力が存続しない状態に置くことであるから、差押処分の効力停止がなされた以上、差押処分の有効を前提とする差押登記等もまた、決定以後は、その根拠を失い、存続しえないと解さざるをえないと思われる。」と述べられている。

(行訴法 25 条 2 項本文)。処分の執行とは、「処分の内容の実現を強制する執行力の行使」⁽²⁴⁾をいうとされており、行訴法の立法関係者は、この「処分の執行の停止」について「いわゆる処分の執行力、すなわち、下命処分などの内容の実現を強制しうる効力を奪い、その内容を実現する行為を差し止めること」⁽²⁵⁾と説明されている。

滞納処分においては、処分を実現するために必要な執行行為が該当し、例えば、動産の差押えを行った場合に差し押さえた動産の使用収益を許可し、後日換価のため当該動産を引き上げる場合や売掛金の差押えを行い、履行期日に第三債務者から取立てを行う場合などが考えられるが、滞納処分は開始とほぼ同時に終了する手続が多いことから、該当するケースはそれほど多くはない。ちなみに、公売処分の執行の停止を求める場合でも、公売処分は公売公告から売却決定までの一連の処分が連続的に発生するものであり、個々の処分はその都度開始後僅かの時間で終了することから、その実質はいまだ開始されていない処分の停止（手続の続行の停止）を求めるものとなる。

ホ 手続の続行の停止等

① 手続の続行の停止

執行停止の対象となる処分の一つとして「手続の続行の停止」がある（行訴法 25 条 2 項本文）。手続の続行とは、「処分の有効なことを前提として、法律関係を進展させ、後続処分を行なうこと」⁽²⁶⁾とされており、行訴法の立法関係者は、この「手続の続行の停止」について「処分の有効を基礎、前提としてその法律関係を進展させる他の行為が行われる場合において、その基礎となる処分の効力を奪って行為の後続、法律関係の発展を差し止めることをさすもの」⁽²⁷⁾と説明されている。

(24) 南・前掲注(21)224 頁

(25) 杉本・前掲注(2)90 頁

(26) 南・前掲注(21)224 頁

(27) 杉本・前掲注(2)90 頁

滞納処分においては、「手続の続行の停止」の主な例として、不動産等の差押処分がされた場合において、これに続いて行われる公売処分（換価のための各処分）の差止めを求めることが挙げられる。滞納処分では、不動産の差押えがされても、滞納者は通常の使用収益は可能であること（国税徴収法 69 条）から、その執行停止申立ては、換価により使用収益ができなくなることを避けるため、公売処分の差止めを求めるものが大部分を占めており、滞納処分の多くが開始後僅かの時間で終了する手続であることから、そのほとんどが手続の続行の停止を求めるものとなっている。

② 続行処分

連続する複数の行政処分が存在するとき、ある処分の取消訴訟を本案として、それとは別の続行処分の執行停止を求めることができるかが問題となる。行訴法 25 条 2 項は、「処分の効力、処分の執行又は手続の続行」との規定を置き、この点に関し一応の立法的解決を図ったが、なお「手続の続行」の範囲をどのように解するかについて若干の問題を残している。

先行処分と続行処分に違法性の承継が認められる場合は、続行処分を「手続の続行」に含まれるとみて、先行処分の取消訴訟を本案として続行処分の執行停止を求めることができる⁽²⁸⁾。しかし、必ずしも違法性の承継が認められる同一の手続の場合に限られるわけではなく、二つの処分が厳密な意味で同一の手続内のものとはいえず、目的を異にする別個独立の処分であっても、両者が一連の手続をなし、あるいはその間に極めて密接な関係がある場合には、「手続の続行」に含まれるものとして、先行処分の取消訴訟を本案として、続行処分の執行停止を求めることができると解されている⁽²⁹⁾。

なお、先行処分と続行処分の行政目的が異なり、両者に密接な関係

(28) 南ほか・前掲注(5)486頁

(29) 藤田ほか・前掲注(23)15～16頁

が認められない場合は、「手続の続行」とみることはできない。

これを滞納処分に関する裁判例でみると、課税処分と滞納処分は、前者が納税義務を確定する処分であり、後者が確定した納税義務を強制的に実現する処分である点で目的を異にする別個独立の処分である。しかしながら、滞納処分は課税処分の続行手続としてなされるものであり、課税処分の有効な存在が滞納処分の適法要件をなしているとして、裁判例の大勢は、課税処分の取消訴訟を本案とする滞納処分の執行停止申立てを適法としている⁽³⁰⁾。このように裁判例の多くが積極説をとる理由としては、消極説によると、申立人は、新たに滞納処分の取消しを求める訴えを提起してその執行停止を求めるか、あるいは、課税処分の効力自体の停止を求めるかのどちらかによらなければ、その目的を達しえないことになるが、滞納処分の取消しは課税処分における所得認定の誤り等を理由として求めることはできないし、また、単に当該滞納処分手続のみを停止すればその損害を免れ得るのに、課税処分の効力停止を求めなければ救済されえないというのでは、保全の影響を必要最少限度に止めようとする行訴法 25 条 2 項ただし書の趣旨に反するという配慮が働いていると考えられる⁽³¹⁾。

なお、裁判例では、課税処分以外に相続税延納許可取消処分の取消訴訟を本案として、滞納処分の執行停止を求めることを適法とするも

(30) 課税処分の取消訴訟を本案として滞納処分の執行停止を求めることを適法とする裁判例として、横浜地決平 19・4・25 裁判所ウェブサイト、札幌地決平 18・8・24 公刊物未登載、東京地決昭 46・2・22 行裁例集 22・1・2・90 頁、横浜地決昭 44・4・9 公刊物未登載、岡山地決昭 43・12・17 行裁例集 19・12・1940 頁、大阪高決昭 43・12・14 行裁例集 19・12・1917 頁、横浜地決昭 43・10・4 判時 537・34 頁、東京地決昭 42・6・30 訟月 13・9・1136 頁、神戸地決昭 41・12・26 行裁例集 17・12・1420 頁、大阪地決昭 41・3・11 訟月 12・5・766 頁があり、課税処分と滞納処分は別個の処分であり不適法とする裁判例として、大阪高決昭 43・3・27 行裁例集 19・3・476 頁、山口地決昭 28・7・30 行裁例集 4・7・1720 頁がある。

(31) 藤田ほか・前掲注(23)240 頁、この点を明示した裁判例として岡山地決昭 43・12・17 行裁例集 19・12・1940 頁

の（札幌地決平 18・8・24 公刊物未登載）⁽³²⁾がある。

(2) 当事者適格

イ 申立人適格

執行停止の目的が、勝訴判決の価値及び効果を失わせないことにあるため、執行停止の申立人適格を有する者は、本案訴訟における原告であり、それ以外の者からされた申立ては不適法なものとなる。このため、執行停止の申立人適格の判断は、本案訴訟における原告適格の判断と同一であり、原告適格の判断基準である行訴法 9 条の「法律上の利益を有する者」に該当するか否かで判断することとなる。申立人が申立人適格を有することについての疎明責任は申立人が負うものとされている⁽³³⁾。

滞納処分の執行停止を求める場合の申立人適格を有する者は、滞納処分の名宛人である滞納者のほか、公売財産の所有権を主張する第三者や公売不動産の抵当権者などが該当する。

滞納処分に関する裁判例では、公売財産の仮差押債権者は公売処分においてより高額に換価されれば多額の債権の弁済を期待できる立場にあるとして申立人適格を有するとしたもの（東京地決平 9・12・5 行裁例集 48・11-12・904 頁）⁽³⁴⁾、第二次納税義務者に対する滞納処分の執

(32) 札幌地決平 18・8・24 公刊物未登載は、「本件延納許可取消処分と本件公売処分は別個の処分であり、本案事件は前者についての取消訴訟であって、申立人らは後者についての取消訴訟を提起しているものではない。しかし、滞納処分は、納税者が国税を納期限までに納付しない等の要件を充たす場合において、確定した納税義務を強制的に履行させることを目的とする処分であるから（国税通則法 37 条、40 条、国税徴収法 47 条以下等）、国税について延納許可処分がされているときは、その許可に係る納期限が到来し、あるいは延納許可処分自体が取り消されるまでは滞納処分を行うことは許されないことになる。したがって、滞納処分は延納許可取消処分の続行処分であるということができ、この関係は、本件延納許可取消処分と本件公売処分においても同様である。そうすると、本件公売処分の執行停止を求める本件申立ては、行政事件訴訟法 25 条 2 項により認められ得るといふべき」と判示した。

(33) 高橋ほか・前掲注(17)515 頁

(34) 東京地決平 9・12・5 行裁例集 48・11-12・904 頁は、「仮差押えの執行された不動産が滞納処分により換価され、その売却代金について滞納者に交付すべき残余を生じたときは、徴収職員等は、これをその不動産に対する強制執行について管轄権を有する裁判所に交付しなければならないものとされ（滞納処分と強制執行等との手

行停止申立てについて、当該第二次納税義務に係る主たる納税者は申立人適格を有しないとしたもの（名古屋高決平 24・7・20 税資徴収関係判決順号 24-42）がある。

ロ 被申立人適格

執行停止の申立ては、本案訴訟の係属が前提となることから、その被申立人適格を有する者（申立ての相手方）は、原則として、本案訴訟における被告と同一の者となる。この本案の取消訴訟の被告適格を有する者は、行訴法 11 条（被告適格等）の規定により定まることとなるが、処分をした行政庁が国又は公共団体に所属している場合は、当該国又は公共団体が被告適格を有する者となる（行訴法 11 条 1 項）。

また、処分の後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継され、係争中の処分をした行政庁と「処分の執行」又は「手続の続行」をする行政庁が異なる場合がある。この場合においても、処分をした行政庁と権限を承継した他の行政庁が、同一の国又は公共団体に所属しているときは、本案訴訟の被告適格を有する者と執行停止の被申立人適格を有する者は、同じ国又は公共団体となる⁽³⁵⁾。

続の調整に関する法律（以下「滞調法」という。）18 条 2 項、34 条 1 項、国税徴収法 129 条 1 項ないし 3 項）、これにより裁判所が交付を受けた金銭は、仮差押えの執行がされている不動産を他の債権のための強制競売により売却した場合における売却代金とみなされる（滞調法 18 条 3 項）。そして、仮差押債権者は、右売却代金について、執行裁判所が実施する配当等において、配当等を受けるべき債権者とされ、執行裁判所の裁判所書記官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならないとされているのである（民事執行法 87 条 1 項 3 号、91 条 1 項 2 号）。滞納処分における仮差押債権者の右のような法的地位にかんがみれば、仮差押債権者は、目的不動産が滞納処分における換価手続においてより高額に換価されれば、執行裁判所における配当を通じてその売却代金からより多額の債権の弁済を期待できる立場にあることは明らかであり、仮差押債権者が滞納処分において、目的不動産がより高額に換価されることを期待する利益は、単なる事実上の期待利益ではなく、法において保護された利益と解するのが相当である。したがって、滞納処分がされた不動産について仮差押えをした仮差押債権者は、当該滞納処分における換価手続に瑕疵があるため、目的不動産が不当に低額な売却代金で換価された場合には、その売却決定の取消しを求める法律上の利益を有するものというべきであり、申立人は、本案事件について原告適格を有するものというべきである。」と判示した。

(35) 高橋ほか・前掲注(17)515 頁

国税の滞納処分に関する裁判例では、処分をした行政庁と執行停止の対象となる処分を行う行政庁が同一の場合と異なる場合（例えば、税務署長が本案訴訟の対象となる滞納国税を国税局長に徴収の引継を行った場合（国税通則法 43 条 3 項））があるが、いずれの場合も該当する行政庁は国に所属していることから、被申立人適格を有する者は国となる。

なお、執行停止申立ての相手方が被申立人適格を有することについての疎明責任は、申立人が負うものとされている⁽³⁶⁾。

(3) 申立ての利益

執行停止の申立てを行うためには、申立ての利益が必要である。この申立ての利益を認めるためには、当該申立てが認容された場合に、申立人に法律上の利益が存在し、執行停止により申立人が現実的に救済されること、すなわち重大な損害を避け得ることが必要となる。この申立ての利益を判定する際には、執行停止の効果が、発生した損害の原状回復を命じたり、遡及的に処分を取消すものではなく、決定時から将来に向かってのみ生ずることに留意して、執行停止による現実的な利益の有無を判断することとなる。

また、執行停止の目的は、本案勝訴の価値及び効果を失わせないことにあるため、執行停止により、本案がその回復の目的となし得ないような利益を実現することは許されない⁽³⁷⁾。

申立ての利益は、執行停止の決定がされる時点における事実関係を踏まえて判断されるべきものであり、申立ての利益が存在することについては、申立人が疎明責任を負うものとされている⁽³⁸⁾。

イ 拒否処分

執行停止は、全ての行政処分が対象となるわけではない。拒否処分とは、法令に基づく申請を行政庁が却下又は棄却する処分であり、原則と

(36) 高橋ほか・前掲注(17)516 頁

(37) 南ほか・前掲注(5)488 頁

(38) 高橋ほか・前掲注(17)517 頁

して、執行停止の対象にならないとされている。その理由は、行政庁が拒否処分を行っても、拒否処分を行う前と同じ状況が続くだけであり、国民の具体的な権利義務に変化はないことによる。行政処分に対する執行停止は、当該処分の執行等を停止することが、申立人の権利の保全、損害の発生・拡大の防止に直接役立つ場合において初めてこれを認める実益がある。しかし、拒否処分はそれ自体何らの積極的な内容を有しておらず、その執行等を停止してみても、単に当該拒否処分がなされなかった状態を回復するだけで、申請が認められたのと同様の状態が形成されることにはならないと考えられるからである⁽³⁹⁾。

以上のように拒否処分に対する執行停止の申立ては、申立ての利益を欠く不適法な申立てとされるのが一般的であり、このような場合に仮の救済を図るためには、「仮の義務付け」（行訴法 37 条の 5 第 1 項）を求めることが必要となる⁽⁴⁰⁾。ただし、拒否処分であっても執行停止により何らかの法律上の利益が認められるときは、例外的に適法な申立てとなる。

滞納処分に関する拒否処分の例としては、納税の猶予申請（国税通則法 46 条）の不許可処分などがある。租税関係の裁判例としては、相続税の物納申請について、物納財産の変更要求処分の取消請求訴訟を本案とし、巨額の相続税額に対する延滞税、利子税等の附帯税を課せられることにより回復困難な損害が生ずるとして執行停止を求めた事案について、執行停止をしても物納を拒否した効力が仮に停止されるのみで、物納が許可された状態が仮に形成されるわけではないから、相続税の納税義務が免除されたり、延滞税の納付が免除されたりすることにはならないとして執行停止申立てを却下したもの（奈良地決平 6・7・18 公判

(39) 藤田ほか・前掲注(23)9 頁

(40) 宇賀克也『改正行政事件訴訟法—改正法の要点と逐条解説—【補訂版】』107 頁（青林書院、2006）

物未登載)がある⁽⁴¹⁾。

ロ 対象となる処分の終了

執行停止の対象となる処分が終了している場合は、申立ての利益は存在せず、当該申立ては不適法となる。執行停止の効果は、将来に向かつてのみ生じるもので、発生した損害の原状回復を命じたり、遡及的に処分を取消すものではない。このため、処分が終了している場合は、現実には救済されることはあり得ず、申立ての利益を欠くこととなる。

滞納処分に関する裁判例では、不動産に係る公売手続は完了しており、今後、本件各処分に基づく手続の続行がされる余地はなく申立ての利益を欠くとしたもの(大阪地決平 24・8・10 税資徴収関係判決順号 24-47、大阪地決昭 42・3・28 公刊物未登載)、差押債権について、債権の取立て、充当等により手続が完了しているので申立ての利益を欠き不適法としたもの(東京高決昭 61・11・12 公刊物未登載、東京地決昭 42・6・30 訟月 13・9・1136 頁)がある。

ハ 執行停止をしても損害を避ける効果がないこと

申立ての利益を認めるためには、執行停止により現実には救済されること、すなわち重大な損害を避け得ることが必要であり、執行停止をしても重大な損害を避けることができない場合は申立ての利益を欠くこととなる。このことについて、松山地決昭 43・8・9 公刊物未登載では、「執行停止をなしうるのは、これによりかかる損害を避けることができる場合に限るとの趣旨を、当然の前提として包含していると解すべきである。けだし行政事件訴訟法 25 条 2 項は、回復困難な損害を避けるという目的のために役立つ手段として執行停止を認めているのであって、右目的のために執行停止が役立つ場合にもこれを認める趣旨であるとは

(41) 奈良地決平 6・7・18 公刊物未登載は、「本件処分の効力を停止したとしても、相手方が本件各物件による物納を拒否した効力が仮に停止されるのみであって、物納が許可されたのと同じ状態が仮に形成されるわけではないから、相続税の金銭での納税義務(国税通則法 34 条 1 項)が免除されたり、本件各物件が収納されて延滞税の納付が免除されたりすることにはならない。」と判示している。

到底解しえないからである。」と判示している。

さらに、この松山地裁の決定は滞納処分に関する裁判例でもあり、貸付金債権の差押えについて、差押えられた資金が凍結状態で営業が不能の状態に陥っているため、手続の続行の停止を求めるとの申立てに対し、申立人の求める執行停止決定は、手続の続行が停止されたとしても、貸付金の差押えが解除され、その凍結状態が無くならない限り解消せず、回復困難な損害を避けるために役立つ手段とは全くいえないとして申立てを却下している⁽⁴²⁾。

2 本案が適法に提起され係属していること

行訴法 25 条 2 項は、執行停止の成立要件（積極的要件）として「処分の取消しの訴えの提起があった場合において」と規定し、執行停止が認められるためには、本案である取消訴訟が提起され係属していることを求めている。

執行停止の申立ては、通常、本案訴訟の提起と同時に行われることが多いが、申立ての時には本案訴訟が提起されていなくても、その決定時まで本案訴訟が係属すれば、申立ては適法になると解されている⁽⁴³⁾。

また、執行停止は、本案の勝訴判決の価値及び効果を失わせないことを目的としていることから、明文の規定はないものの、本案である取消訴訟は、

(42) 松山地決昭 43・8・9 公刊物未登載は、「申立人は、執行停止を求める理由として本件差押処分により申立人会社の資金が現在いわば凍結状態になり営業が不能に陥っており、右差押処分の手続が続行されるときは申立人は回復困難な損害を蒙る旨を強調する。仮りに右主張が事実とそうものであり、かつ手続の続行が停止されたとしても、右凍結状態が無くならないかぎり右損害の発生は避けられず、右凍結状態は本件差押処分が取り消されて差押が解除されないかぎり解消しない。しかるところ、申立人の求める本件執行停止決定は、すでになされた右差押の状態を存続せしめたままその決定以後の右差押処分の手続の続行のみ停止する効果を有するに過ぎないもので、すでになされた右差押処分の効力を取消し該差押を解除する効果を有するものではないのであるから、本件執行停止の申立てが認容されても、何ら右凍結状態の解消には役立たない。これを要するに、本件においては、執行停止は、申立人主張の回復困難な損害を避けるために役立つ手段とは全くいえないのである。」と判示している。

(43) 行政事件訴訟実務研究会編『行政訴訟の実務』121 頁（ぎょうせい、2007）

当事者適格や不服申立て前置などの一般的訴訟要件を具備していることが求められる⁽⁴⁴⁾。東京地決平 23・3・23 税資徴収関係判決順号 23-21 は、「処分の執行等の停止は、申立人が、本案の訴えである『処分の取消しの訴え』に勝訴した場合における原告の権利又は利益の保護を目的とするものであるから、処分の執行等の停止の決定をする上での要件として提起されることが必要となる『処分の取消しの訴え』は、適法なものでなければならぬと解される。」と判示している。

執行停止の前提要件となる本案訴訟の類型は、行訴法 25 条 2 項で規定する取消訴訟のほか、無効等確認訴訟⁽⁴⁵⁾、民衆訴訟や機関訴訟で処分または裁決の取消・無効の確認を求めるもの⁽⁴⁶⁾があるが、滞納処分の執行停止を求める本案としては、取消訴訟及び無効等確認訴訟が対象となる。

本案が適法に提起され係属していることについては、申立人が疎明責任を負うものとされている⁽⁴⁷⁾。

ところで、公売処分の原因となる滞納国税について、本案の対象となる滞納国税と本案の対象となっていない（取消訴訟を提起していない）滞納国税が混在する場合、執行停止申立てとの関係をどのように考えるべきであろうか。

横浜地決平 19・4・25 裁判所ウェブサイトは、「本件各物件の公売は、本件各課税処分の続行手続であるとともに、訴外各国税に係る課税処分等の続行手続ともいい得るから、本件各課税処分の取消訴訟が提起されていることを根拠として本件各物件についての公売手続の続行を停止することは、訴外各国税に係る課税処分等の手続の続行を根拠なく妨げることとなる。したがって、本件申立てに基づいて訴外各国税に係る課税処分等の続行手続でも

(44) 杉本・前掲注(2)87 頁では、「本案訴訟は、当事者適格その他訴訟要件を具備する適法な訴えとして係属することを要するものであることはいうまでもない。けだし、そうでなければ、原告の勝訴を予想しての被保全利益は認めがたいからである。」と述べられている。

(45) 行訴法 38 条 3 項

(46) 行訴法 43 条 1 項・2 項

(47) 高橋ほか・前掲注(17)524 頁

ある本件各物件についての公売手続の続行を停止することができないことは明らかである。」と判示し、本案の対象となっていない滞納国税がある場合、当該滞納国税について公売処分の停止はできない旨を示しつつ、「滞納処分は、滞納国税があることを原因として実施されるものであり、複数の滞納国税を原因として一つの手続としての滞納処分が行われているとしても、その租税債権間に特別の関連性が必要とされているわけではなく、もともと各滞納国税ごとに滞納処分を実施することが可能であることからすれば、このような滞納処分は各滞納国税を原因とする手続が重疊的に実施されており、各滞納国税ごとに可分なものと考えることができる。(中略) 手続が一体として進められているからといって、これらを一体、不可分なものとして問題のない滞納国税に係る滞納処分まで解除したり、換価を控える必要もないと考えられることからすると、上記のように手続が重疊的に行われており、各滞納国税ごとに可分なものとみるのが相当というべきである。(中略) そして、特定の滞納国税に対応する部分の滞納処分手続の続行を停止とした場合の処理については、当該滞納国税を除いた他の滞納国税を原因とする滞納処分として手続を続行すれば足り、それによって格別の支障が生じるとも解されない。」と判示し、本案の対象となる滞納国税と本案の対象となっていない滞納国税が混在していても、それらは可分なものであり、前者に対応した公売手続の続行の停止は理論的に可能との判断を示している。

ところで、本件については、執行停止をしても、本案の対象となっていない滞納国税の公売処분을続行することは可能であり、執行停止をしても損害を避ける効果がない(法的利益がない)とみることもできる。この点について、同決定は、「申立人としては本件各物件が公売されることを防止すべく訴外各国税を完納しようと努力しており、上記のような決定を得ておけば、公売手続が完了するまでに訴外各国税を完納することによって当面の目的を達し得るのであるから、このことからしても申立人には上記のような申立てをする法的利益があるものと認められる。」と判示し、申立ての利益を認めた上で執行停止を認容しているが、この理由からすると、申立人に本案の対象と

なっていない滞納国税を完納できる見込みが明らかでない場合には、法的利益を認めることはできないものと考えられる。

第三節 執行停止の実体的要件

1 処分の執行等により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があること

執行停止が成立するためには、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことが求められる（行訴法 25 条 2 項）が、この積極的要件は、執行停止制度の要件の中で最も重要なものであり、申立人が疎明責任を負うものとされている⁽⁴⁸⁾。

本要件の「重大な損害」については、過去において度々見直しが行われている。先ず昭和 23 年制定の行特法では「償うことのできない損害」と規定され、その後、昭和 37 年制定の行訴法（以下本節では「旧行訴法」という。）では「回復の困難な損害」に、更に平成 16 年に改正した行訴法（以下本節では「新行訴法」という。）において、現在の「重大な損害」に見直されている。第五章では、これらの損害及びその他の実体的要件について、滞納処分に関する執行停止の裁判例を整理・検討することとしており、ここでは一般的な各損害の意義や裁判例の傾向その他本要件に関する諸問題について考察する。

(1) 償うことのできない損害

戦後、執行停止制度が初めて整備されたのは、昭和 23 年に制定された行特法においてであり、同法 10 条 2 項では、執行停止の損害に関する要件について「処分の執行に因り生ずべき償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるとき」と規定していた。

この「償うことのできない損害」の意義については、原状回復不能の損害のみを指すものではなく、金銭賠償不能の損害を意味する場合もある（最

(48) 南ほか・前掲注(5)489 頁

大決昭 27・10・15 民集 6・9・827 頁) と解されていた。

(2) 回復の困難な損害

昭和 37 年に制定された旧行訴法 25 条 2 項は、執行停止の損害に関する要件について「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき」と規定していた。

旧行訴法の立法関係者は、行特法時代の「償うことのできない損害」から「回復の困難な損害」に見直した理由について、『償うことのできない損害』の意義については、従来種々の解釈が行なわれ、これをあまり厳に解するときは、制度の利用価値を減殺するおそれがあるので、緩和した表現に変更したのである。すなわち、処分を受けることによって被る損害が金銭賠償不能あるいは原状回復不能のもの、もしくは『著しい損害』でなくても、社会通念上それを被ったときはその回復は容易でないとみられる程度のものであれば足りるとする趣旨である。もっとも、この損害は、ひっきょう裁判所において執行停止の許否を判断するにあたって、停止によって原告の受くべき利益(免れる損害)として、当該処分の不停止によって維持される公共の福祉と比較衡量されるところのものと考えられるから、具体的事情の下において、後者とにらみ合わせて、それを犠牲としてもなお救済に値いする程度の損害かどうか相対的にきまる性格のものといえよう。⁽⁴⁹⁾と述べられている。本要件については、旧行訴法下では行特法下に比して緩やかに解釈、適用されているとはいえないように思われるとの意見がある⁽⁵⁰⁾ものの、一般的には損害要件を緩和したものとされている⁽⁵¹⁾。

この「回復の困難な損害」の意義については、回復困難とは原状回復または金銭賠償が不能な場合ばかりでなく、たとえ、終局的には金銭賠償が

(49) 杉本・前掲注(2)88 頁

(50) 藤田ほか・前掲注(23)39 頁

(51) 緒方節郎「行政処分執行停止」兼子博士還暦記念『裁判法の諸問題上』688 頁(有斐閣、1969)では、「行政事件訴訟法 25 条は、執行停止の要件等について旧法の規定を整備補充し『償うことのできない損害』に代えて『回復の困難な損害』という語を用いたが、現行法が旧法の要件を緩和したものであることは、表現上からも明らかである。」と述べられている。

可能であっても、社会通念上、そのことだけでは填補されないと認められるような著しい損害をこうむることが予想される場合をも包含する（東京高決昭41・5・6行裁例集17・5・463頁）と解されていた⁽⁵²⁾。

金子正史教授は、「回復の困難な損害」であるかを判断するには、諸々の要素を考慮する必要があるが、判例をみると次のイ～ホのような傾向がみられるとされている⁽⁵³⁾。

イ 本案判決による申立人（原告）に対する救済の可能性がどの程度であるかが考慮されていなければならない。期間の経過等により本案訴訟の訴えの利益が消滅する可能性がある場合は、執行停止が認容される可能性が大きい。また、本案判決まで長期間を要すると見込まれる場合は、執行停止は認められる可能性は大きいといえる。

ロ 国家賠償訴訟と執行停止申請は相補充する関係にあり、国家賠償訴訟で申立人が容易に損害を回復し得るのであれば、執行停止の必要性は低くなると解されている⁽⁵⁴⁾。

ハ 「損害」には、大別すると財産的損害と非財産的（人格的）損害とがある。表現、集会、結社の自由に対する損害、強制送還による損害、教育を受けられない損害、参政権に対する損害等が非財産的損害であるが、これらはその本質からして金銭的補償により申立人が満足を得ることが困難なので、それが極めて軽微である場合以外は執行停止は認められやすい。これに対し、土地収用裁決、換地処分、課税処分等によって生ずる財産的損害は、原則として代替性があり、金銭補償、還付金等による損害補填が可能であることが多いので、非財産的損害と比較すると

(52) 渡部吉隆＝園部逸夫編『行政事件訴訟法体系』〔藤田耕三〕431頁（西神田編集室、1985）では、「回復の困難な損害」について、「原状回復不能又は金銭賠償不能な場合はもちろん、たとえ金銭賠償が一応可能であるとしても、その損害の性質、態様その他からいって、社会通念上金銭賠償だけで損害が填補されたとはいえず、その損害を受忍させることが相当でないと認められる場合もまた、『回復の困難な損害』が生ずる場合に当たるといえるであろう。」と述べられている。

(53) 南ほか・前掲注(5)490頁

(54) 藤田ほか・前掲注(23)42頁

「回復の困難な損害」には当たらないとされる場合が多い。しかし、財産的損害であっても非代替的損害である場合⁽⁵⁵⁾は、執行停止が認められる場合があり得る。

ニ 「回復の困難な損害」は、申立人の個人的損害に限定される。申立人以外の第三者の被る損害や公共的損害はここでいう損害に当たらない。

ホ 「回復の困難な損害」に当たるか否かの判断に際し、その判断要素として、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること」あるいは「本案について理由がないとみえること」という2つの消極的要件を考慮に入れるべきか否かについて、「回復の困難な損害」と2つの消極的要件が別条項において定められていることからすると、消極説が妥当であるように解されるが、旧行訴法の立法関係者の意思⁽⁵⁶⁾や現実具体的に事件を処理する実務家の法感覚⁽⁵⁷⁾を考慮するならば、積極説は否定されるべきではないと論じられている。

(3) 重大な損害

平成 16 年に全面的な改正を行った新行訴法では、執行停止の損害に関する要件について「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」(新行訴法 25 条 2 項)と規定し、改正前の「回復の困難な損害」から「重大な損害」へ文言を見直している。

さらに、「重大な損害」については、改正前の「回復の困難な損害」にはなかった解釈指針となる規定が置かれており、「重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。」

(新行訴法 25 条 3 項)と規定されている。

このような平成 16 年改正の趣旨について、新行訴法の立法関係者は、「執

(55) この事例として、国立公園事業の用を供している文化的・宗教的価値を有する土地の収用に関する裁判例(宇都宮地決昭 42・3・16 行裁例集 18・3・239 頁(日光太郎杉事件判決))がある。

(56) 杉本・前掲注(2)88 頁

(57) 藤田ほか・前掲注(23)46～47 頁

行停止の要件に関する改正の趣旨は、次のようなものと考えられます。すなわち、執行停止の要件について、個々の事案ごとの事情に即した適切な判断が確保されるようにするためには、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる損害の性質のみならず、損害の程度並びに処分の内容及び性質が適切に考慮されることが必要と考えられます。そこで、執行停止の要件について、『回復の困難な損害』の要件を『重大な損害』に改めるとともに、重大な損害が生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するのみならず、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとするとして定めることにより、損害の性質のみならず、損害の程度並びに処分の内容及び性質が適切に考慮されるようにしているものと考えられます。これにより、処分等により生ずる損害について、その回復の困難の程度が著しいとまでは認められない場合であっても、具体的な処分の内容及び性質をも勘案した上で、損害の程度を勘案して『重大な損害』を生ずると認められるときは、執行停止を認めることができることになるものと考えられます。⁽⁵⁸⁾と述べられている。

また、新行訴法の制定に向けて設置された行政訴訟検討会の議論では、従来、具体的判断において損害の性質が過度に重視され、基準が厳格すぎたという認識から、多数の委員が、「回復の困難な損害」という要件を存続させることに反対し、その結果、同検討会が公表した「行政訴訟制度の見直しのための考え方」においては、「損害の回復の困難性のみによって判断するのではなく、損害の程度や処分の内容及び性質も考慮されるような規定とするため、『回復の困難な損害』との文言を『重大な損害』のような文言に改める」との提言がなされている⁽⁵⁹⁾。

このように平成16年の法改正は、「回復の困難」という文言にとらわれた過度に厳格な解釈を否定することを改めて確認したものとみることがで

(58) 小林久起『行政事件訴訟法 司法制度改革概説 3』279頁～280頁(商事法務、2004)

(59) 園部逸夫＝芝池義一編『改正行政事件訴訟法の理論と実務』(野呂充) 250頁(ぎょうせい、2006)

き、損害の「性質」要件から、損害の「程度」ないし「量」に着目した要件へ改正することにより、解釈の柔軟性を増そうとしたものとみることができる。重大な損害という新しい要件は、単に損害について定量的・絶対的な評価を行うという趣旨ではなく、執行停止の必要性について、具体的事案に応じて総合的・相対的な考慮をすべきことを定めるものである⁽⁶⁰⁾。塩野宏教授は、新行訴法 25 条 2 項及び 3 項について、「この規定は、従前、『回復の困難な損害』という不可逆性までも想定させるような概念上硬い要件であったものを柔軟にし、個々の事案ごとの事情に即した適切な判断が確保されるように、配慮したものである。したがって、金銭的な損害はそもそも要件に当てはまらないということにならないし、さらに、公益的判断もこのレベルでの比較衡量の要素となる。」と述べられている⁽⁶¹⁾。

申立人の主張する損害が「重大な損害」に当たることについては、申立人が疎明責任を負うものとされている⁽⁶²⁾。

イ 損害の回復の困難の程度

新行訴法 25 条 3 項は、「重大な損害」を判断するに当たって、「損害の回復の困難の程度」を考慮する旨規定している。具体的には、処分執行等により生ずる損害について、本案勝訴により係争処分を取り消す判決が確定した場合に、生じた損害について処分前の原状に回復することが可能か、そのことの全部または一部が困難であるとして金銭その他の代替物をもってそれを填補することで社会通念に照らして足りるといえるか等の事情が考慮の対象となり、その検討に当たっては、後述する口の「損害の性質及び程度」を併せて勘案することが必要と考えられる⁽⁶³⁾。

新行訴法の「損害の回復の困難の程度」は、旧行訴法の裁判例にみられた金銭的補償が不可能か、金銭賠償だけでは補填できない著しい損害

(60) 橋本博之『解説 改正行政事件訴訟法』127頁～128頁（弘文堂、2004）

(61) 塩野宏『行政法Ⅱ〔第五版〕行政救済法』206頁（有斐閣、2010）

(62) 高橋ほか・前掲注(17)532頁

(63) 高橋ほか・前掲注(17)534頁

があるかといった取り返しのつかない損害の有無を見極めるための考慮事項ではなく、「回復が容易でないと思われる程度」、あるいは、金銭賠償の実効性の程度をみて、重大な損害の有無を判断するための考慮要素の一つにするものである⁽⁶⁴⁾。新行訴法の立法関係者は、法改正によりどのような場合に執行停止が認められやすくなるのかという点について、「一般論としていえば、例えば、金銭賠償の可能性も考えると損害の回復の困難の程度が必ずしも著しいとまでは認められない場合であっても、具体的な処分内容及び性質をも勘案した上で、損害の程度を勘案して『重大な損害』を生ずると認められるときは、執行停止を認めることができることになるものと考えられます。(中略)例えば、営業が完全に破綻するというような場合であるとまでは認められないとしても、営業を悪化させる重大な影響が生ずるおそれがあり、通常の営業に回復するまでに重大な損害が起り得るといった場合などにおいては、このような損害の回復の困難の程度や損害の程度をも考慮に入れ、事案の実情に即して執行停止が認められるようになり、より適切な執行停止の運用が担保されると考えられます。」⁽⁶⁵⁾と述べられている。

ロ 損害の性質及び程度

新行訴法 25 条 3 項は、「重大な損害」を判断するに当たって、「損害の性質及び程度」を勘案する旨規定している。この「損害の性質」を勘案するとは、財産的損害（金銭的損害）か非財産的損害（人格的損害）かなど、損害そのものの性質をみることである。これらの損害の性質の違いによって、処分が執行された場合のその後の金銭賠償等の実効性もそれぞれ異なることとなるため、この損害の性質を考慮事項の一つとして勘案することとされている⁽⁶⁶⁾。

「損害の性質」（財産的損害）に関する最近の裁判例としては、「経済

(64) 室井力＝芝池義一＝浜川清編『コンメンタール行政法Ⅱ〔第2版〕行政事件訴訟法・国家賠償法』〔市橋克哉〕297頁（日本評論社、2006）

(65) 小林・前掲注(58)281頁～282頁

(66) 室井ほか・前掲注(64)297頁

的損失は、基本的には事後の金銭賠償によるてん補が可能であることにかんがみれば、経済的損失が発生するおそれを理由として、上記緊急の必要性があるといえるためには、当該経済的損失の発生につき事後の金銭賠償によってはその回復が困難又は不相当であると認められるような事情が存することが必要であるというべきである。」と判示したものがある⁽⁶⁷⁾。

また、「損害の程度」とは、発生する損害の規模の大きさのことであり、損害の回復の困難の程度が著しいとまでは認められないときであっても、損害の程度（規模）が著しい場合、「重大な損害」を避けるため緊急の必要があるとして、執行停止が認められることもあり得ることになる⁽⁶⁸⁾。

このような「損害の性質及び程度」については、上記イの「損害の回復の困難の程度」と密接に関連することから、併せて勘案することが必要と考えられる。

ハ 処分の内容及び性質

新行訴法 25 条 3 項は、「重大な損害」を判断するに当たって、「処分の内容及び性質」を勘案する旨規定している。この「処分の内容」とは、処分を行うことによって得られる利益（公益、公共の秩序等）のことであり、それを勘案するとは、処分により得られる利益がどのようなものか、処分を行う緊急性・必要性がどの程度あるかなどをみて処分の内容を検討することである。この利益の重要性が大きければ大きいほど、また、この緊急性・必要性が高ければ高いほど、重大な損害に該当しにくくなる。そして、「処分の性質」を勘案するとは、処分を即時に行わなければ事後的に同様の効果を得ることがどの程度困難になるか、処分が地域住民等法律上の利益を有する第三者を含む多数の関係者に対して、どのような性質を有する利益をどの程度及ぼすか等を見ることである。

(67) 東京地決平 22・6・1 裁判所ウェブサイト（滞納処分以外の裁判例である。）

(68) 行政事件訴訟実務研究会・前掲注(43)123 頁

処分の遅延による効果の減退が大きければ大きいほど、また、多数の関係者の重要な法益（生命、身体の安全、健康、財産、環境上の利益等）の実現を妨げる程度が高ければ高いほど、重大な損害に該当しにくくなる。

したがって、新行訴法 25 条 3 項の「損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案する」とは、一方で、処分によって得られる公益を考慮し、他方で、処分により失われる処分の名あて人の利益を考慮するとともに、さらに、第三者の利益についてもみることを通して、重大な損害の有無を総合的、かつ相対的に判断する利益衡量の枠組みを提供しているといえる⁽⁶⁹⁾。新行訴法の立法関係者の解説では、「損害の性質及び程度」のみならず、「当該処分の内容及び性質」をも勘案することとした趣旨について、「当該処分がその内容及び性質において申立人に与える影響のみならず、当該処分が広く多数の者の権利義務に対してどのような影響を与えるものであるかどうかなどを含めて、当該処分の執行を停止することによる影響が適切に考慮されることが担保されることとなります。そして、このように処分の内容及び性質について適切に考慮した上で、これとあいまって『損害の性質及び程度』を適切に勘案することによって、申立人に生ずる具体的な損害の程度を個別の事案に応じて適切に評価することが担保されることとなります。このように、『損害の性質及び程度』に加えて『処分の内容及び性質』をも総合的に勘案し、評価されることを担保し、執行停止の要件について、個別具体的な事案に応じて、より妥当な結論を導くようにする趣旨であると考えられます。」⁽⁷⁰⁾と述べられている。

(4) 申立人以外の者が受ける損害

執行停止の申立てについて「重大な損害」等を認定するためには、処分の執行等により生ずる損害であること（新行訴法 25 条 2 項）を要するが、

(69) 室井ほか・前掲注(64)298 頁

(70) 小林・前掲注(58)280 頁～281 頁

申立人以外の者が処分の執行等により受ける損害は、原則として、新行訴法 25 条 2 項の「損害」には当たらないとするのが学説及び裁判例の考え方である⁽⁷¹⁾⁽⁷²⁾。旧行訴法の立法関係者は、「損害は、それが同時に原告の個人的利益になんらか関連するところがある場合は格別、そうでないかぎりは、これを本項にいう損害とみることは、この制度の本来の趣旨とするところではない。」と述べられている⁽⁷³⁾。

もつとも、申立人以外の者の損害が全く認められない訳ではなく、申立人とそれ以外の者に特殊な関係等がある場合には、後者の損害についても申立人に生ずる損害と併せて判断される場合がある。これに当たる例としては、滞納処分において、自宅を公売される場合の申立人と同居するその家族の損害などが考えられる。また、特殊な例ではあるが、病院の医療設備の公売処分が行われると、病院の重症患者等がその病院で医療を受けられないこととなり、生命又は身体に対する償うことのできない損害を生ずる可能性があるとして、申立人ではない病院の患者に生ずべき損害を勘案して損害を認定した裁判例がある⁽⁷⁴⁾。

(5) 処分により当然に生ずる損害

処分により生ずる損害が、当該処分により誰彼なく当然に発生し得る範囲内の損害である場合、執行停止要件における損害に当たらないとする学説がある⁽⁷⁵⁾。その理由とするところは、このような損害に執行停止の積極

(71) 藤田ほか・前掲注(23)51頁では、申立人以外の者が処分の執行等により受ける損害が執行停止の損害に当たらない理由として、「抗告訴訟が民事訴訟と同様に原告自身の権利救済を目的とする制度である以上、執行停止制度で救済されるべき利益も原告個人の利益でなければならないのは当然のことであろう。したがって申立人の従業員や顧客の受ける損害、申立人の経営する会社の損害、申立人と類似の立場にある近隣住民の不利益は、申立人の『損害』とはいえない。」と述べられている。

(72) 原田尚彦『行政法要論〔全訂第7版〔補訂2版〕〕』421～422頁(学陽書房、2012)は、この点について、「その損害は原告の蒙る私的なものでなければならず、第三者の受ける損害や公共的損害であってはならない。」と述べられている。

(73) 杉本・前掲注(2)88頁

(74) 大阪地決昭 37・3・10 国税例集 7・47頁

(75) 緒方・前掲注(51)692頁では、「その損害が、(中略)誰れ彼れの例外なく当然に生ずる範囲の損害である場合、そのような損害が直ちに回復困難な損害に当るとい

要件を認めた場合、ほぼすべての行政処分が執行停止の積極要件を具備することとなり、執行不停止の原則を破壊する不合理な解釈といわざるをえないというものである⁽⁷⁶⁾。

これに反対するものとして、「誰彼なく生ずる」損害であっても、それが常に「回復困難な」損害に当たるものではなく、処分の性格や申立人の事情などによって異なるものであり、しかも、他に本案の理由と公共の福祉の二実体的要件が存在するのであるから、誰彼なく生ずる損害を「損害」に含めたとしても常に執行停止が与えられるわけではなく、したがって執行不停止原則に反するものとの批難は当たらない⁽⁷⁷⁾との意見があり、現在の学説・裁判例は後者の立場で、処分により当然に生ずる損害も執行停止の対象になり得るものとしている。

新行訴法 25 条 3 項では、重大な損害を判断するに当たって、「損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質」を勘案するとしていることから、処分により当然に生ずる損害についても「重大な損害」の対象になり得ることが明確となっている⁽⁷⁸⁾。

(6) 緊急の必要があること

新行訴法 25 条 2 項は、重大な損害を避けるため「緊急の必要があるとき」と規定しており、執行停止が成立するためには、「緊急の必要」が求められている。しかし、「緊急の必要」とは、今すぐ緊急に執行停止しないと回復が困難になるという意味⁽⁷⁹⁾であり、裁判例では「重大な損害」が認められれば「緊急の必要」もあるとして一体として判断される場合が多くなっている⁽⁸⁰⁾。この「緊急の必要」の内容は、個別的に判断するしかないが、

ことになるのであれば、そのような解釈は『処分の内容それ自体が回復困難な損害に当る』という解釈と実質上変わらないこととなって不当である。」と述べられている。

(76) 緒方・前掲注(51)692 頁

(77) 藤田ほか・前掲注(23)49 頁

(78) 小早川光郎＝高橋滋編『詳解 改正行政事件訴訟法』〔斎藤誠〕 222 頁～223 頁（第一法規、2004）

(79) 南ほか・前掲注(5)493 頁

(80) 行政事件訴訟実務研究会・前掲注(43)124 頁

申立人の権利・利益を直接侵害する形成効果を有する行政処分については、通常緊急性があるとみてよく、他に救済手続・方法があるか否かは緊急性の判断をする際には原則として考慮する必要はないとされる⁽⁸¹⁾。

2 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること

新行訴法 25 条 4 項は、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」と認められる場合、執行停止をすることができないと規定している。このような消極的要件を規定した趣旨について、旧行訴法の立法関係者は、「執行停止の消極的要件として、特例法と同様、執行停止が『公共の福祉に、重大な影響を及ぼすおそれがある』を掲げている。この趣旨は、本案前の暫定的措置としてなされる執行停止をなすべきか否かについては、単に申立人の処分によって受けた損害のみならず、公共の福祉に及ぼす影響をも考慮してなすべきことを明らかにしたものである。したがって、その影響が重大かどうかは、絶対的基準によるべきではなく、処分の執行により申請人の受ける損害との関係において、その損害を看過してまでもなお公共の福祉に対する影響をより重大としてこれをまもるほどの必要があるかどうかという見地から相対的に判断すべきものと解すべき」と述べられている⁽⁸²⁾。

本要件の「公共の福祉」とは、行政処分が達成しようとする行政目的（公益性）であり、他方、新行訴法 25 条 3 項では、重大な損害の判断に当たって、処分の内容、すなわち処分の公益性を勘案することとしている。このように重大な損害の判断に際し公益性が勘案されていることからすると、本要件を適用する場面は、極めて限定的であり、処分により発生する損害との比較衡量の余地がないような重大な影響が公共の福祉に及ぶ場合に限られる⁽⁸³⁾ものと考えられる。

これを滞納処分の場合でみると、滞納処分の行政目的（公益性）は、確定

(81) 南・前掲注(21)232 頁

(82) 杉本・前掲注(2)88 頁

(83) 園部ほか・前掲注(59)252 頁

した納税義務を強制的に実現することにより国税収入を確保することにあり、高度の公益性を有するものの、執行停止による公益性への影響は限定的（当該事案のみ）であることから、本要件に該当する程度の公益性への重大な影響は基本的に生じないものと考えられる。

本要件の疎明責任は相手方行政庁が負うものとされている⁽⁸⁴⁾。

3 本案について理由がないとみえること

新行訴法 25 条 4 項は、「本案について理由がないとみえる」場合、執行停止をすることができないと規定している。執行停止の目的は、本案の勝訴判決の価値及び効果を失わせないことにあるため、本案の勝訴が見込まれない場合にまで執行停止を認めるべきではない。この消極的要件は、行特法時代には要件として規定されておらず、旧行訴法の制定に際し新設されたものである。旧行訴法の立法関係者は、本要件が設けられた趣旨について、『『本案について理由がないとみえる』ことは、本条によって新たに加えられた消極的要件である。特例法の下においても解釈上、本案について一応理由があるとみえることを執行停止の要件として必要とすると解されていたが、本項は、この当然のことを明文で規定したにすぎないものである。けだし、本案についてすでに理由がなく、勝訴の見込みが認められないような場合にまで、執行停止をなすがごときは、執行停止制度の趣旨とするところではないからである。』と述べられている⁽⁸⁵⁾。

「本案について理由がないとみえる」ことの詳細な適用関係については、①申立人の主張に明らかに理由がないとき又は②行政庁において係争処分が適法要件を具備し、瑕疵のないことを疎明した場合が該当し、この場合執行停止は認められないこととなる。行政庁が上記②の疎明ができない場合は、申立人が疎明をしていない場合でも本消極的要件が適用されることはない。また、行政庁が本消極要件について疎明した場合は、申立人もこれに対して

(84) 高橋ほか・前掲注(17)559 頁

(85) 杉本・前掲注(2)89 頁

疎明する必要があるが、申立人は積極的に、処分が違法であり、取り消されるべきであることまで疎明する必要はなく、処分の違法性の疑いが多少なりとも存在する程度にまで疎明すればよいとされる⁽⁸⁶⁾。旧行訴法の立法関係者は、「これを消極的要件の形で規定したのは、申立人としては、この段階においては、係争処分が違法であること（中略）までも疎明する必要がないことを示す趣旨である。したがって、申立人の主張どおりとしても、係争処分取消事由を認めたいような明白な場合は論外として、相手方において係争処分の適法要件の具備を疎明しなければ、本案訴訟について理由がないとはみられないこととなる。」⁽⁸⁷⁾と述べられている⁽⁸⁸⁾。

本消極要件は、本案訴訟が一般的訴訟要件を具備しているかとの手続的要件とは別に判断すべきものとされており、その疎明責任は相手方行政庁が負うものとされている⁽⁸⁹⁾。

(86) 南ほか・前掲注(5)494頁

(87) 杉本・前掲注(2)89頁

(88) 藤田ほか・前掲注(23)59頁では、本消極要件について、『本案について理由がないとみえるとき』とは、本案について原告が主張する事情が法律上理由がないとみえ、又は事実上の点について疎明がないときをいい、必ずしも『勝訴の見込みがないとき』あるいは『敗訴の見込みがあるとき』を意味するものではないと解されている。執行停止は、通常、訴訟提起の段階で求められることが多く、また、それほどの時間的余裕もないまま限られた疎明資料の下で判断しなければならない性質のものであることからすると、執行停止の段階で本案訴訟における勝敗の見込みをつけることは實際上極めて困難であるといわなければならないと、執行停止の要件として、勝訴、敗訴の見込みの有無などということまでを要求しなければならない合理性もないからである。」と述べられている。

(89) 高橋ほか・前掲注(17)561頁

第三章 執行停止の審理手続及び効力等

第一節 執行停止の審理手続

1 手続の開始

執行停止を決定するためには、申立てによることが必要である（行訴法 25 条 2 項本文）。行特法時代の執行停止の規定では、裁判所は申立て又は職権により決定をすることができたが⁽⁹⁰⁾、行訴法の制定時に、申立てによつてのみ決定をすることができるとされた。行訴法の立法関係者は、その理由について、「特例法は、（中略）裁判所の職権による場合を認めたが、従来この職権の行使された事例は全くなく、また事柄の性質上、原告が望まないのに、あえて職権で執行停止を行う必要もないので、本法においてはこれを廃止して、申立てによる場合に限定したのである。」⁽⁹¹⁾と述べられている。

執行停止の申立てに当たり、当該申立てを管轄する裁判所は、本案の係属する裁判所となる（行訴法 28 条）。

2 審理

(1) 審理の方法

執行停止の決定は、口頭弁論を経ないですることができるが（行訴法 25 条 6 項本文）、その場合は、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならない（行訴法 25 条 6 項ただし書）とされており、口頭弁論を開くか否かは、裁判所が自由な裁量によって決することとなる⁽⁹²⁾。

執行停止の実際の審理においては、急を要する場合が多く、口頭弁論を行うことは例外的であり、ほとんどが書面審理で決定されている。書面審

(90) 行特法第 10 条第 2 項は、「裁判所は、申立に因り又は職権で、決定を以て」と規定していた。

(91) 杉本・前掲注(2)89 頁

(92) 藤田ほか・前掲注(23)99 頁

理を始めても、途中から口頭弁論に切り換えることは許されるし、その反対に口頭弁論から書面審理に移すことも可能である⁽⁹³⁾。

また、口頭弁論を経ないで書面審理により決定を行う場合は、当事者の意見を聴かなければならないこととされており、この意見を聴かなければならない当事者とは基本的に相手方行政庁となる。行訴法の立法関係者は、その理由として、「相手方は停止の当否について意見を述べ、また停止を失当とする事情の疎明の機会を与えるためのもの」⁽⁹⁴⁾と述べられている。

しかし、執行停止の申立てが不適法な場合など、裁判所が相手方行政庁の意見を聴くまでもなく却下を正当とする判断ができる場合は、意見を聴くことを要しない⁽⁹⁵⁾。

さらに、裁判所から執行停止申立てについて求意見がされた場合に、相手方行政庁が意見を述べない場合は、そのまま執行停止決定をしてもなんら違法の問題は生じない。これは求意見の趣旨が意見陳述の機会の保障にあることによる⁽⁹⁶⁾。

(2) 求意見の方法

求意見の方法については、法律上の制限はなく、実務上は、書面（求意見書）の送達による方法が多いが、急を要する場合は、電話を利用することも可能である。裁判所が求意見を行う場合は、どのような趣旨・原因の申立てがなされ、どのような疎明方法が提出されているかを通知すべきであり、単に執行停止の申立てがあったことを告知するだけでは足りないとされている⁽⁹⁷⁾。

(3) 求意見に対する意見陳述の期間

求意見に対する意見陳述の期間をどのように定めるかは、裁判所の判断に委ねられており、相手方行政庁における意見の取りまとめに通常必要な

(93) 藤田ほか・前掲注(23)99頁

(94) 杉本・前掲注(2)90頁

(95) 杉本・前掲注(2)90頁

(96) 南ほか・前掲注(5)495頁

(97) 南ほか・前掲注(5)496頁

程度を考慮し、個別の事案の内容に応じて判断されることとなる。しかし、執行停止の申立ては、急を要する場合が多く、求意見書送達後 3 週間程度と定められることが少なくない。したがって、裁判所から相手方行政庁に対し執行停止の申立てに対する求意見書が送達された場合は、求意見書に記載された期限までに当該行政庁の意見書を提出することができるよう迅速かつ適正な対応が必要となる⁽⁹⁸⁾。

(4) 疎明

執行停止の決定は、疎明に基づいてすることとされている（行訴法 25 条 5 項）。疎明は即時に取り調べることのできる証拠によってしなければならない（民事訴訟法 188 条）。疎明とは、証明に比較して一段低い蓋然性の程度の証明度をいうが、事柄の性質によって個別的、具体的に必要とされる証明度は異なってくるものであるから、実務上は、執行停止によって保護される申立人の利益が重大なものであるほど、また、停止によって処分の公益性に与える影響が大きければ大きいほど、反対当事者に課される疎明責任の証明度は高くなるものと考えられている⁽⁹⁹⁾。

第二節 執行停止の効力

1 自縛力（羈束力）

執行停止の決定⁽¹⁰⁰⁾がされた場合、その決定は裁判所を拘束し自縛力を有することとなる。このため、裁判所は、決定後に自ら取り消したり、変更す

(98) 行政事件訴訟実務研究会・前掲注(43)128～129 頁

(99) 藤田ほか・前掲注(23)106 頁では、「実務上は、執行停止によって保護される申立人の利益が重大なものであるほど、また、停止によって第三者あるいは公共の福祉に与える影響が大きければ大きいほど、反対当事者に課される疎明責任の証明度は高くならざるをえないものとして処理されていることに留意する必要がある」と述べられている。

(100) 認容決定、却下・棄却決定のいずれにも自縛力が働くこととなる。

ることは許されない。なお、行特法の規定⁽¹⁰¹⁾では、裁判所は決定後であっても職権により取消することが可能となっていたが、現在の行訴法においては裁判所の職権による取消しを認めていない。

2 形成力

執行停止の認容決定は、当該決定により、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を停止する効果をもたらすものであり、形成力を有するものといえる。

この執行停止による効果は、行政処分によって生じた法律関係を当該処分がなされる前と同じ状態にすることを意味するが、決定時から将来に向かってのみ生ずるもので、発生した損害の原状回復を命じたり、取消訴訟の勝訴判決のように遡及的に処分を取消すものではないと解するのが一般的な見解である⁽¹⁰²⁾。なお、決定時より前の処分の効力（効果）については執行停止の影響を受けない（否定されない）こととなる。

行訴法の立法関係者は、執行停止の効力について、「執行停止決定は、本案判決確定に至るまでの暫定的措置としてなされる形成的裁判であり、その効力は、将来に向かってのみ生ずる。すなわち、たとえば、処分の効力を停止するとは、処分の効力を遡及的に取り消すことを意味するのではなく、また、効力の停止以上に仮の地位を定めるものでもない。それは、単に将来に向かって、すなわち停止決定後は、処分の効力がない状態に置くことを意味するにすぎない。したがって、申立人と相手方行政庁（国または公共団体）との間においては、停止決定後判決確定に至るまでは、従前どおりの法律関係が継承されることになるにすぎないのである。」⁽¹⁰³⁾と述べられている。

また、執行停止の決定は、本案事件の判断に影響を及ぼすものではないと

(101) 行政事件訴訟特例法第 10 条第 6 項は、「裁判所は、何時でも、第二項の決定を取り消すことができる。」と規定していた（第二項の決定とは執行停止の決定である。）。

(102) 藤田ほか・前掲注(23)76 頁

(103) 杉本・前掲注(2)91 頁

されている⁽¹⁰⁴⁾。最大決昭 27・10・15 民集 6・9・827 頁は、「裁判所は、特例法 10 条 2 項による処分の執行停止の有無にかかわらず行政庁の違法な処分の取消又は変更を求める訴の当否を審判するのであるから、前記特例法の規定が憲法によって裁判所に与えられた行政事件審判権を侵犯する違憲の法律であるとの論旨は理由がない。」と判示した。

さらに、執行停止の決定は、第三者に対しても効力を有する（行訴法 32 条 2 項の規定により準用される同条 1 項）とされている。執行停止決定が第三者に対しても効力を有するとは、執行停止決定の効力が当事者以外の第三者にも及び、当該第三者はその決定の効力を争うことができなくなることを意味する⁽¹⁰⁵⁾。たとえば、A に一定の権利を享受させる処分 X について B が取消訴訟を提起し、執行停止（特に、処分の効力の停止）の決定を得た場合、この決定の効力は、申立人である B、相手方である国・公共団体等及び関係行政庁のほか、第三者 A に対しても及ぶ⁽¹⁰⁶⁾。

3 拘束力

執行停止の認容決定は、当該決定に関する処分をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する（行訴法 33 条 4 項の規定により準用される同条 1 項）。具体的には、処分をした行政庁その他の関係行政庁は、当該決定の効果が生じた時点以後は、少なくとも、執行停止の決定内容に抵触する行為等を行うことはできなくなり、これと矛盾する状態があれば、これに沿う状態を生じさせるべく当該矛盾する状態を将来に向かって排除する措置を講ずる義務を負う⁽¹⁰⁷⁾。拘束力に関する規定は、行特法には存在せず、行訴法の制定に際し新設されたが、行訴法の立法関係者は、その趣旨について、「執行停止決定は、判決のように既判力を有するものではないが、それが行政庁の行動を拘束するのでなければ、その効果を維持しがたいものであるからである。ことに処

(104) 高橋ほか・前掲注(17)576 頁～577 頁

(105) 藤田ほか・前掲注(23)77 頁

(106) 小早川光郎『行政法講義 下Ⅲ』283 頁（弘文堂、2007）

(107) 高橋ほか・前掲注(17)579 頁

分の効力の停止決定のごときは、当然決定の相手方たる行政庁以外で、その処分の執行あるいは後続行為を担当する行政庁の行動をも制限することになるから、これら関係行政庁にもその拘束力を及ぼす必要が存する。ただ、既述のように、執行停止決定の効力は、将来に向かってのみ生じ、過去に遡ることがないと解するかぎり、その関係行政庁の範囲も、取消判決の場合に比べて、狭いものといえることができる。」⁽¹⁰⁸⁾と述べられている。

ところで、執行停止の認容決定がされた場合、行政庁は当該決定の趣旨に反する行動を行うことはできなくなるが、さらに決定の趣旨に沿うための具体的措置を講ずべき行動義務を課することができるかが問題となる。

滞納処分においては、差押えの効力の停止を求める申立てが認容された場合、差押えの解除（不動産差押登記の抹消等）が必要になるかが問題となる。この問題については、既述⁽¹⁰⁹⁾しているところではあるが、執行停止の効果は、将来に向かって処分の効力がない状態におくものであるから、行政庁としては、決定後なお当該処分自体についてその効力のある状態を存続させることは許されないこととなり、もしもこれと矛盾する状態があれば、それがたとえ決定前に生じたものであっても、これを将来に向かって排除し、処分の効力がない状態をもたらすための措置を講ずべき義務があると解するのが相当である⁽¹¹⁰⁾。差押えの効力停止決定があっても、差押登記等が引き続き維持されるとすれば、申立人は差押財産の処分等を行うことはできず、執行停止の認容決定は無意味となることからすると、行政庁は執行停止決定の拘束力により、差押えを解除する（不動産差押登記の抹消、差押動産等の返還等）必要があると考えられる。

(108) 杉本・前掲注(2)113頁

(109) 第二章第二節 1(1)ハ参照。

(110) 藤田ほか・前掲注(23)82頁

第三節 執行停止決定に対する不服申立て

1 不服申立て制度創設の経緯

執行停止の決定に対しては、認容決定又は却下・棄却決定のいずれに対しても即時抗告をすることができる（行訴法 25 条 7 項）。行特法時代の規定⁽¹¹¹⁾では、執行停止決定に対し不服を申し立てることはできない旨を規定していたが、行訴法の制定に際し、新たに本規定が設けられたものである。行訴法の立法関係者は、その趣旨について、「執行停止申立てに対する決定には、本条は特例法と異なり、即時抗告による不服申立ての途を拓いた。すなわち、認容、却下いずれの決定に対しても不服が許される。特例法においては、執行停止の決定に対しては明文をもって不服を許さないものとし、却下決定に対してなら規定するところがなかったので、後者については、異論はあったが、一般に裁判の実務上は民事訴訟法第 410 条により普通抗告を可能とする見解が採用されていた。しかし、それでは認容と却下との取扱いに均衡を失するし、執行停止決定に対し不服のいえない相手方は、いきおい内閣総理大臣の異議権の発動にたよることとなり、この異議が濫用されるおそれがなしとしない。そこで上記のような改正が行われたわけである。」⁽¹¹²⁾と述べている。

2 即時抗告等の概要

執行停止決定に対する即時抗告は、決定の告知を受けた日から 1 週間の不変期間⁽¹¹³⁾内に提起しなければならず（民事訴訟法 332 条）、この即時抗告の提起は、当該決定の執行を停止する効力を有しない（行訴法 25 条 8 項）。行訴法の立法関係者は、その趣旨について、「この不服申立ては、即時抗告であり、迅速な解決が期せられるが、認容決定に対する即時抗告が民事訴訟法の

(111) 行政事件訴訟特例法第 10 条第 5 項は、「第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。」と規定していた（第二項の決定とは執行停止の決定である。）。

(112) 杉本・前掲注(2)91 頁

(113) 不変期間とは、裁判所によってその期間の伸縮が自由にできないものをいう。

原則により決定の執行を停止するのでは、この執行停止の実効性を奪うことになるので、特にかような効力を生じないものとする旨の明文を置いている。」⁽¹¹⁴⁾と述べられている。即時抗告に関して行訴法に定めのない事項は、民事訴訟の例によることとなる（行訴法7条）。

なお、抗告審の決定に対しては特別抗告ができるが、単に執行停止の諸要件の可否を争うだけでは、適法な特別抗告の理由とならないことは当然である。

(114) 杉本・前掲注(2)91頁～92頁

第四章 その他の仮の救済制度

第一節 国税に関する不服申立てと仮の救済（徴収関係）

1 国税に関する不服申立てと徴収との関係（概説）

国税通則法（以下「通則法」という。）105条1項本文は、「国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」と規定している。このような規定が設けられている趣旨は、行訴法が「執行不停止原則」を採用する理由と同様であり、「執行停止原則」を採用すると行政の運営を不当に阻害するおそれがあることや濫訴の弊を生じ、不服申立て制度そのものが円滑に機能することを困難にするおそれがあるためとされている⁽¹¹⁵⁾。

しかし、「執行不停止原則」により、不服申立てが提起されていても、当該処分の執行が継続すると、不服申立人が取消裁決を勝ち得ても、既に自己の財産に相当の損害が発生し、実効的な権利救済が図られない場合が生じ得るのは、執行停止で述べたところと同様である。

そこで、このような場合、行訴法では、暫定的な救済措置として執行停止制度を設けているが、国税に関する不服申立てが提起された場合は、係争処分に係る滞納国税について、差押処分までは可能であるが、その後の換価処分は、原則として、全て停止することとされている（通則法105条1項ただし書）。このほか通則法105条では、滞納者の仮の救済制度として徴収の猶予、滞納処分の続行の停止、差押えの猶予について規定しているが、原則として差押財産の換価は停止することから、これらの制度の利用は必ずしも多くはない。以下その内容を概観する。

(115) 志場喜徳郎＝山下元利＝荒井勇＝茂申俊共編『国税通則法精解 平成25年改訂[14版]』1068頁（大蔵財務協会、2013）

2 換価の停止

通則法 105 条 1 項ただし書は、同項本文で、国税に関する処分について不服申立てが提起されても、当該処分の執行等を停止しないことを規定しつつ、「ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。」と規定している⁽¹¹⁶⁾⁽¹¹⁷⁾。

「換価」とは公売、随意契約又は国による買入れにより差押財産を金銭化することであり、この「換価をすることができない」とは、一般的には、公売公告以下の換価手続をしない趣旨である。しかし、公売公告がされた後に

-
- (116) 税制調査会昭和 36 年 7 月「国税通則法の制定に関する答申（税制調査会第二次答申）及びその説明」の答申別冊「国税通則法の制定に関する答申の説明」129 頁では、換価の停止規定を置くこととした趣旨について、「争訟の提起があつた場合には、執行不停止の原則によることとするが、それは財産の差押えにとどめることとし、換価又は配当は、目的財産の価額の急激な低下が見込まれる等緊急の必要があるときを除き、することができないものとする。なお、これに関連して、現行の青色申告書に係る所得税又は法人税の更正決定につき争訟が提起された場合における滞納処分停止の制度は、これを廃止する。けだし、滞納処分のあらゆる段階でその手続を停止することは、白色申告者との権衡及び租税債権保全の見地から適当でないし、換価処分を原則として行なわないという合理的制度が一般的にとられることとなったからである。」と説明している。
- (117) 昭和 44 年 6 月 25 日衆議院大蔵委員会において吉国政府委員は、昭和 37 年の国税通則法制定時に換価の停止規定が設けられた経緯について、「一般的に他の行政行為等と比べて特色のある点は、異議申し立て等がございました場合には、差し押えをしても最終の公売処分はやらない、やってはならないという押えがつけてございます。（中略）青色申告の問題につきましては、実はこれは青色申告の育成という立場から、シャープ勧告以来、青色申告者が異議申し立てをいたしました場合には、自動的に執行停止をするという規定があったわけでございますが、昭和 37 年の国税通則法の制定の際に、税制調査会でいろいろ検討いたしました結果、そのときに、いま申し上げました最終公売は許さないという規定を入れたことと関連いたしまして、白色と青色との違いは、課税標準の決定ということについては差をつける問題があるだろう。しかし、徴収を執行停止するかしないかという基準としては理由がないのではないかと、この際はむしろ一般的に最終処分である公売処分の禁止を規定することによって一般論に戻るべきではないかということがございましたので、その制度をやめてしまったという経緯がございます。」と答弁している。

不服申立てがされた場合は、売却決定以後の手続を留保することも可能である⁽¹¹⁸⁾。

また、「財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき」とは、例えば、生鮮食料品等速やかに換価しなければ価額が著しく減少する場合のことであり、「不服申立人から別段の申出があるとき」とは、例えば、株式等についてその価格が急に下落するおそれがある場合や保管のための倉庫料が異常にかさむような場合等にされることが考えられる⁽¹¹⁹⁾とされている。

上記の換価を停止する期間は、「その不服申立てについての決定又は裁決があるまで」と規定されており、異議申立てがされてから決定があるまで及び審査請求がされてから裁決があるまでの期間となる。この通則法の規定からすると、異議申立ての決定があってから審査請求を提起するまでの期間は、換価は停止されないこととなるが、実務上は、権利救済の実効性を確保するため、この期間についても換価を停止する取扱いとしている⁽¹²⁰⁾。

3 徴収の猶予等

異議審理庁又は国税不服審判所長は、必要があると認めるときは、不服申立人の申立て又は職権により、不服申立ての目的となった処分に係る国税について、徴収の猶予又は滞納処分の実行の停止（以下「徴収の猶予等」という。）をすることができる（通則法 105 条 2 項・4 項）。

行訴法における執行停止がその実体的要件等を規定しているのに対し、徴収の猶予等の場合は、その要件について「必要があると認めるとき」と規定しているのみで、実体的要件について明文の規定は置いていない。

実務上の取扱い⁽¹²¹⁾としては、この「必要があると認めるとき」について、

(118) 志場喜徳郎ほか・前掲注(115)1070 頁

(119) 武田昌輔監修『DHC コメントール国税通則法 §56～129』4881 頁（第一法規、2014）

(120) 国税徴収法基本通達第 90 条関係 11 では、異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間（審査請求をすることができる間に限る。）は、原則として、換価を制限する旨規定している。

(121) 不服審査基本通達（異議申立関係）第 105 条関係の 2

例えば次の①～③に当たるときをいうとされている。なお、審査請求時にもこの取扱いに準じて処理が行われることとなる。

- ① 異議申立ての対象となった処分の全部又は一部につき取消しが見込まれるとき。
- ② 徴収の猶予をしても異議申立ての対象となった処分に係る国税の徴収に不足を生ずるおそれがないと認められるとき（異議申立てに理由がないと認められるときを除く。）。
- ③ 異議申立てにある程度理由があり、かつ、滞納処分を執行することにより納税者の事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められるとき。

4 差押えの猶予

不服申立人は、徴収の猶予等がされない場合でも、担保を提供して、差押処分をしないこと又は既にされている差押処分を解除することを異議審理庁又は国税不服審判所長に求めることができる。この場合、提供した担保が相当と認められるとき⁽¹²²⁾は、異議審理庁又は国税不服審判所長はその求めに応じなければならないこととされている（通則法施行令 37 条）。

第二節 行政不服審査法における不服申立てと仮の救済

1 執行不停止原則の採用

行政不服審査法（以下「行審法」という。）は、行政処分の不服申立てに関する一般法である。この行審法 25 条 1 項は、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」と規定し、行政処分に対し審査請求が

(122) 不服審査基本通達（異議申立関係）第 105 条関係の 3 では、「法第 105 条 3 項の『相当と認めるとき』とは、異議申立ての対象となった処分に係る国税の徴収が確実であると見込まれる担保の提供があったときをいうものとする。」と規定する。なお、不服審査基本通達（審査請求関係）第 105 条関係の 2 では、審査請求の場合について同様の規定を置いている。

提起されても、当該処分の執行等は停止しないこと、すなわち執行不停止原則の採用を明らかにしている。その理由としては、行訴法と同じく、審査請求によって直ちに執行停止の効果を生じさせることは、行政の円滑な運営を阻害するおそれがあること、審査請求の濫用を招く懸念があることを挙げている⁽¹²³⁾。

2 裁量的執行停止

処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合、審査請求人の申立て又は職権により執行停止⁽¹²⁴⁾を行うことができるとされている（行審法 25 条 2 項）。この裁量的執行停止は、前節でみた国税通則法の徴収の猶予等の規定と同じく、「必要があると認める場合」と規定するのみで、実体的要件について明文の規定は置いていない。

なお、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁（法律に特別の定めがある場合に限る。）も、必要があると認める場合は、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上で、執行停止⁽¹²⁵⁾をすることができる（行審法 25 条 3 項）。

3 義務的執行停止

行審法 25 条 4 項本文は、審査請求人の申立てにより、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認

(123) 宇賀克也『行政不服審査法の逐条解説』119 頁（有斐閣、2015）

(124) 行審法第 25 条 2 項では、執行停止の内容について、「処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置」と規定している。この規定の「その他の措置」とは、宇賀・前掲注(123)120 頁によれば、「原処分を変更して暫定的な処分をすることによって、『処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止』と同様の効果が発生するような措置であり、懲戒免職処分についての審査請求において、暫定的に停職処分に変更するような措置である。」と説明されている。

(125) 行審法第 25 条 3 項による執行停止には、同条 2 項の「その他の措置」は含まれない（行審法 25 条 3 項ただし書）。その理由は、処分庁の上級行政庁及び処分庁のいずれでもない審査庁に、暫定的とはいえ、原処分を変更するような措置を認めることは適切ではないためと説明されている（宇賀・前掲注(123)121 頁）。

めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。」と規定している。この義務的執行停止の場合は、審査庁が処分庁の上級行政庁または処分庁である場合でも、審査請求人の申立てが必要となる。

また、行審法 25 条 4 項ただし書は、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」又は「本案について理由がないとみえるとき」は執行停止を認めないことができると規定している。

さらに、行審法 25 条 5 項は、同条 4 項に規定する「重大な損害」を判断する際の解釈指針となる規定であり、「重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。」と規定し、同条 6 項では、「処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。」と規定している。

このように、行審法における義務的執行停止の要件等は、行訴法の執行停止の要件等と基本的に同じ内容となっている。

第三節 仮の差止め制度

1 仮の差止め制度の趣旨

行訴法の平成 16 年改正により、国民の権利利益の救済範囲の拡大を図る観点から、抗告訴訟の新たな類型の一つとして、差止めの訴えが新設された。差止めの訴えとは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟（行訴法 3 条 7 項）のことであり、この差止めの訴え（差止訴訟）を本案訴訟とする仮の救済制度として「仮の差止め」制度が創設されている。

平成 16 年の行訴法改正の検討を行った司法制度改革推進本部行政訴訟検討会が公表した「行政訴訟制度の見直しのための考え方」（平成 16 年 1 月 6 日）第 2 の 4(2)では、仮の差止め制度について、差止訴訟の本案判決を待つ

ていたのでは償うことのできない損害を生ずるおそれがある場合に迅速かつ実効的な権利救済を可能にするため、一定の要件の下で、裁判所が、行政に対し、処分をすることを仮に差し止める裁判をする新たな仮の救済の制度を設けることとされている。これを受けて、平成 16 年の改正行訴法では「仮の差し止め」制度が新設されたところである。

この仮の差し止めが必要と考えられる場合について、平成 16 年改正行訴法の立法関係者は、「本案判決が確定するまでの間に、営業停止などの制裁処分がされ、その公表が行われて名誉や信用が害される場合などには、生活や事業活動に償うことができない損害が生ずる可能性が考えられます。このような場合、既にされた処分の執行を停止する執行停止の制度では、処分がされないことによって生ずる損害が生じないようにしたり、あるいは処分が将来されることによって生ずべき損害を事前に防ぐというようなことはできないからです。」⁽¹²⁶⁾と述べられている。

滞納処分に対する仮の差し止めの申立ては、公売処分の仮の差し止めを求めるものが数件発生している状況であり、滞納処分の停止を求めるという点で執行停止と類似する「仮の差し止め」制度について以下概観する。

2 仮の差し止めの要件

仮の差し止めは、行訴法 37 条の 5 第 2 項及び第 3 項でその要件について規定しており、執行停止と同じく申立てによってのみ認められるものである。

(1) 仮の差し止めの手続的要件

イ 適法な差し止めの訴えが提起され係属していること

行訴法 37 条の 5 第 2 項は、仮の差し止めの積極的要件として「差し止めの訴えの提起があった場合」と規定し、仮の差し止めが認められるためには、本案である差し止め訴訟が適法に提起され（本案訴訟が一般的訴訟要件を具備しており）、係属していることが必要である。

(126) 小林・前掲注(58)283 頁

本要件の疎明責任は申立人が負うものとされている。

ロ 仮の差止めの申立てが一般的訴訟要件を具備すること

仮の差止めが認められるためには、その申立てが一般的訴訟要件を具備する適法なものであることが必要である。特に、当事者適格については、仮の差止めの申立人適格を有するのは、本案訴訟の原告であり、被申立人適格を有するのは、本案訴訟の被告となる。これ以外の者が申立人又は被申立人となった場合、その申立ては不適法なものとなる⁽¹²⁷⁾。

本要件の疎明責任は申立人が負うものとされている。

(2) 仮の差止めの実体的要件

仮の差止めの実体的要件のうち、次のイ及びロの2つの積極的要件は、執行停止の規定と比較し、より厳格とみられる規定が置かれており、ハの消極的要件については、執行停止と同様の規定が置かれていることから、仮の差止めの実体的要件は、執行停止に比べ、より厳格なものともみることができる。

イ 償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があること

行訴法 37 条の 5 第 2 項は、仮の差止めの成立要件（積極的要件）として、「差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があることを求めている。

この規定の「償うことのできない損害」との文言は、行特法時代に執行停止の損害要件で使われていたものと同じ表現を用いている。裁判例は、執行停止の「償うことのできない損害」の意義について、原状回復不能の損害又は金銭賠償不能の損害を意味する⁽¹²⁸⁾としていたが、本要件はそこまで厳格なものではない。仮の差止めの「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」がある場合について、平成 16 年の改正

(127) 南博方＝高橋滋編『条解行政事件訴訟法〔第3版補正版〕』（永谷典雄）674頁～675頁（弘文堂、2009）

(128) 最大決昭 27・10・15 民集 6・9・827 頁

行訴法の立法関係者は、「本案判決前における仮の救済である仮の義務付け又は仮の差止めについては、『償うことのできない損害』が要件とされ、本案訴訟である義務付けの訴え又は差止めの訴えについては、『重大な損害』を要件としているという違いがあります。(中略) 仮の義務付け及び仮の差止めについては、本案訴訟である義務付けの訴えや差止めの訴えの要件である『重大な損害を生ずるおそれ』よりも厳格な要件として、本案判決を待っていたのでは『償うことのできない損害』を生ずるおそれがあり、これを避けるために緊急の必要がある場合であることを要件としていると考えられます。したがって、『償うことのできない損害』とは、『重大な損害』よりも、損害の回復の困難の程度が比較的著しい場合をいうものと考えられます。(中略) 「償うことのできない損害」といっても、およそ金銭賠償が可能なものがすべて除かれると解されるものではありません。むしろ、社会通念に照らして金銭賠償のみによることが著しく不相当と認められるような場合を含むものと考えられます。」と説明されている⁽¹²⁹⁾。

裁判例では、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があるか否かの判定方法（考慮する事項）について、「当該処分がされることにより生ずる損害の回復の困難の程度を考慮し、当該損害の性質及び程度並びに当該処分の内容及び性質をも勘案する必要があると解すべきである。」⁽¹³⁰⁾と判示している。

なお、緊急の必要については、「償うことのできない損害」の要件が認められる場合には、通常、「緊急の必要」があるということができ、両者は一体として、判断されるのが通常である⁽¹³¹⁾。

本要件の疎明責任は申立人が負うものとされている。

ロ 本案について理由があるとみえること

(129) 小林・前掲注(58)290頁

(130) 東京地決平 25・8・14 税資徴収関係判決順号 25-39

(131) 南ほか・前掲注(127)676頁

行訴法 37 条の 5 第 2 項は、仮の差止めの成立要件（積極的要件）として、「本案について理由があるとみえる」ことを求めている。このような規定が設けられた趣旨は、本案勝訴の結果と同じ内容を仮の裁判（救済手続）で実現することから、本案訴訟について勝訴する見込みがある場合を対象とすべきと考えられたからである⁽¹³²⁾。平成 16 年の改訂行訴法の立法関係者によれば、本要件がどのような場合をいうのかについて、「本案訴訟である（中略）差止めの訴えに関して主張する事実が、法律上、（中略）差止めの判決をする理由となる事情に該当すると一応認められ、かつ、その主張する事実が一応認められることをいうものと考えられます。」と述べられている。

執行停止の場合は、消極的要件として「本案について理由がないとみえるとき」と規定されていることと比較すると、仮の差止めの要件はより厳格なものとなっており、その疎明責任も、執行停止では相手方行政庁が負っていたが、仮の差止めの本要件では、申立人が負うものとされている。

ハ 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること

行訴法 37 条の 5 第 3 項は、仮の差止めの消極的要件として、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」は仮の差止めをすることができないと規定している。本要件は、執行停止の公共の福祉に関する要件（行訴法 25 条 4 項）と同じ文言であり、その趣旨も基本的に同じとされている⁽¹³³⁾ことからすると、その適用場面は、極めて限られ、損

(132) 南ほか・前掲注(127)677 頁

(133) 小林・前掲注(58)292 頁～293 頁では、本要件の趣旨について、「仮の義務付け及び仮の差止めは、『公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない』こととされています（第 37 条の 5 第 3 項）。この点は、執行停止の場合（第 25 条第 4 項）と同様であり、その趣旨も基本的には同じであると考えられます。ただし、仮の義務付け又は仮の差止めは、その必要性に関する要件として「償うことができない損害を避けるため緊急の必要」がある場合であることを要件としていますから（第 37 条の 5 第 1 項、第 2 項）、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」とは、申立人において「償うことができない損害を避けるため緊急の必要」がある場合であっても、なお、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ

害要件との比較衡量の余地がないような重大な影響が公共の福祉に及ぶ場合に限られると考えられる。

これを滞納処分の場合でみると、執行停止で既述したとおり⁽¹³⁴⁾、滞納処分の執行を停止した場合の公共の福祉（公益性）への影響は限定的であり、本消極要件に該当する程度の公共の福祉への重大な影響は基本的に生じないものと考えられる。

本要件の疎明責任は相手方行政庁が負うものとされている。

3 執行停止と仮の差止めとの関係

執行停止の処分の執行又は手続の続行の停止を求める申立ては、特定の行政処分にに基づく執行や後続する処分の一時的な停止を求めるものである。他方、仮の差止めの申立ては、将来行われる処分の一時的な差止めを求めるものであることから、その機能は重なり合う部分がある。

上記 2(2)のとおり、仮の差止めの要件は、執行停止の要件よりも厳格であり、先行処分の取消訴訟を適法に提起して執行停止を申し立てることができる場合、仮の差止めを申し立てる実質的なメリットはない。また、仮の差止めの本案訴訟となる差止訴訟の要件である補充性⁽¹³⁵⁾を満たすことができず、仮の差止めの申立てが不適法と判断されるおそれもある。ただし、後続の処分の固有の違法性を主張できるようなときには仮の差止めが意味を持つ可能性がある⁽¹³⁶⁾。

滞納処分に関する裁判例では、平成 16 年の仮の差止め制度創設時から現在（平成 25 年末）までに 2 件⁽¹³⁷⁾の申立てが提起されているにすぎず、い

がある」ために、仮の義務付け又は仮の差止めの裁判を差し控えるべき場合をいうことになると考えられます。」と述べられている。

(134) 第二章第三節 2 を参照。

(135) 差止訴訟が適法となるためには、差止訴訟以外に損害を避ける適当な方法がない場合に限られる（行訴法 37 条の 4 第 1 項ただし書）。

(136) 園部ほか・前掲注(59)270～271 頁

(137) 東京地決平 17・11・25 公刊物未登載、東京地決平 25・8・14 税資徴収関係判決順号 25-39（両事件とも公売の仮の差止めを求める裁判例である。）

れも申立て却下となっている。滞納処分の場合に仮の差止めを利用しなければ、損害を避けられないケースは限られており、今後も、仮の差止めについて、その申立て件数が大きく増加する可能性は低いものと考えられる。

第五章 滞納処分における執行停止の裁判例

第一節 滞納処分における執行停止裁判例の概況

収集した滞納処分に関する執行停止の裁判例は、昭和 23 年⁽¹³⁸⁾から平成 25 年までの間で確認できた 130 件であり、国税の徴収に関する滞納処分だけではなく、滞納処分の例により徴収することができる公租公課全般を対象としている。

なお、以下で説明する内容は収集できた裁判例に関するものであることをご承知置き願いたい。

1 発生・決定状況

収集した 130 件の発生状況は、昭和 23 年施行の行特法時代（約 14 年間）には 72 件と多かったが、昭和 37 年施行の行政事件訴訟法（以下本章では「旧行訴法」という。）時代（約 43 年間）には 36 件と減少し、平成 16 年の改正行政事件訴訟法（以下本章では「新行訴法」という。新行訴法の施行は平成 17 年 4 月 1 日。）施行後（約 8 年間）は 22 件とやや増加している状況にある。

また、収集した 130 件の裁判例のうち、認容決定（執行停止決定）をしたものは 38 件であり、却下・棄却決定は 92 件となっている。この認容決定 38 件については、行特法時代に 25 件、旧行訴法時代に 11 件、新行訴法施行後は 2 件という状況である。

近年における申立て件数の増加は、執行停止をはじめ権利救済手続の整備が進められたことや、バブル崩壊等による滞納額の著しい増加やその後の減少過程において、滞納処分を行う対象が大幅に増加したことが影響しているものと考えられる。

(138) 戦後、執行停止制度が初めて整備されたのは、昭和 23 年に施行された「行政事件訴訟特例法」においてであり、それ以降の裁判例を収集している。

2 執行停止事件の特徴

滞納処分に関する執行停止申立ては、そのほとんどが公売処分の停止を求めるものであり、執行停止の内容としては、手続の続行の停止を求めるものが多数となっている。公売処分の停止を求めることが多い理由は、差押処分が行われても、通常、当該財産の使用収益は可能である⁽¹³⁹⁾ことから、所有権を失い、使用収益ができなくなる差押財産の換価の場面で問題となることが多いためと考えられる。

また、本案訴訟（取消訴訟等）については、収集した 130 件のうち、滞納処分そのものを争うものが 67 件、課税処分その他を争うものが 63 件となっている。

執行停止の申立人については、収集した 130 件のうち、滞納処分を受ける者（滞納者）となっているものが 97 件、滞納処分を受ける者以外の第三者となっているものが 33 件と比較的多く、第三者についてはそのうち 17 件が認容されている⁽¹⁴⁰⁾。

申立てを却下・棄却した 92 件について、その理由別の件数は、

- ① 重大な損害等を避けるため緊急の必要があると認められないもの 62 件
- ② 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの 1 件
- ③ 本案について理由がないとみえるもの 12 件
- ④ 本案が適法に提起され係属していないもの 8 件

(139) 国税徴収法第 69 条（差押財産の使用収益）等

(140) 藤田ほか・前掲注(23)244 頁は、第三者申立ての執行停止申請の認容率が高いことについて、「滞納処分は租税等の回収のために行われるものであって、滞納者は租税を納付することにより滞納処分を回避することができ、後に課税処分が取り消されれば、納付した税額に還付加算金を付加して返還される。したがって、課税処分の違法を主張して滞納処分につき執行停止を求める滞納者は、滞納処分自体によって損害を受ける場合でも、その税額を納付するための資金調達に著しい不利益を受けないときは、その必要性がないものとして執行停止を得ることができない。しかし、滞納者以外の者の申立てのときは、その者が租税を納付することを期待できないし、その者が本案で勝訴したときでも代位納付した税を国などから還付を受けることもできないから、滞納者についての右の理論を適用することができない。」こととも関係があると思われると述べられている。

⑤ 執行停止申立てが一般的訴訟要件を具備していないもの 16件

※ 上記のほか却下等理由不明が1件ある。また、一つの裁判例で複数の却下等理由が存在する場合があるため、上記件数の合計は92件とならない。

という状況であり、①の「重大な損害等为了避免のため緊急の必要があると認められないもの」を理由とするものが62件と圧倒的に多い状況である。執行停止の要件では、重大な損害に関する要件が最も重要⁽¹⁴¹⁾とされており、これを反映したものとなっている。

次節以降では、執行停止の実体的要件である「重大な損害を避けるため緊急の必要があること」(積極的要件)並びに「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること」(消極的要件)及び「本案について理由がないとみえること」(消極的要件)について、滞納処分に関する裁判例の状況を概観する。

第二節 重大な損害等に関する裁判例

1 損害概念の変遷と裁判例の傾向

執行停止の損害に関する要件は、戦後、執行停止制度が初めて整備された行特法時代の「償うことのできない損害」から旧行訴法時代の「回復の困難な損害」へ、そして、「回復の困難な損害」から新行訴法の「重大な損害」へ順次改正されており、その内容はいずれも損害要件を緩和したものとされている。

そこで、執行停止の要件の中で最も重要とされる「重大な損害を避けるため緊急の必要があること」に関する具体的な裁判例を概観する前に、滞納処分に関する執行停止の裁判例等から、損害概念の変遷や裁判例の傾向について考察する。

(1) 償うことのできない損害の意義

(141) 南ほか・前掲注(5)489頁

行特法時代の「償うことのできない損害」の意義については、「原状回復不能の損害のみを指すものではなく、金銭賠償不能の損害を意味する場合もある」（最大決昭 27・10・15 民集 6・9・827 頁）⁽¹⁴²⁾とされており、滞納処分に関する裁判例では、「原状回復が不能でしかも金銭賠償では償い得ない損害を意味するものと解すべき」（徳島地決昭 36・12・4 国税例集 6・301 頁）と判示したものがあ

(2) 回復の困難な損害の意義と改正理由

行特法時代の「償うことのできない損害」を旧行訴法時代の「回復の困難な損害」に改正した理由は、立法関係者によれば、「償うことのできない損害」について、従来種々の解釈が行われ、これをあまりに厳に解するときには制度の利用価値を減殺するおそれがあることから、緩和した表現に変更したとの説明がされている⁽¹⁴³⁾。

旧行訴法時代の「回復の困難な損害」の意義については、「原状回復または金銭賠償が不能な場合ばかりでなく、たとえ、終局的には金銭賠償が可能であっても、社会通念上、そのことだけでは填補されないと認められるような著しい損害をこうむることが予想される場合をも包含する」（東京高決昭 41・5・6 行裁例集 17・5・463 頁）⁽¹⁴⁴⁾とされており、滞納処分に関する裁判例では、「原状回復若しくは金銭賠償の不能な損害、又はその損害の性質、態様等からして、社会通念上、その回復が容易でないものをいうものと解される」（名古屋地決平 4・10・26 公刊物未登載）と判示したものとや「社会通念上、手続の続行等の不停止によつて維持される行政目的の達成とその停止によつて申立人の免れる損害とを比較衡量して前者を犠牲にしてもなお後者を救済しなければならないと考えられる程度の損害を指称すると解すべき」（岡山地決昭 43・12・17 行裁例集 19・12・1940 頁）と判示したものがあ

(142) 滞納処分以外の裁判例である。

(143) 杉本・前掲注(2)88 頁

(144) 滞納処分以外の裁判例である。

(3) 重大な損害の解釈と改正理由

新行訴法では、旧行訴法時代の「回復の困難な損害」との文言を「重大な損害」に改正するとともに、この「重大な損害」について、新たに解釈指針となる規定が設けられ、新行訴法 25 条 3 項は、「重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案する」と規定している。

この「重大な損害」に改正し、解釈指針となる規定を新設した趣旨について、新行訴法の立法関係者は、執行停止の要件について、事案に即した適切な判断が確保されるためには、処分の執行等により生ずる損害の性質のみならず、損害の程度並びに処分内容及び性質が適切に考慮されることが必要であるとし、そこで、執行停止の損害要件を「重大な損害」に改めるとともに、新たに解釈指針を設け、適切に考慮されるようにしたと説明されている⁽¹⁴⁵⁾。また、塩野宏教授は、「重大な損害」への見直しについて、「この規定は、従前、『回復の困難な損害』という不可逆性までも想定させるような概念上硬い要件であったものを柔軟にし、個々の事案ごとの事情に即した適切な判断が確保されるように、配慮したものである。」と述べられている⁽¹⁴⁶⁾。

滞納処分に関する裁判例では、「当該行政処分の効力又は手続の続行によって執行停止の申立人に生ずるおそれのある損害が、当該行政処分の行政目的の実現を一時的に犠牲にしてもなお、救済しなければならない程度に重大なものかどうかによって判断すべきもの」（大阪高決平 24・3・12 税資徴収関係判決順号 24-16）と判示したものがあ

(4) 各損害要件における滞納処分に関する裁判例の比較

上記(1)から(3)のとおり、損害概念は時代（行特法時代、旧行訴法時代及び新行訴法時代）により変わってきているが、滞納処分の具体的な裁判例

(145) 小林・前掲注(58)279 頁

(146) 塩野・前掲注(61)206 頁

では、どのような判断をしているであろうか。事例としては、不動産が公売された場合の損害の考え方（公売により売却された財産の回復に関する考え方）について、各時代ごとの判示内容をみることにする。

損害要件が異なる各時代別に裁判例を比較すると、次のイからハのとおり、「償うことのできない損害（行特法時代）」では、不動産の回復は、法的に十分可能で、その手続はそれ程困難なものではないとし、また、第三者である買受人が当該不動産に現状変更を加えても、金銭賠償によって回復させることはそれ程困難を伴うものではないと判示している。

同様の事例について、「回復の困難な損害（旧行訴法時代）」では、所有権を回復できないわけではないが、買受人が転売した場合等には、かなりの困難、時間、費用を要すると判示したものや公売不動産を買受人から譲り受けた転得者と売却決定取消しにより所有権を回復した原所有者とは、民法 177 条の対抗関係に立つものと解され、転得者が先に登記を具備した場合、原所有者が登記名義を回復することは法律上不可能になり、不動産の原状回復も困難な場合が多いことは否定できないと判示したものがある。

さらに、「重大な損害（新行訴法時代）」では、公売処分等の取消し後、滞納者が所有名義を回復する前に、買受人から公売不動産を譲り受けた転得者が所有権の移転登記を経由した場合は、当該転得者と滞納者は民法 177 条の対抗関係に立つと解され、滞納者の登記名義の回復は法律上不可能となる可能性がある」と判示している。

これらを比較すると、滞納処分に関する執行停止の裁判例において、行特法時代の損害要件に関する考え方が旧行訴法時代や新行訴法時代と比べ、より厳格なものとなっているとみることができる。

イ 償うことのできない損害（行特法時代）に関する裁判例

広島地決昭 30・10・28 税資 21・199 頁は、「本件建物が公売処分によって買受人である第三者の所有に帰した後に、本件差押えが無効と判断されたとしても、本件建物所有権の申請人への復帰は、法的に十分可能であつて、かつその手続がそれ程困難なものとも考えられないし、又

第三者の所有に帰することによつて、右第三者が本件建物の現状に変更を加えることも必ずしも予期できないことではないが、これもまた申請人が受ける金銭的賠償によつて、それを旧態に復させることはそれ程困難を伴うものとも考えられない。」と判示している。

ロ 回復の困難な損害（旧行訴法）に関する裁判例

① 大阪高決昭 48・11・13 訟月 20・5・175 頁は、「本件物件に対する差押、公売処分を取消す旨の判決が確定したときは、原告人は本件物件に対する所有権を回復できその登記を得られないわけではないけれども、公売買受人において他に転売などしたときは、その回復には可成りの困難、多くの時間、費用を要することが予測されることからすると、矢張り原告人は本件公売によつて回復し難い損害を被ると認めるのが相当である。」と判示している。

② 東京地決平 9・12・5 行裁例集 48・11-12・904 頁は、「不動産の売却決定の取消し後に、買受人から、当該不動産を譲り受けた転得者と売却決定の取消しにより所有権を回復した原所有者とは、民法 177 条の対抗関係に立つものと解されるから、売却決定取消し後、その所有名義が原所有者に回復される前に、右転得者が所有権移転登記を経由してしまった場合には、原所有者の登記名義を回復することは法律上不可能になり、また、原所有者の登記名義を回復することが法律上可能な場合であっても、不動産の売却後には、当該不動産について一定の事実状態が形成されるのが通常であるから、当該不動産の原状を回復することは現実問題として困難な場合が多いことは否定できないところである。」と判示している。

ハ 重大な損害（新行訴法）に関する裁判例

東京地決平 23・9・27 税資徴収関係判決順号 23-52 は、「不動産の公売処分や売却決定の取消し後、その所有名義が滞納者に回復される前に、買受人から当該不動産を譲り受けた転得者が所有権移転登記を経由した場合には、当該転得者と滞納者とは民法 177 条の対抗関係に立つと解

されるため、滞納者の登記名義を回復することが法律上不可能となる可能性がある」と判示している。

(5) 小括

執行停止の損害に関する要件について、「償うことのできない損害」から「回復の困難な損害」への改正は、従来種々の解釈があった損害範囲について、その拡大を規定上明確化することにより損害要件の緩和を図ったものである。また、「回復の困難な損害」から「重大な損害」への改正は、損害や処分全般を総合的・相対的に考慮することを明確化し、個々の事情に即した柔軟な解釈を可能にしたという意味で損害要件の緩和を図ったとみることができる。

滞納処分に関する裁判例をみても、上記(4)のとおり行特法時代の裁判例と新・旧行訴法時代の裁判例とは、明らかに異なる解釈により損害を判断しており、前者は、公売処分取消しにより財産の回復は十分可能であるとしているのに対し、後者は、公売処分の取消し時において、財産の回復が法律上不可能となる場合があると判示するなど、よりきめ細かく具体的な状況に即した判断を行っているともみることができる。

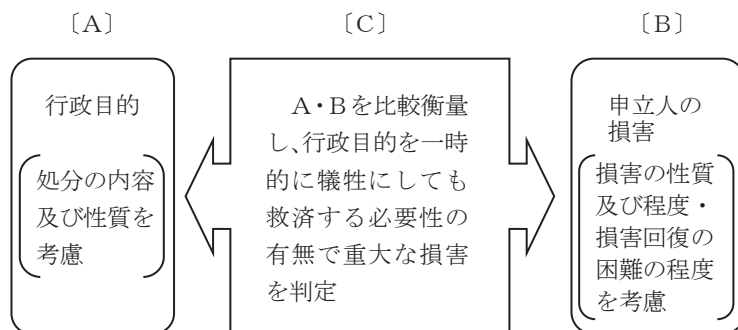
このような事例をはじめ、現在（重大な損害）の解釈では損害要件を認定する事例であっても、行特法時代の裁判例では、より厳格に解釈し、損害要件を認定しない場合があることに留意する必要がある。

2 滞納処分に関する重大な損害の意義

新行訴法 25 条 3 項は、「重大な損害」の解釈指針となる規定であり、「重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。」と規定している。この規定の意義について、大阪高決平 24・3・12 税資徴収関係判決順号 24-16 は、「当該行政処分の効力又は手続の続行によって執行停止の申立人に生ずるおそれのある損害が、当該行政処分の行政目的の実現を一時的に犠牲にしてもなお、救済しなければならない

程度に重大なものかどうかによって判断すべきもの」と判示している。

これを概念図で示すと、次のとおりとなる。



(1) 行政目的〔概念図A〕

概念図Aの行政目的を判断するに当たっては、行政目的自体の内容や当該行政目的を実現するために行う滞納処分の内容及び性質を考慮する必要がある。

滞納処分の行政目的（公益性）は、「滞納処分の執行により維持される国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保すること」（東京高決平 22・3・8 税資徴収関係判決順号 22-35）⁽¹⁴⁷⁾とされている。この概念は滞納処分に関する裁判例に共通する一般的、抽象的概念であり、原則として個々の事案により異なることはない。

なお、滞納者が納付不履行を繰り返すなど納税に不誠実であること及び滞納税額が高額（3億円以上）であることから、滞納税金が円滑に支払われない蓋然性があるとし、公売処分の必要性は高いとした裁判例⁽¹⁴⁸⁾があるが、例えば、公売財産の価格が下落局面にあり、当該財産の評価額が滞納税額に満たないような場合には、納税に不誠実である（事後の納税が円滑に行われない可能性が高い）ことや高額滞納という事実が、国税収入

(147) 滞納処分の行政目的について類似の解釈をするものとして、大阪高決平 24・3・12 税資徴収関係判決順号 24-16 がある。

(148) 札幌地決平 18・8・24 公刊物未登載

の確保等という行政目的に照らし、重大な損害（公売処分の緊急性）を認定し易くする理由になるものと考えられる。

また、滞納処分内容及び性質については、「高度の公益性を有する」（大阪高決平 24・3・12 税資徴収関係判決順号 24-16）とされているところであるが、差押処分により国税債権を確保できている場合は、公売処分等を急ぐ必要性は高くはないとされている⁽¹⁴⁹⁾。加えて、執行停止により行政目的（国税収入の確保等）の実現を一時的に停止する第三者等への影響は、限定的なもの（当該事案に関するもののみ）であり、原則として、社会一般にその影響が広がる性質のものではないと考えられる。

（2）申立人の損害〔概念図B〕

概念図Bの申立人の損害を判断するに当たっては、申立人の被る損害の性質及び程度やその損害回復の困難の程度を考慮する必要がある。

行政処分一般の執行停止の裁判例では、財産的損害の場合、代替性があり金銭賠償による補填が可能であるとして、原則として、重大な損害を認定していない。滞納処分による損害の性質はこの財産的損害に当たることから、裁判例では、事後的な金銭賠償による救済が可能な損害⁽¹⁵⁰⁾とされ、原則として、重大な損害に当たらないものとされている。司法関係の実務者は、滞納処分による損害は、その取消しの判決があれば、納付した税額に年 7.3 パーセントの還付加算金まで加えて還付されるから、原則として執行停止の必要性はないとしている⁽¹⁵¹⁾。

(149) 藤田ほか・前掲注(23)244 頁では、「滞納処分については、処分を速やかに執行すべき要請が他の行政分野に比して低く、また、差押えが維持され、差押物の価格が充分であれば、公売をさして急がなくなるともよい性格がある。」と述べられている。

(150) 東京地決平 9・12・5 行裁例集 48・11-12・904 頁は、「当該行政処分の続行により生ずる損害が財産的な損害で、金銭賠償によって事後的な損害の回復が可能な場合には、通常の場合には、行政事件訴訟法 25 条 2 項にいう『回復の困難な損害』には当たらないと解すべきである。」と判示している。また、大阪地決平 24・3・5 税資徴収関係判決順号 24-13 は、事務所の公売により発生する移転費用について「事務所の移転に要する費用は、その性質上金銭的賠償による事後的な救済が可能な損害というべきである」と判示し、重大な損害の発生を否定している。

(151) 藤田ほか・前掲注(23)44 頁

滞納処分による損害の程度については、申立人の資産や事業規模等と比較して著しく損害の規模が大きい場合、「重大な損害」が認定され易くなるものと考えられる。滞納処分に関する裁判例では、旧行訴法時代のものであるが、「本件売却決定を前提とする換価手続が続行されると、申立人には7億円以上の損害が発生するというのであり、その損害額は極めて高額に上り」（東京地決平9・12・5行政例集48・11-12・904頁）と判示し、損害を認定し易くする事情の一つとして損害の程度を勘案したとみられるものがある。

滞納処分による損害の回復の困難の程度とは、現在の「重大な損害」となる前に「回復の困難な損害」として損害認定の要件とされていたものであるが、滞納処分に関するこれまでの裁判例では、「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」の発生が認められる場合に損害要件が認定されており、現在においても当該損害が認定されれば、「重大な損害」を認定する可能性が高くなるものと考えられる。

（3）重大な損害の判定〔概念図C〕

概念図Cの重大な損害の判断は、滞納処分の行政目的（概念図A）と申立人の損害（概念図B）を比較衡量して行うこととなる。

前者（滞納処分の行政目的）は、高度の公益性を有するものの、差押えにより国税債権が確保されていれば処分を急ぐ必要性は高くはないとされており、各裁判例に共通する一般的、抽象的な概念である。他方、後者（滞納処分による申立人の損害）は、通常、事後的な金銭賠償による救済が可能な財産的損害であるとされ、原則として、重大な損害の対象とはならないとされている。しかし、損害の程度が相対的に著しく大きい場合には、重大な損害が認定され易くなっている。また、損害回復の困難の程度については、滞納処分により「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」が発生すると認められる場合に、執行停止の損害要件を認定しているところである。

この両者を全体として比較衡量した場合、裁判例では、滞納処分の行政

目的が常に変わらない一般的、抽象的概念であることから、結果として申立人の損害に「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」が認定できた場合に「重大な損害」が認定されているとみることができる。この「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」についての詳細は、次に述べる「3 具体的な事例における重大な損害等の判断（裁判例概観）」以降において明らかにしていきたい。

3 具体的な事例における重大な損害等の判断（裁判例概観）

滞納処分の執行停止に関する具体的な裁判例では、重大な損害等についてどのような判断をしているのであろうか。以下では、認容決定 38 件のうち内容不明の 2 件を除く 36 件の裁判例と損害を否定した主な裁判例を概観することにより重大な損害等について考察してみたい。

（1）不動産に関する裁判例

イ 自宅として使用する居住用不動産の公売

滞納処分に関する裁判例では、自宅として使用する居住用不動産の公売について損害を認定し、申立てを認容したものが 8 件あり、その損害を認定した理由は、以下のとおりとなっている。

裁判例①は、相当長期間居住する自宅から転居を余議なくされ、本案勝訴により公売処分が取り消されても、公売により売却された自宅の登記名義の回復が法律上不可能になる場合があること、裁判例②は、長年自宅として使用し強い愛着のある自宅から転居を余儀なくされること、裁判例③は、公売された自宅の回復は容易でないことが理由とされている。また、裁判例④は、公売された自宅を買い戻すことは困難であり、公売による売価は通常の価格を下回ることが多いため、代替不動産の取得には多額の経済的負担が必要で、資力がない場合は回復し難い打撃を被ること、裁判例⑤は、公売処分によって住居を失うおそれがあること、裁判例⑥は、公売された自宅の回復は容易ではなく、その自宅は 30 年間貯えた貯金を全部つぎ込んで建築したものであり、さらに申立人は病

気により歩くのにも人手を借りる必要があること、そして、裁判例⑦は、住むべき家を失い経済的並びに精神的に著しい損害を被ることがそれぞれ理由とされており、その他決定理由の記載がない行特法時代の裁判例⁽¹⁵²⁾が1件ある。

次に、損害を否定した裁判例をみると、裁判例⑧は、居住用財産について、申立人が居住していない（申立人が経営する会社の従業員とその家族が居住している）こと、裁判例⑨は、居住用財産が申立人の生活の本拠ではないことを理由とするものであり、いずれも申立人が実質的に自宅として使用していない場合、重大な損害は否定されている。

また、裁判例⑩は、自宅が公売されても、公売財産である家屋が直ちに引き渡されるものではなく、買受人が家屋の明渡し等を求めるには、民事訴訟の提起が必要であることから緊急性はないとして損害を認定しなかったものである。当該事例は行特法時代のもので比較的厳格な解釈をしたとみられるものであり、損害要件を緩和した旧行訴法施行以降において、このような理由により損害を認定しなかった裁判例はなく、現在では、重大な損害を認定しない理由とされることはないと考えられるものである⁽¹⁵³⁾。

以上の裁判例からすると、自宅として使用する居住用不動産の公売の事例では、自宅というものの自体に非代替的な独自の利益⁽¹⁵⁴⁾を認めてお

(152) 大阪地決昭 24・2・9 税資 11・6 頁

(153) 酒井克彦『行政事件訴訟法と租税訴訟』585 頁（大蔵財務協会、2010）は、居住用家屋の公売により償うことのできない損害は生じないとした本裁判例を例示し、回復困難な損害について、「居住用というだけで判断することは難しいというべきであろう。」と述べられている。

(154) 自宅に関する非代替利益を説明したものとして、東京地決平 15・10・3 判時 1835・34 頁は、土地収用に関する裁判例であるが、「居住の利益は、自己の居住する場所を自ら決定するという憲法上保障された居住の自由（憲法 22 条 1 項）に由来して発生するものであって、人格権の基盤をなす重要な利益であり、特に上記申立人らのように一時的な仮住まいではなく、定住の意思をもって、いわば終の栖として居住している者の利益は、その立場に置かれた者には共通して極めて重要なものとなるのであって、単なる主観的利益として切り捨てることのできる性質のものではないし、また、財産的な損害と異なり、自己の生活に密着した個別的な利益であるがゆえに、

り、「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」すなわち重大な損害が認定される可能性が高いとみることができる⁽¹⁵⁵⁾。

ところで、自宅であれば一律にこの重大な損害を認めるべきであろうか。最近の認容裁判例（裁判例①及び②）では、重大な損害の判断に際し、相当長期間自宅として使用していることを損害認定の理由としているようにみえる。これは長年申立人やその家族が住み慣れた自宅を自己の意思に反して失うことについて、たとえ事後的に金銭賠償を得ることができても、申立人等にとって受忍し難い損害が生ずるとみているものと考えられる。しかし、居住を開始してそれほど期間が経過していない場合や同じ生活圏に他に自宅として使用できる不動産を有する場合は、自宅についての非代替的な利益は軽度であると考えられ、転居を困難とする特段の事情が無い限り、自宅として使用する居住用不動産であっても、損害が認定されない可能性があると考えられるべきであろう。

〔損害を認定した裁判例〕

① 東京地決平 23・9・27 税資徴収関係判決順号 23-52

不動産の公売処分や売却決定の取消し後、その所有名義が滞納者に回復される前に、買受人から当該不動産を譲り受けた転得者が所有権移転登記を経由した場合には、当該転得者と滞納者とは民法 177 条の対抗関係に立つと解されるため、滞納者の登記名義を回復することが法律上不可能となる可能性があるから、本件公売処分を前提とする本件不動産の公売手続が続行された場合においても、申立人の登記名義を回復することが法律上不可能となる可能性があるし、また、前記前

いったん失ってしまうと容易に他のもので置き換えることができない非代替的な性質を有するというべきであって、これを単なる財産的損害にすぎないとする相手方知事の主張は失当である。」と判示した。

(155) 藤田ほか・前掲注(23)45 頁では、財産的損害について、執行停止の必要性が認められる場合の一つとして「行政処分が非代替的な利益を侵害するとき」を挙げ、裁判例では、自分の居宅を滞納処分により失う不利益は「回復の困難な損害」とされて来ていると述べられている。

提事実によれば、本件不動産は、申立人及びその家族が自宅として使用しているものであって、少なくとも申立人、妻及び娘は相当長期間にわたって住所として居住していることに照らすと、これが公売され、申立人らにおいて転居を余儀なくされるということになれば、事後的な金銭賠償だけでは償い切れない損害が発生するものと一応認めることができる。そうであるとすれば、本件滞納国税の徴収という行政目的の達成の必要性と比較しても、本件公売処分を前提とする公売手続の続行により申立人が被る不利益は、回復の困難の程度が著しく大きいものということができる。

② 横浜地決平 19・4・25 裁判所ウェブサイト

本件各物件は、申立人及びその家族が長年自宅として使用しているものであり、申立人にとって強い愛着のある物件であることが認められ、これが公売され、その留守家族において転居を余儀なくされる（申立人本人は刑務所に収容中）ということになれば、事後的な金銭賠償だけでは償い切れない損害が発生するものと一応認められるから、行政事件訴訟法 25 条 2 項にいう「重大な損害」が生じるものと解される。

③ 横浜地決昭 44・4・9 公刊物未登載

本件物件について公売処分が続行され、これが公売されるにいたっても必ずしも原状回復が全く不能になるとか、或は金銭賠償による救済のみが全く閉ざされるというわけではないけれども、その回復が容易でないことが推察できる（中略）から、申立人は右損害を避けるため右手続の続行停止を求める緊急の必要性があるというべきである。

④ 神戸地決昭 41・12・26 行裁例集 17・12・1420 頁

一般的にみて、近時の住宅事情からすれば一旦公売により第三者の所有に帰属した物件を買い戻すことは甚だ困難であるといえること、公売処分による売価は通常取引価格を下廻ることが多く、これに代わる不動産を取得するためにはさらに多額の経済的負担を余儀なくさ

れることから、その資力のない場合には回復しがたい打撃を蒙るべきこと等の諸事情を併せ考察すると、右物件に対する公売処分の執行により申立人は回復の困難な損害を受けるものというを妨げないと解する。

⑤ 大阪地決昭 41・3・11 訟月 12・5・766 頁

本件差押処分の目的たる物件が申請人らにおいて現に居住する建物とその敷地であつて、右滞納処分が続行せられると申請人らがその住居を失うにいたるおそれがあることは、本件疎明資料によつてこれを窺うに難くないから、右処分の続行によつて申請人は回復することの困難な損害を蒙ることとなり、かつこれを避けるため緊急の必要があるといわなければならない。

⑥ 大阪地決昭 39・3・30 行裁例集 15・3・401 頁

本件滞納処分手続が続行され、本件物件が公売されたからといつて、必ずしも、これが原状回復が全く不能になるとか、或は金銭賠償による救済のみちが全然閉ざされるというわけではないけれども、その回復が容易なものでないことはたやすく推察でき、しかも（中略）、申立人は 30 年間真珠工業にたずさわつてたくわえた貯金を全部つぎこんで右物件を建築したのであるが、現在病気のため歩くのにも人手を借りなければならない状態にあること、及び申立人の子供が道楽者で働かないため、右の仕事を続けていけなくなつたことを一応認めることができるのであつて、これらの点を社会通念に照らしてかれこれ考え合せると、本件の場合、右手続が続行され、右物件が公売されることによつて申立人の被むる損害は回復困難なものと認めるのが相当である。

⑦ 京都地決昭 29・9・24 行裁例集 5・12・2968 頁

申立人がその家族とともに現に本件建物に居住していること（中略）から、将来本訴が申立人の勝訴に確定すれば、申立人及びその家族が前段認定のような損害（住むべき家を失い経済的並に精神的に著しい

損害)を被るに至るべきことが明らかであるというべきである。そして、このような損害は行政事件訴訟特例法第10条第2項本文にいわゆる償うことのできない損害に該当するものと解するのを相当とする。

[損害を否定した裁判例]

⑧ 東京地決平19・7・18 公刊物未登載

本件不動産1は、申立人の所有に係る土地及びその土地上にある昭和59年に築造された木造瓦葺2階建家屋であり、本件不動産2は、本件不動産1に隣接する土地の共有部分である。本件不動産1の土地のうち、建物敷地部分以外の土地と本件不動産2の土地は、テニスコートとして一体利用されている。本件不動産1の建物には、A社の従業員B及びその家族が居住しているが、申立人とBとの間に賃貸借契約は締結されていない。以上によれば、本件不動産1の土地、建物及び本件不動産2はいずれも申立人の居住に用いるための財産ではなく、公売に付されても、申立人の生活に直ちに重大な影響を生じさせるものとは認められない。そして、本件不動産1の建物には、A社の従業員であるBが家族と共に居住しているが、この建物が公売に付されても、Bらの居住用住宅は、必要に応じてA社が調達すれば足りるのであって、申立人が、Bらの居住用住宅を調達しなければならない理由は見出し難い。

※ 申立人はA社の代表取締役

⑨ 札幌地決平18・8・24 公刊物未登載

申立人らが本件公売処分の実行により受ける不利益は、公売対象物件の喪失による経済的損失にすぎず、その損失は、金銭賠償により事後的に償うことができ、容易に回復することができるから、申立人らに重大な損害が生ずるということとはできない。申立人らは、別紙「陳述書」において、P区物件が申立人1の自宅であると主張するが、上記認定の事実によれば、同人の日常生活の本拠は同物件にはない(本

案事件の訴状においても、申立人らは、送達場所を「Q区R町・申立人1」と記載している。)ことが認められ、同物件の公売により、申立人らが重大な損害を受けるということもできない。

⑩ 大阪高決昭 30・8・2 行裁例集 6・8・1965 頁

本件家屋について公売の手続が執行せられ、買受人が代金を納付して所有権を取得したとしても、本件家屋が直ちに買受人に引き渡されるものではなく、買受人が原告人に対し右家屋の明渡を求め、あるいは取りこわすためその退去を求めるには、原告人に対し通常の民事訴訟を提起しなければならないものである。従って本件公売手続が執行せられても、これによって原告人に直ちに償うことのできない損害が生ずるものではなく、その損害を避けるため執行を停止すべき緊急の必要があるものということとはできない。

ロ 農地の公売

滞納処分に関する裁判例では、農地として使用する土地の公売について損害を認定し、申立てを認容したものが4件ある。

その内容をみると、以下の裁判例①は、申立人は農業で生計を立てており、その農地を公売されることにより生活の維持が困難になること及び農地不足の状況から公売により売却された農地の原状回復は著しく困難であることを理由とするものである（その他に決定理由の記載がない行特法時代の裁判例で、農地の公売で生活困難を理由とするとみられるもの⁽¹⁵⁶⁾が1件ある。)。裁判例②は、本案に理由がある事例で、本案訴訟（滞納処分無効確認訴訟）で係争中の処分を無効と判断したものであり、その他に決定理由の記載がない行特法時代の裁判例で、公売財産の所有権を主張する第三者である申立人がその所有権の存在を疎明したとみられるもの⁽¹⁵⁷⁾が1件ある。

(156) 千葉地決昭 34・9・7 行裁例集 10・9・1797 頁

(157) 名古屋地決昭 31・6・12 税資 23・357 頁

次に、損害を否定した事例をみると、裁判例③は、農地の公売について、申立人は公売財産のほかに農地を保有しており、他に収入もあるため、生活に支障を来すことはないと判示したものである。本事例は、執行停止の損害を否定する理由として一般的に当てはまるものであり、重大な損害の発生の有無については、損害そのもののみならず生活や事業の全体を見て、申立人に生活困難や事業継続困難等が生ずるか否かを判断する必要がある。

[損害を認定した裁判例]

① 水戸地決昭 36・1・8 行裁例集 12・12・2500 頁

本件差押にかかる目的物はいずれも農地であり、申請人らの如き農業を営む者の農地に対する経済的社会的関係が申請人ら主張のような関係にあることは十分推測されるところであるから本件滞納処分の執行により償うことのできない損害を生ずること明らかである。

※ 申請人らの主張

申請人等は農業を正業として（副業をしない）生計を立てていることから差押にかかる右農地を公売に附し第三者に移耕することはとりも直さず申請人等の生活の実体を奪うものであつて彼等の生活が重大な脅威に直面するだけでなく農地不足の実情から見て農地が一たび失われるや後日本案訴訟で勝訴判決を得るも、右農地の現状回復は不可能か亦は著しい困難となり、これは農民である申請人等にとっては勿論社会通念上も金銭賠償を受けることによつては忍び得ない損害を蒙るものと云わねばならない。

② 青森地決昭 35・7・11 行裁例集 11・7・2026 頁

申立人は、別紙申立の理由二項の3の口記載の農地の所有者ではなく、被申立改良区の組合員でないのにかかわらず被申立改良区は、昭和35年1月19日申立人が当時申立外A所有の前記農地について水利費を滞納したことを理由に申立人所有の別紙目録記載農地に対し、滞

納処分をしたこと及び右滞納処分は目下進行中であることについて説明がある。そうだとすれば、被申立人のした本件滞納処分は、申立人その余の主張につき判断するまでもなく、無効であるというべきであつて、申立人の本件申立は、理由がある。

[損害を否定した裁判例]

③ 高松地決昭 31・2・27 税資 23・67 頁

申請人は前示Aより前記不動産の贈与を受け昭和 30 年 12 月 6 日に所轄県知事の譲受許可を受けた上昭和 31 年 1 月 5 日これが所有権移転登記を終え他方被申請人は昭和 30 年 12 月 27 日に該不動産に対し前示Aの滞納税額金 84,470 円の滞納処分としてこれを差押えた上昭和 31 年 2 月 28 日にこれが公売処分を予定していることが一応認められる。そして一方被申請人が現在右不動産の他に田地約 7 畝を耕作ししかも本年米作の収穫は終つており他に月額約 8 千円の収入があることはその主張自体に徴し明らかである。してみると本件公売処分が終局的に適法であるか否かは暫らく措き右処分がこのまま続行されることによつて申請人の蒙る損害はせいぜい本件不動産の所有権の喪失だけでそれ以上に直ちに申請人の生活に支障をきたすというような特別の事情があるとは考えられずきような損害は行政事件訴訟特例法第 10 条にいう「償ふことのできない損害」といえないから本件申請はその理由がない。

ハ 工場の公売

滞納処分に関する裁判例では、工場として使用する建物やその敷地等の公売について損害を認定し、申立てを認容したものが 3 件ある。

その内容を見ると、以下の裁判例①は、工場の公売により、事業の存立基礎を失ってしまうこと、すなわち事業継続困難を理由とするものであり、その他の 2 件は決定理由の記載がない行特法時代の裁判例で、1

件は少額の滞納税金に対し高額の不動産の公売であることを考慮したとみられるもの⁽¹⁵⁸⁾であり、もう 1 件は公売財産の所有権を主張する第三者である申立人が、その所有権の存在を疎明したとみられるもの⁽¹⁵⁹⁾である。

次に、損害を否定した事例として、裁判例②は、工場の公売で、公売の執行により、建物が直ちに引き渡されるものではなく、買受人が建物の明渡し等を求めるには、民事訴訟の提起が必要であることから緊急性はないとして損害を認定しなかったものであるが、本節 3(1)イで既述したとおり、当該事例は行特法時代のもので比較的厳格な解釈をしたとみられるものであり、損害要件を緩和した旧行訴法施行以降において、このような理由により損害を認定しなかった裁判例はなく、現在では、重大な損害を認定しない理由とされることはないと考えられるものである。

[損害を認定した裁判例]

① 名古屋地決昭 39・2・28 公刊物未登載

本件差押財産は、現在申立人が工場敷地及び作業場として使用している。(中略) 右差押にかかる不動産が競売されるときは事業の存立基礎を失うに至ることが必至であるので、かかる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるというべく、(中略) 本申立てに及んだものである。申立人提出の疎明資料によれば、申立人主張の事実が疎明せられる。その事実によると本件更正処分に基づく続行するときは申立人に回復の困難な損害を生ぜしめるおそれがあり、これを避けるべき手続の続行を停止する緊急の必要があるものというべく、且つその停止をなすも公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと

(158) 大阪地決 28・5・11 税資 12・63 頁。なお、本裁判例は、超過差押えの禁止規定(国税徴収法 48 条 1 項)のない旧国税徴収法時代の裁判例である。

(159) 東京地決昭 28・8・28 税資 12・217 頁

は認められず、また本案について理由がないともみえないので、右更正処分に基づく手続の続行停止をなすを相当とする。

[損害を否定した裁判例]

② 神戸地決昭 31・3・5 行裁例集 7・3・507 頁

本件建物が落札者たる前記Aの所有に帰したとしても、右建物が直ちに同人に引渡されるものではないし、同人が申立人に対し右建物の明渡を求めるには通常の民事訴訟手続によらなければならないのであるから、本件公売処分の執行により直ちに申立人の主張するように工場操業が不可能に陥り、償うことのできない損害が生ずるものではなく、その損害を避けるため執行を停止すべき緊急の必要があるものということとはできない。その他本件公売手続の執行を停止すべき事由については主張も疎明もないから、本件申立は理由がないものとして却下すべきものとする。

二 その他の不動産の公売

滞納処分に関する裁判例では、上記イ～ハ以外のその他の不動産の公売について損害を認定し、申立てを認容したものが7件ある。

その内容をみると、以下の裁判例①は、公売により極めて高額な損害の発生が見込まれるとともに、申立人が住専処理会社で、その債権の回収率が下がれば、さらに国民の税負担が必要になるとの特殊事情などを理由とするもの、裁判例②は、申立人は公売財産の所有権を主張する第三者であり、公売の実施により、即決和解調書の執行力のある正本に基づく家屋（公売財産）明渡しの強制執行が妨害され、所有権の行使を妨げられるとともに、買受人が転売した場合、その回復にはかなりの困難等を要するとしたもの、裁判例③は、不動産の価額の変動の激しい状況（不動産の値上がり局面）から、本件不動産（宅地造成事業を行う申立人が分譲する土地）が公売された場合には、申立人に回復し難い損害の

生ずるおそれがあるとしたもの、裁判例④は、行特法時代の裁判例で僅少な滞納金額のため高価な不動産を処分することを考慮したとみられるもの、その他として、1件は行政庁が執行停止を許容したもの⁽¹⁶⁰⁾、2件は決定理由の記載がない行特法時代の裁判例で、公売財産の所有権を主張する第三者の申立人が、その所有権の存在を疎明したとみられるもの⁽¹⁶¹⁾となっている。

次に、損害を否定した事例として、裁判例⑤は、本社事務所の公売について、その移転は滞納処分に限らず生じ得るものであり、それ自体が申立人の取引先に対する信用を低下させるものとはいえないとしたもの、裁判例⑥は、賃貸不動産の公売について、住居や生業のための施設の敷地といった申立人の生活の基盤を成しているものであるとは認められず、申立人が受ける損害は、事後の損害賠償等の方法によって優に回復し得る程度の経済的損失にとどまるとしたもの、裁判例⑦は、20年以上にわたり所有する愛着のある不動産を失うことにより精神的苦痛を被るとしても、これによる損害は、社会通念上金銭賠償による回復をもって満足すべきものであるとしたもの、裁判例⑧は、不動産業を営む申立人の営業用の土地の差押えにより不相当な負担をかけたり、あるいはその公売により特段の損害を与えたりするとは考えられないとしたもの、裁判例⑨は、商売の資本を作るため売却予定の不動産について、公売処分が高価に売れないことによる経済上の不利益があっても申立人の生活を著しく困難にするとは認められないとしたもの、裁判例⑩は、申立人及び差押物件の実権者である申立人の夫は巨額の資産を有しており、本件滞納税額を完納することは格別の難事ではないとしたもの、裁判例⑪は、抵当権は金銭によって完全に満足される権利であり、公売財産に抵当権を有する者の損害は「償うことのできない損害」に当たら

(160) 名古屋地決平 4・10・26 公刊物未登載

(161) 大阪高決昭 25・7・4 行裁例集 1 追録・1880 頁、大阪地決昭 23・9・18 税資 10・1 頁

ないとしたものである。

以上の裁判例によれば、裁判例①及び③のように損害の程度が著しく大きい場合、損害は認定され易くなっているとみることができる。ちなみに、裁判例⑧では、営業用の土地の公売は損害が生じないとされているところ、裁判例③では、損害の程度が著しい場合、営業用の土地であっても事業に著しい影響を与えることを理由として損害を認定しているとみられるものである。裁判例⑤では、本社事務所の公売について、非代替性がある自宅の公売と異なり、一般に移転はあり得るとして、それだけでは損害を認めていない。裁判例⑥からは、賃貸不動産について原則として損害を認める必要はないとみることができる。また、裁判例⑥では、公売財産が申立人の生活の基盤を成しているかという点、裁判例⑨では、申立人の生活を著しく困難にするかという点が、損害を判定する基準とされている。裁判例⑩では、滞納額を完納すれば公売を免れることができるため、滞納税額を完納できる十分な資力を有するなど、申立人が損害の発生を回避できる手段を有している場合は、執行停止によって救済する必要はなく損害の発生を認めていないもので、他の事例でも、損害を否定する理由になり得るものと考えられる。

[損害を認定した裁判例]

① 東京地決平9・12・5 行裁例集48・11・12・904頁

本件の場合、申立人の主張によれば、本件売却決定を前提とする換価手続が続行されると、申立人には7億円以上の損害が発生するというのであり、その損害額は極めて高額に上り、また、疎明によれば、申立人には既に巨額の税金が投入されており、その債権の回収率が下がれば、さらに国民の税負担が必要になることが認められるから、仮に申立人に国家賠償が認められても真に損害の回復がされたとはいえない特殊な事情があるのであって、これらの事情を考慮すれば、本件については、行政事件訴訟法 25 条にいう「回復の困難な損害を避け

るための緊急の必要があるとき」に該当すると解するのが相当である。

② 大阪高決昭 48・11・13 訟月 20・5・175 頁

原告人は申立外Aに対する即決和解調書の執行力のある正本に基づき本件物件中の家屋につき家屋明渡の強制執行をすべく執行官に執行委任をしていることが認められる。したがって、本件公売が実施されるにおいては、原告人は右明渡の執行が妨害されるし、その他原告人は本件物件に対する所有権の行使を妨げられることは明らかである。そして既に公売期日は公告されているのであるから、原告人は本件公売の結果回復し難い損害を受け、これを避けるために公売の停止をなす緊急の必要性があるといわなければならない。もつとも本件物件に対する差押、公売処分を取消す旨の判決が確定したときは、原告人は本件物件に対する所有権を回復できその登記を得られないわけではないけれども、公売買受人において他に転売などしたときは、その回復には可成りの困難、多くの時間、費用を要することが予測されることからすると、矢張り原告人は本件公売によつて回復し難い損害を被ると認めるのが相当である。

③ 横浜地決昭 43・10・4 判時 537・34 頁

本件不動産につき公売処分が続行され、これが公売されるにいたつても、必ずしも原状回復あるいは金銭賠償が全く不能とはいえないにしても、その回復が容易でないことが推察でき、しかも不動産の価額の変動の激しい現在本件不動産が公売された場合には、申立人に回復し難い損害の生ずる虞れがあるということも明らかである。

④ 名古屋地決昭 31・9・25 行裁例集 7・9・2340 頁

本件各差押は全く僅少なる滞納金額のため別紙目録記載の高価な不動産を処分の対象とするものであり、このまゝ時日を経過し公売せられるときは申立人等に回復することのできない損害を及ぼすことは必至であるので、こゝに右滞納処分の効力の停止を求めるため本申立に及んだというのである。当裁判所は被申立人の意見を求めたうえ、審

理したところ、申立人等の本件申立は一応理由があるものと認められるので、これが滞納処分 효力を停止することにした。

[損害を否定した裁判例]

⑤ 大阪地決平 24・3・5 税資徴収関係判決順号 24-13

本件建物を申立人の事務所として使用できなくなる点を考慮しても、事務所の移転という事態は、滞納処分の続行を原因とする場合に限らず生じ得るものであって、それ自体が申立人の取引先に対する信用を低下させるものとはいひ難い。

⑥ 東京地決平 22・3・5 税資徴収関係判決順号 22-34

本件土地は、その現状も、月額 1 万 5000 円程度の地代で賃貸することによって運用されている賃貸物件（しかも、その地代は供託されており、實際上、申立人に対して支払われていない。）にとどまるものと推認され、住居や生業のための施設の敷地といった申立人の生活の基盤を成しているものであるとは認められないものといわざるを得ない。そして、以上によれば、本件執行（本件処分の執行としての本件売却決定等の執行）によって申立人が受ける損害は、事後の損害賠償等の方法によって優に回復し得る程度の経済的損失にとどまるものというべきである。

⑦ 東京高決平 19・11・27 公刊物未登載

原告人は、抗告理由において、本件不動産 1 及び 2 に係る本件滞納処分に関し、原決定が原告人に重大な損害が生じるとは認めがたいと認定判断したことについて、本件不動産 1 及び 2 は原告人が長年苦勞して働いた結果として取得した血と汗の結晶であって、その後も 20 年以上にわたり所有したことによる愛着は何物にも代えがたく、また、本件不動産 1 及び 2 が所在する A 県 B 市 C 町は日本有数の高級住宅街で人気が高い地区であり、周辺地域で本件不動産 1 及び 2 と同等の好条件の不動産を取得することは極めて困難であるから、本件不動産 1

及び 2 が公売に付されてしまうと、抗告人が重大な精神的苦痛を被ることになるのみならず、事後的な金銭的補償ではおよそ意味をなさないと主張して、原決定の認定判断を非難する。しかし、仮に抗告人が本件不動産 1 及び 2 に対し愛着を感じていて、これを失うことにより精神的苦痛を被ることがあるとしても、これによる損害は、社会通念上金銭賠償による回復をもって満足すべきものであるから、重大な損害に当たるといえることはできない。

⑧ 岡山地決昭 43・12・17 行裁例集 19・12・1940 頁

右宅地は、不動産業を営む申立人の営業用の土地で第三者に借地権が設定されておるなどの事情があつて、申立人に対し、その差押えにより不相当な負担をかけたり、あるいはその公売により特段の損害を与えたりするとは考えられず、(中略)、結局以上の程度の損害では、滞納国税を徴収して国家の財源に当てることを猶予しなければならないほどのそれとは認めがたく、行政事件訴訟法第 25 条第 2 項にいわゆる回復困難な損害には該当しないと考えられる。

⑨ 広島地決昭 40・2・8 公刊物未登載

申立人は、右差押不動産(現況は宅地であるが空地となっている)を申立人において売却し商売の資本を作りたいが、差押えられているため売却することができず、また公売処分が付されると高価に売れないため本件申立に及んだ旨述べるところであり、右事情からかりに申立人に経済上の不利益があるとしても申立人の生活を著しく困難にするものと認めるに足らず、全疎明資料によるも本件公売処分により回復困難な損害が生ずるとの疎明ありとはいえない。

⑩ 福岡高決昭 32・10・3 訟月 4・1・73 頁

国税の滞納処分は納税者が一応滞納税額及び滞納処分費を完納しさえすれば当然取消されるのであり、後日に至り滞納処分の基本となつた国税賦課処分が、これに対する抗告訴訟の判決によつて取消された場合は、過納税額及び滞納処分費は当然納税者に還付されることは国

税徴収法の定めるところである。但し十分な資力を有しない者に著しく過大な租税賦課処分がなされ、これに基き滞納処分がなされた場合の如きは、その納税者に一応にもせよ滞納税額の完納を求めることは甚だ無理なことといえるであろう。しかし本件においては、申立人は本件差押物件以外にも多額の資産を有することは申立人の自陳するところであるのみならず、本案抗告訴訟における口頭弁論の結果によれば、申立人の夫であり本件差押物件についてもその実権者であると目される訴外Aは巨額の資産を有する者であることが推認し得られるので、申立人において本件滞納税額を一応完納することは格別の難事ではないと認められるのである。さすれば本件差押物件の公売実施により申立人の蒙ることあるべき損害を避けるため、処分の執行を停止しなければならぬ緊急の必要あるものとは未だ認められない。

⑪ 東京高決昭 30・1・27 税資 21・27 頁

行政事件訴訟特例法第 10 条第 2 項にいう「処分の執行に因り生ずべき償うことのできない損害」とは、提起された訴の内容いかんによつて個々の場合に異なることはもちろんであるが、本件のような訴の場合には金銭賠償不能の損害と解すべきところ、前段に説明したように抗告人の権利は元来金銭によつて完全に満足される権利であるから、本件滞納処分の執行に因り、抗告人に対し償うことのできない損害を生ずるものとは到底認め難い。それ故本件は行政事件訴訟特例法第 10 条第 2 項本文に該当する場合に当たらないものというべきであつて、原審裁判所が抗告人の本件執行停止の申立を棄却したのは相当であり、本件抗告は理由がない。

(2) 動産等に関する裁判例

イ 生産設備の重要な財産の公売

滞納処分に関する裁判例では、生産設備の重要な財産の公売について損害を認定し、申立てを認容したものが 3 件ある。

その内容をみると、以下の裁判例①は、生産設備の重要な機械の公売により、申立人会社の営業は停止しなければならず、代わりとなる機械の新たな購入も困難な状況であることから、申立人会社は勿論、多数の従業員等の生活はたちまち支障を来し路頭に迷わしめるおそれがあるとしたもの、裁判例②は、申請人の動産について、公売が実施されると多数の工員を擁したまま、その操業は不可能となり、信用は失墜し、回復しがたい損失を被るとしたものであり、いずれも事業継続困難を損害認定の理由としている。その他の1件は、決定理由の記載がない行特法時代の裁判例で、申立人は公売財産の所有権を主張する第三者であり、公売財産は永年使い慣れた帯鋸製材機で同一の性能を有する代替品がなく、公売により償うことのできない損害を受けるとした主張が認められたとみられる事例⁽¹⁶²⁾である。

[損害を認定した裁判例]

① 大阪地決昭 39・12・25 行裁例集 15・12・2337 頁

申立人は 30 名位の従業員を使用しており、本件物件は申立人会社の生産設備の重要な機械であるから、これを失えば申立人の営業は停止しなければならず、これらの機械を新たに購入するということは早急に実現し得らるべきものではない。従つて申立人会社は勿論、多数の従業員等の生活はたちまち支障を来し路頭に迷わしめる虞れのあることが一応窺えるのである。これらの点を社会通念に照らして考え合わせると、本件の場合、本件物件が公売されることによつて申立人の被むる損害は回復困難なものと認めるのが相当である。

② 東京地決昭 28・1・21 行裁例集 4・12・3048 頁

申請人は数十人の工員を擁し別紙目録（一）乃至（六）記載の各物件を主体として操業して居るものであり、右判決がある迄に右物件の

(162) 広島地決昭 32・6・4 税資 25・451 頁

移動その他滞納処分の続行を見るにおいては、申請人は多数の工員を擁したまま、その操業は不可能となり、信用は失墜し、現在並に将来において回復しがたい損失を蒙ることとなるから右執行の停止を命ぜられむことを求める。」旨申立てた。当裁判所は右申立を理由あるものと認め、行政事件訴訟特例法第 10 条に基いて主文（被申請人は別紙目録（一）乃至（六）記載の各物件について、これが移動及び公売処分の執行を停止せよ。）の通り決定する。

ロ その他の動産等の公売

滞納処分に関する裁判例では、その他の動産等の公売について損害を認定し、申立てを認容したものが 11 件ある。

その内容をみると、裁判例①は、病院の医療設備の公売により、病院の重症患者等が医療を受けられないことにより深刻な影響を受け、引いては生命又は身体に対する損害を生ずるおそれがあるとしたものである（本件は例外的に申立人以外の第三者の損害を認定した事例である。）。また、裁判例②は、公売財産（動産）の所有権を主張する第三者からの申立てで、公売財産の所有権が申立人にあることを疎明した裁判例であり、本案に理由がある（本案訴訟で処分が取消し等となる可能性が高い）ものとなっている。そして、これと同様の裁判例とみられるものが決定理由の記載がないものも含め他に 5 件⁽¹⁶³⁾存在する（裁判例②及び他の 5 件はすべて行特法時代の裁判例である。）。

そのほかの 4 件は、決定理由の記載がない行特法時代の裁判例で、僅少な滞納税金に対し高額な貨物自動車の公売であることを考慮したとみられる事例⁽¹⁶⁴⁾が 1 件、船舶仕掛品である鋼材 600 屯について、公売では屑鉄化され 1 千万円程度の売却価額となるどころ、船舶に仕上げた

(163) 広島地決昭 32・7・18 税資 25・603 頁、福岡地決昭 31・4・27 税資 23・286 頁、長崎地決昭 31・2・20 行裁例集 7・2・344 頁、長崎地決昭 31・2・16 行裁例集 7・2・341 頁、名古屋地決昭 30・4・26 行裁例集 6・4・1112 頁

(164) 宇都宮地決 31・3・24 行裁例集 7・3・622 頁

場合1億円の価値があるなど、公売の実施により申立人会社は甚大な損害を被るため、再起不能の窮迫状態（事業継続困難）に陥るとしたものの⁽¹⁶⁵⁾が1件、全国各地に取引先を有し、専ら電話により商談を行う事業を営むところ、電話加入権が公売されると、広く取引先等に周知された電話番号の変更等により業務に多大な支障を生ずる（事業継続困難）としたもの⁽¹⁶⁶⁾が1件、行政庁が裁判所に意見書を提出しなかったもの⁽¹⁶⁷⁾が1件となっている。

次に、損害を否定した事例をみると、裁判例③は、美術品、純金延板、高級外車等のいわゆるぜいたく品やゴルフクラブの会員権、株券について、一般人が日常生活を営む上で必要不可欠なものではなく、公売に付しても、申立人の生活に困窮をきたすことはないとしたもの、裁判例④は、日常使用する物品について、公売により不利益は生ずるものの、損害を認定する疎明がないとしたもの、裁判例⑤は、パチンコ店の営業について、流行期に営業できない損害は、金銭賠償によって充分償い得るものであるとしたものである。

以上の裁判例によれば、裁判例①の病院の医療設備の公売のように、個人の生命・身体に対する損害が生ずるおそれがある場合は、申立人以外の第三者の損害である場合も含め、損害を認定されるとみることができる。また、裁判例②は、公売財産の所有権を主張する第三者がその所有権の存在を疎明したこと、すなわち、本案に理由がある（本案訴訟で処分が取消し等となる可能性が高い）ことにより損害を認定したとみられるものである。そのほか、船舶仕掛品や電話加入権の公売事例では、事業継続に大きな支障が生じることを理由として損害を認定しているとみることができる。

また、損害を否定した事例でみると、裁判例③では、生活に困窮をき

(165) 長崎地決昭 30・2・16 行裁例集 6・2・295 頁

(166) 奈良地決昭 29・2・18 行裁例集 5・12・2959 頁

(167) 東京地決昭 27・7・28 税資 16・25 頁

たすか否かが損害の判断基準とされており、重大な損害が認定されるためには、裁判例④や⑤のように、単に損害が発生するだけでは足りず、それによって、例えば生活困難や事業継続困難となるような特段の事情の発生が必要になると考えられる。

[損害を認定した裁判例]

① 大阪地決昭 37・3・10 国税例集 7・47 頁

行政事件訴訟特例法 10 条にいう「処分の執行により生ずべき損害」とは、一般に執行停止の申請人に生ずべき損害を意味するものと解するのが相当である。しかしながら、本件の如く病院の医療設備に対する滞納処分の如きは、右の一般論をもって律しきれないものがある。すなわち、右に対する滞納処分が執行される時は、病院の患者就中重症患者の中には、その病院で医療を受けられないことにより、深刻な影響を受け、延いては生命又は身体に対する償うことのできない損害を生ずることがないとはいえないのである。右のような病院の特殊性に鑑み、病院の医療設備に対する滞納処分については、公共の福祉の立場から、例外として患者に生ずべき損害をも勘案して執行停止の要否を判断するのが相当である。

② 京都地決昭 35・4・16 行裁例集 11・4・1177 頁

本件差押物件が申立人の所有であることが一応認められる以上、これが同一のものでないとして、換言すれば本件差押物件が申立外A株式会社の所有であるとして、被申立人が右差押物件に対する公売処分を執行するにおいては、申立人が償うことのできない損害を蒙ることは明らかである（勿論この場合違法公売処分に対し国家賠償法による救済は認められ、又国或は地方公共団体に損害賠償金支払能力が充分認められるが、この一事を以て申立人に償うことのできない損害が発生しないとは言い難い）。

[損害を否定した裁判例]

③ 東京地決昭 61・10・9 公刊物未登載

別紙差押物件目録記載の物件のうち、(中略)、動産は、油絵、彫刻等の美術品の外、純金延板、高級外車等のいわゆるぜいたく品であり、また、無体財産権の大部分は、ゴルフクラブの会員権であり、有価証券は、いずれも株券であって、これらは、一般人が日常生活を営む上で必要不可欠なものではなく、これらを公売に付したとしても、申立人の生活に困窮をきたすなどして回復困難な損害が生ずるものとは認められず、その損害を避けるため手続の続行を停止すべき緊急の必要性があるものということとはできない。この点について、申立人は、右動産のうち、特に美術品は申立人において特別の愛着がある物品であって、いったん、公売されると再入手することが極めて困難であり、ゴルフクラブの会員権についても、公売によりゴルフクラブの会員としての地位をばく奪され、申立人の名誉や社会的信用が著しく害されることになるので、これらの財産が公売されれば、申立人は回復困難な損害を被ることになると主張する。しかしながら、美術品について申立人主張のような事由があるとしても、そのことから直ちにその公売により申立人が金銭補償の不可能又は著しく困難な損害を被るものとはいえず、また申立人の所有する財産が公売に付されること自体によって、殊更に申立人の社会的信用等が著しく害されるものということもできないのであるから、申立人の右主張は採用することができない。

④ 横浜地決昭 39・12・25 訟月 11・4・660 頁

差押物件目録記載一、二、四の物件は現に日常使用され、同三の物件も夏季には使用されるいずれも申請人の日常の用務に必要な物件であることは認められるから、これらにつき換価処分が行われれば、通常これら処分を受けることにより当然生ずる不利益を申請人が蒙るべきことは容易にうかがわれるところであるが、しかしこれにより回復

が困難な損害を蒙り、且つその損害を避けるために緊急の必要があることにつき説明がない。

⑤ 東京地決昭 27・6・9 税資 22・156 頁

別紙目録第二記載の物件は代替性を有するものであって、その公売によって申請人は非代替的なものを失ふ訳ではなく、又打球業が流行性を帯び現在がその流行期であるとしても、その流行期に於ける営業不可能とすることによって生ずる損害は、得べかりし経済的利益の喪失とすることによって、それ自体金銭の問題であって、金銭賠償によって充分償い得るものである。従って申請人は右公売処分によって償うことのできない損害を蒙るものとは認められない。

※ 差押財産は打球器（パチンコ台）

(3) 債権に関する裁判例

滞納処分に関する裁判例では、債権に関する裁判例で認容した事例が 1 件⁽¹⁶⁸⁾あるがその内容が不明であり検討の対象から除外している。

また、損害を否定した事例として、裁判例①は、第一に、差押財産である定期預金債権の取立てによる損害は金銭賠償により償うことができるものであり、執行停止の損害に該当しないこと、第二に、定期預金債権の差押えの執行が停止されても差押処分は解除されず、共益債権者への配当が直ちに可能となるものではないため、損害を回避することができないこと、第三に、執行停止の損害は申立人自身が被るものに限られるところ、本件は申立人以外の第三者に発生する損害であることを理由に損害を否定したものである。裁判例②は、貸付金の差押えに対する手続の続行の停止申立てについて、仮に執行停止をしても差押えを解除する効果はないため、貸付金の凍結状態は解消されず、損害を避ける手段として役立つものではないと判示したものである。裁判例③は、申立人は倒産に瀕しており、執行

(168) 大阪高決昭 43・12・14 行裁判集 19・12・1917 頁

停止をしても申立人の運命を左右しない（倒産に瀕する状態の回復には効果がない）としたものである。裁判例④は、差押預金の喪失による損害は、金銭賠償によりその満足が得られるものでありしかも国は常にその賠償の支払能力があるとして損害を否定したものである。

以上の裁判例によれば、裁判例①及び②は、債権差押えの取立てについて、執行停止（処分の執行の停止又は手続の続行の停止）をしても、債権の差押状態は維持されるため当該債権の利用はできず、損害を回避することができないため、損害は認定されないこととなる。また、行政庁が差押債権の取立てを行ったとしても、不動産のように公売処分を行うことはなく（したがって公売により廉価で売却されることは生じ得ず）、そのままの価値で未納税額に充当されるため、原則として、処分取消しにより債権取立て時と同額が還付されることから、執行停止を行う必要はないと考えられる⁽¹⁶⁹⁾。なお、申立人が差押債権の効力の停止を申立てた場合の考え方については第六章第二節で後述する。そのほか、裁判例①では、執行停止における損害とは、申立人自身が被る損害のみが対象となることを明らかにしており、裁判例③は、倒産に瀕している申立人について、執行停止をしてもその状態を解消する効果はないとして損害を否定するもので、執行停止によりその目的を達成することができない場合、損害は認定されないとみることができる。

〔損害を否定する裁判例〕

① 大阪地決昭 52・9・30 公刊物未登載

本件処分は、金銭債権である定期預金債権に対する差押であるから、

(169) 藤田ほか・前掲注(23)244 頁は、「金銭債権については、差押えの効力停止をしない以上、申立人はその債権の取立て、利用はできないのであるから、租税債権者がこれを取り立てても、それは申立人に積極的な不利益を与えるものではなく、しかも申立人が本案で勝訴すれば租税債権者から取立金の返還を受けることができることになる。そうすると租税債権者の取立てを禁止するだけのために執行手続の続行停止をする必要性はないことになる。」と述べられている。

本件処分の続行により申立人に生ずる損害は、金銭賠償により償うことができ、申立人が回復の困難な損害を被るおそれがあるとは言えない。(中略)申立人は、本件差押処分により共益債権者に対する配当が不可能となり零細な債権者である共益債権者に対する影響が大きい旨主張するところ、仮に本件差押処分の執行が停止されても、差押処分そのものが解除されるわけではないから、共益債権者に対する配当が直ちに可能となるものではないのみならず、行政事件訴訟法 25 条 2 項において行政処分の執行停止をするための要件として定められている「回復の困難な損害」とは、当該行政処分により、その執行停止を求める申立人自身が被る損害を指すものであり、申立人以外の第三者が被る損害は執行停止の要件である損害には当たらないと解されるから、この点についての申立人の主張は失当である。

② 松山地決昭 43・8・9 公刊物未登載

申立人は、執行停止を求める理由として本件差押処分により申立人会社の資金が現在いわば凍結状態になり営業が不能に陥っており、右差押処分の手続が続行されるときは申立人は回復困難な損害を蒙る旨を強調する。仮りに右主張が事実にもその通りであり、かつ手続の続行が停止されたとしても、右凍結状態が無くならないかぎり右損害の発生は避けられず、右凍結状態は本件差押処分が取り消されて差押が解除されないかぎり解消しない。しかるところ、申立人の求める本件執行停止決定は、すでになされた右差押の状態を存続せしめたままその決定以後の右差押処分の手続の続行をのみ停止する効果を有するに過ぎないもので、すでになされた右差押処分の効力を取消し該差押を解除する効果を有するものではないのであるから、本件執行停止の申立が認容されても、何ら右凍結状態の解消には役立たない。これを要するに、本件においては、執行停止は、申立人主張の回復困難な損害を避けるために役立つ手段とは全くいいえないのである。そうだとすれば、本件は、行政事件訴訟法第 25 条第 2 項本文の要件を充足しない

場合であることが申立人の主張自体から明らかであるというほかはなく、本件申立は失当として却下をまぬがれない。

③ 東京地決昭 42・6・30 訟月 13・9・1136 頁

本件差押を受けたことを契機として申立人が倒産に瀕していることは否定できないけれども、申立人のおかれている上記のような現況のもとにおいては、別紙第一目録 3、4 及び第二目録の債権の内容を實現することが申立人の企業の運命を左右するほどのものとは認められないのであつて、この債権に対する差押が継続することにより申立人が倒産する旨の申立人の主張は、これを肯認することができない。そして、他に右差押の継続によつて申立人が行政事件訴訟法 25 条 2 項にいう「回復の困難な損害」をこうむると認めるべき疎明はない。

④ 大阪地決昭 35・10・22 訟月 7・1・195 頁

本件において申立人らがこうむるべき損害とは、申立人らの主張自体からうかがえるように、要するに、申立人らの株式会社A銀行に対する預金の返還請求権の喪失にほかならないのであつて、このような損害については、金銭賠償によつてその満足がえられるものでありしかも国は常にその賠償の支払能力があるものといふことができるから、本件差押債権の取立によつて、申立人らが償ふことのできない損害をこうむるおそれがあるものとは言えない。

(4) 滞納処分が未執行の場合の裁判例

滞納処分が未執行の状態で執行停止申立てが認容された裁判例はない。

また、損害が否定された事例をみると、裁判例①は、申立人が事実上事業を停止している場合は、申立人に重大な損害が生ずるおそれはないとしたものである。申立て時に既に事業停止状態となっている場合は、事業継続困難のおそれは問題となり得ないため、緊急に避けるべき損害はなく、重大な損害は否定されている。裁判例②は、差押えにより宗教法人の檀家信者に対する宗教的・道徳的信用が失墜することを理由に執行停止を申立

てたものであるが、その信用への影響は、課税処分取消訴訟で勝訴判決を得ることにより回復可能なものであり、財産の差押えによって生じる程度の信用への影響は、特段の事情がない限り執行停止の要件である回復の困難な損害には該当しないとするものである。滞納処分が未執行の状態での執行停止を認めることは、租税債権の保全を認めないこととなり、行政目的である国税収入の確保等に著しい支障を来すこととなるため、特に慎重に考えるべき問題であると考えられる。この点については、第六章第三節で考察を行っている。

[損害を否定する裁判例]

① 名古屋高決平 24・7・20 税資徴収関係判決順号 24-42

原告人は、有限会社Aとともに、Bを設立する共同新設分割を行って負債のみを残して資産の大半をBに承継させており、これに伴い、原告人の従業員も全員退職して、事実上事業を停止していることに照らすと、本件各処分やその執行又は手続の続行によって、原告人に重大な損害が生ずるおそれがあるとはいえない。

② 東京地決昭 63・10・11 公刊物未登載

本件申立ては未だ滞納処分がされていない状況のもとでその執行の停止を求めるものであるから、これを認容すれば、当面財産の差押えをもなし得ないこととなるところ、申立人がかかる裁判を求める理由とするところは、要するに、差押えによって宗教法人である申立人の檀家信者に対する宗教的・道徳的信用が失墜するという点にあると解される。しかし、滞納処分としての財産の差押えはそれを受ける者の非財産的信用に対しても何らかの影響を与えることがあるとは考えられるものの、その信用への影響は、通常は訴訟で滞納処分の前提となっている課税処分取消しを求め、その勝訴判決を得ることにより回復可能なものであると考えられるところであり、したがって、財産の差押えによって生じる程度の信用への影響は、特段の事情がない限り執

行停止の要件である回復の困難な損害には該当しないというべきである。しかるところ、原告が宗教活動を行う法人であるというだけにかかる特段の事情があるとすることはおよそ宗教活動を行う者に対しては租税債権の保全を認めないと殆ど異なることになるから、それだけではかかる特段の事情があるというには到底足りず、他にかかる特段の事情について主張も疎明もない。

(5) 損害の態様と重大な損害の認定

(1)～(4)の滞納処分の執行停止に関する認容裁判例(38件)を損害等の態様別に整理すると次のとおりとなる。

損害等の態様	件数	対象財産等
① 自宅を失う損害	8	居住用不動産(自宅)(8)
② 生活困難	2	農地(2)
③ 事業継続困難	7	工場(1)、その他不動産(1)、生産設備の重要な財産(3)、その他動産等(2)
④ 生命・身体に対する損害	1	その他動産等(1)
⑤ 本案理由あり	12	農地(2)、工場(1)、その他不動産(3)、その他動産等(6)
⑥ 僅少な滞納額に比べ高額な財産の公売	3	工場(1)、その他不動産(1)、その他動産等(1)
⑦ その他	5	その他不動産(2)、その他動産等(1)、詳細不明(2)
合 計	38	

上記の損害等の態様から、重大な損害(すなわち既述した⁽¹⁷⁰⁾「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」)に該当するのは次の場合になると考えられる。

(170) 第五章第二節 2(3)参照。

①の自宅を失う損害については、(1)で述べたとおり、自宅というものの自体に非代替的な独自の利益を認めているとみられるため、基本的に損害が認められるものとなる。

②の生活困難、③の事業継続困難、そして事例は限られるが④の生命・身体に対する損害のおそれがある場合は、「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」が発生することは明らかであり、損害が認定されると考えられる。

⑤の「本案理由あり」は、そのほとんどが行特法時代の裁判例で、最近において認容事例は発生していないものであるが、公売財産の所有権を主張する第三者が申立人で、当該所有権の存在を疎明するなど、本案訴訟で処分が取消し等となる可能性が高い場合は、損害が認定される可能性が高くなると考えられる。

⑥の「僅少な税額に比べ高額な財産の公売」の3件は、全て昭和28年～31年の間に発生しているもので、当時は超過差押えの禁止規定のない旧国税徴収法時代（現行の国税徴収法は昭和35年施行）の事例であり、現在では発生する可能性がほとんどないとみられるものである。

⑦の「その他」5件は、極めて高額な損害の発生と特殊事情（申立人は住専処理会社で極めて高額な損害の発生による回収率の低下は更なる国民負担の増加を招くこと）があるもの、行政庁が執行停止を許容したもの、行政庁が裁判所に意見書を提出しなかったものがそれぞれ1件、詳細不明2件となっている。

以上からすると、滞納処分の執行停止申立てがされた場合に、申立人に発生する損害について、①自宅を失う損害、②生活困難、③事業継続困難、④身体・生命に対する損害が認定される場合は、「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」に該当することとなり、「重大な損害」が認定される可能性が高くなると考えられる。

(6) 緊急の必要に関する裁判例

滞納処分に関する執行停止の裁判例では、重大な損害を避けるため「緊急の必要がある」との要件について、裁判例①及び②のように、かつては「緊急の必要」について個別に判断する事例があったものの、最近の裁判例では、「重大な損害」が認められれば「緊急の必要」もあるとして一体として判断されることが通常となっている。

また、損害が発生するとみられるものの、緊急の必要がないとの理由で損害を認定しなかったものとしては、裁判例③のように、自宅の公売が執行されても、家屋が直ちに引き渡されるものではなく、買受人が家屋の明渡し等を求めるには、民事訴訟の提起が必要であることを理由としたものがあるが、当該事例は行特法時代のもので比較的厳格な解釈をしたとみられるものであり、損害要件を緩和した旧行訴訟施行以降において、このような理由により重大な損害等を認定しなかった裁判例はなく、現在では、重大な損害を認定しない理由とされることはないと考えられるものである。

[緊急の必要があるとする裁判例]

① 横浜地決昭 43・10・4 判時 537・34 頁

本件不動産については、国税徴収法に定める公売処分の着手がされていなくても、本件疏明資料によれば、被申立人は昭和 42 年 1 月 16 日付をもって本件不動産につき滞納処分による差押をし、昭和 43 年 3 月 2 日には申立人に対し公売予告通知書を発したことが認められ、してみれば日ならずして公売処分による換価がなされることが予想されるのであって、右換価を防ぐためには公売公告後に執行停止をすれば足りるとはいえず、差押がなされいつでも被申立人において公売による換価ができるにいたった段階ですでに右停止を求める緊急の必要性があるというべきである。

② 大阪地決昭 39・3・30 行裁例集 15・3・401 頁

被申立人において何時にても右物件を公売に付し得る段階にある本

件においては申立人は右損害を避けるため右手続の続行停止を求める緊急の必要があると解すべきである（被申立人は、本件においてははまだ公売公告、公売の通知、見積価格及びその公告等の手続を全然経ていないのであつて、緊急の必要ある場合に当らない旨主張するが、被申立人においては何時にても公売—公売公告は公売の日の少なくとも 10 日前である必要はあつても一に付し得るし、早急に公売に付さないとの保証もないから公売処分のなされないうちは緊急の必要性ないと解すべき別段の根拠もない。）。従つて本件申立は右要件にも欠けるところがないというべきである。

[緊急の必要がないとした裁判例]

③ 大阪高決昭 30・8・2 行裁判集 6・8・1965 頁

本件家屋について公売の手続が執行せられ、買受人が代金を納付して所有権を取得したとしても、本件家屋が直ちに買受人に引き渡されるものではなく、買受人が抗告人に対し右家屋の明渡を求め、あるいは取りこわすためその退去を求めるには、抗告人に対し通常の民事訴訟を提起しなければならないものである。従つて本件公売手続が執行せられても、これによつて抗告人に直ちに償ふことのできない損害が生ずるものではなく、その損害を避けるため執行を停止すべき緊急の必要があるものということとはできない。

第三節 公共の福祉に関する裁判例

1 公共の福祉に関する裁判例の概況

執行停止の消極的要件である「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」ことについては、既述したとおり⁽¹⁷¹⁾、一般的な意味での公共の福祉

(171) 第二章第三節 2 参照。

(公益性)は、重大な損害の判断時に勘案されるため、本要件の適用場面は、極めて限定的となる。すなわち、本要件の適用は、処分により発生する損害との比較衡量の余地がないような重大な影響が公共の福祉に及ぶ場合に限られるものと考えられ、一般に適用されることが稀な要件とされている⁽¹⁷²⁾。滞納処分に関する裁判例でも、本要件を認定した事例は昭和 25 年の 1 件のみとなっており、滞納処分を停止することによる公共の福祉（国税収入の確保等）への影響は限定的（当該事案のみ）であることからすると、滞納処分の執行停止申立てについて、本要件を適用する場面は基本的にないものと考えられる。

2 滞納処分に関する具体的な裁判例

滞納処分に関する下記の裁判例では、第一に、損害要件を満たさないとして執行停止の申立てを否定しつつ、第二に、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」との要件についても判断を示し、所得税は国家財政収入の中枢を占めているとし、その滞納処分を停止することは公共の福祉に重大な影響があると判示したものであるが、今日では、このような理由により本要件を適用することはないと考えられる。

[公共の福祉に重大な影響があるとした裁判例]

○ 徳島地決昭 25・5・30 行裁例集 1 追録・1876 頁

所得税は現下の国家財政収入の中枢部を占めていることは顕著な事実であり、これが滞納処分を停止することは公共の福祉に重大な影響あるものであるから前掲第二要件によつても本件申請を許容することはできない。

(172) 宇賀・前掲注 (40) 109 頁

第四節 本案について理由がないとみえることに関する裁判例

1 本案について理由がないとみえることに関する裁判例の概況

執行停止の消極的要件である「本案について理由がないとみえる」ことについては、具体的には、申立人の主張に明らかに理由がないとき又は行政庁において係争処分が適法要件を具備し、瑕疵のないことを疎明した場合に適用され、この場合執行停止は認められないこととなる。滞納処分に関する執行停止の裁判例において、本要件を認定し、執行停止を認めなかったものは12件であり、重大な損害等の損害要件と比較すると適用される場面は少なくなっている。

これは、滞納処分に関する執行停止申立ての場合、本案訴訟が課税処分であることも多く、事実認定を争う場合は本案訴訟での審理が必要とされ、本要件が認定されにくいことや申立人は本要件について処分取消しの可能性があることを説明できればよく、その疎明責任を負っていないことが影響しているものと考えられる。

2 滞納処分に関する具体的な裁判例

滞納処分に関する裁判例では、本案について理由がないとみえることを認定し、執行停止を認めなかった裁判例として、次のようなものがあり、本案訴訟の提起理由が法令の解釈・適用を明らかに誤っているものが該当している。

本要件を適用した本案訴訟の内容をみると、裁判例①は、公売処分の対象となる租税債権の消滅時効を争うもので、対象となる法人税の消滅時効は、本件差押え時点で未完成であったことが明らかであり、公売処分は適法に行われたとしたもの、裁判例②は、公売の売却代金の配当順位を争うもので、申立人の私債権が国税に優先するとの主張に対し、国税徴収法 26 条（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）の規定により国税への配当が認められるため、抗告人（申立人）の主張に理由がないとしたもの、裁判例③は、

滞納者から不動産を買受けたが未登記であった申立人は、民法 177 条の適用により、その後に滞納者の財産として当該不動産を差し押さえた国に対抗できないこと、また、滞納者から当該譲渡の通知を受けた税務署長が滞納者名義の当該不動産に対し差押処分をすることが不当といえないことから、本件差押処分は有効であり、本案に理由がないことが明らかであるとしたもの⁽¹⁷³⁾、裁判例④は、公売処分の取消訴訟等を本案とし、単にこれに先行する課税処分の違法を理由として、その執行停止を求めることは、公売処分と課税処分とはその目的を異にする別個の処分であり、課税処分の違法が当然に公売処分の取消ないし無効を来たすものではないことから、本要件に該当し、却下を免れないとした事例である。

また、本案について理由がないとみえることを否定した事例としては、次のとおり、本案訴訟で事実認定が問題となる場合に、本案事件の訴訟手続で審理が必要であるとの理由から、本要件の適用が否定されている。

その本案訴訟の内容をみると、裁判例⑤は、申立人が公売財産の差押え後に交通事故損害賠償債権を取得したとして超過公売禁止の趣旨から、本件不動産の差押解除及び本件公売の違法を争うもので、国税徴収法の規定等に照らし、A 国税局長に裁量権の範囲の逸脱等が全くないと断定することはできないから、本案事件で審理をせずに、直ちにその請求について明らかに理由がないと判断することまではできないとしたもの、裁判例⑥は、公売処分（売却決定）の売却価額が不当に低廉であること等を争うもので、申立人の主張する違法事由が理由になり得ないとはいえず、その主張事実の存否は、本案事件で審理をしなければ判断することはできないとしたもの、裁判例⑦は、A 有限会社等の名称で行われていた中古外国産自動車の販売等に係る所得及び売上が申立人個人に帰属するかどうかを争うもので、A 有限会社等は、法人名で自動車の売買取引を行い、少なくとも一部の財産は法人名で管理され

(173) 差押え前に不動産の譲渡を受け、未登記であった申立人が民法 177 条の適用により差し押さえた国に対抗できないとした裁判例として、大阪地決昭 36・6・28 国税例集 6・148 頁、福岡高決昭 30・2・17 行裁例集 6・2・301 頁、熊本地決昭 29・10・20 行裁例集 5・10・2342 頁

ていたことが一応認められるとして、一概に「本案について理由がない」ということはできないと判示したものである。

[本案について理由がないとみえることを認定した裁判例]

① 札幌地決平 24・7・14 税資徴収関係判決順号 24-39

通則法 72 条 3 項により、国税徴収権の時効についても民法の規定が準用されることから、国税徴収権の時効も民法 147 条 2 号により、差押えがなされれば時効が中断する。そして、差押えの効力は、差押手続が終了するまで継続する（民法 157 条 1 項）。本税が時効により消滅すれば、延滞税もその発生当初に遡り発生していないことになる。本件滞納国税の対象となる法人税（本税）は、法定納期限である昭和 51 年 6 月 8 日から時効が進行したもの（通則法 72 条 1 項）、昭和 54 年 10 月 11 日、本件先行差押えがなされたことにより、時効が中断し、疎乙 3 号証の 2 ないし 5 によれば、本件先行差押えはその後、本件先行差押えに係る差押財産のうち少なくとも 4 物件について、平成 14 年に公売されるまで、取り消されることなく継続していたと認められるから、本件滞納国税の対象となる法人税の消滅時効は、本件差押えがなされた昭和 56 年 6 月 10 日当時、未だ完成していなかったことが明らかである。よって、本件公売処分は適法に行われたものであって、本件申立ては、行政事件訴訟法 25 条 4 項「本案について理由がないとみえるとき」に当たり、失当というほかない。

② 東京高決平 19・6・11 公刊物未登載

本件は、「本案について理由がないとみえるとき」（行政事件訴訟法 25 条 4 項）に該当するから、その余の点について判断するまでもなく、本件処分に係る公売手続の停止を求める原告人の申立ては理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付加するほかは、原決定理由欄の 2 ないし 4 に記載のとおりであるから、これを引用する。原告人は、本件において、国税の本税は私債権の債権額に対抗できる租税債権でなく、

私債権 X 億円余が優先すると主張する。しかしながら、記録に基づいて検討するに、本件公売処分においては、国税、地方税又は公課が競合し、「国税が地方税に先立ち、私債権がその地方税等におくれ、かつ、当該国税に先立つとき」に該当することから、国税、地方税及び私債権三者間の優先権の調整について規定する国税徴収法 26 条が適用され、この規定によれば、買受代金 X 億 XXXX 万円が納付された場合、当該代金は、滞納処分費に係る XX 万 XXXX 円に充てられるほか、X 億 XXX 万 XXX 円が本件滞納国税に充てられることが認められる。したがって、抗告人の上記主張は採用することができない。

③ 大阪地決平 6・7・21 公刊物未登載

申立人は、本件差押処分に先立つ平成 4 年 7 月 16 日、A から本件土地建物を代金 XXXX 万円で買受けたことが認められる。しかし、国税滞納処分による差押えについては、民法 177 条の適用があるものと解すべきであるから、登記をしていない申立人は、右買受けによる所有権取得をもって租税債権者である国に対抗することはできず、本件差押処分に差押目的物の所有者を誤った瑕疵があるということとはできない。そして、滞納者からその所有の不動産を第三者に譲渡した旨の通知を受けたからといって、税務署長が滞納者名義の当該不動産に対し差押処分をすることが不当といえないことは明らかであるから、仮に、A が被申立人に対し本件土地建物を申立人に売却した旨の通知をしたとする申立人主張事実が認められるとしても、国がいわゆる背信的悪意者に該当するものとはいえない。したがって、本件差押処分は有効であり、本件執行停止申立ては、本案について理由がないことが明らかなものとして、却下を免れない。

④ 熊本地決平 2・2・5 公刊物未登載

申立人は、本件において、公売処分の取消ないし無効確認の訴えを本案としてこれに先行する課税処分の違法を理由に執行停止を申立てているのであるが、公売処分と課税処分とは本来その目的を異にする別個の

処分であって課税処分の違法が当然に公売処分の取消ないし無効を来たすものではないから、滞納処分の取消訴訟で単にこれに先行する課税処分の違法を理由として、その執行停止を求めることは行政事件訴訟法 25 条 3 項後段に照らし許されず、却下を免れないものというほかない。

[本案について理由がないとみえることを否定した裁判例]

⑤ 東京地決平 23・9・27 税資徴収関係判決順号 23-52

本件公売処分の違法をいう点は、要するに、本件不動産の差押え後に申立人が本件交通事故損害賠償債権を取得したことをもって超過公売禁止の趣旨から、本件不動産の差押えを解除せずに本件公売処分を前提とする公売手続を続行することが違法になる旨を主張するものと解することができる。ところが、国税徴収法 79 条 2 項 2 号の趣旨や超過差押禁止・超過公売禁止の趣旨に照らせば、差押えの解除をしないことが裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たることもあり得ないわけではなく、前記前提事実によれば、本件不動産が申立人やその家族の居住用財産であり、他方、申立人は、本件不動産以外に、本件交通事故損害賠償債権を有する可能性があること（しかも、その債権金額は、本件滞納国税のうち本件不動産に付された平成 8 年 12 月 20 日付け抵当権に優先する国税の全部を納付できるだけでなく、本件滞納国税の全部又は相当程度を納付できる程度のものである可能性もある。）がうかがわれること等に照らすと、少なくとも申立人の主張中上記(1) [2] の本件公売処分の違法をいう点は、本件において、仮に、本件交通事故損害賠償債権が居住用不動産である本件不動産との関係で同法 79 条 2 項 2 号の「他に差し押さえることができる適当な財産」に該当することとなれば、A 国税局長において本件不動産の差押えを解除しないまま本件公売処分を前提とする公売手続を続行することがその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たる余地が全くないと断定することはできないというべきである。そうであるとすれば、本件交通事故損害賠償債権の存否・金額その

他の事情について、本案事件の訴訟手続において審理をせず、本件執行停止申立てに係る当事者双方の主張・疎明資料のみから、直ちにその請求の当否について明らかに理由がないと判断することまではできないというべきである。以上によれば、本件申立てが「本案について理由がないとみえるとき」に該当するということはできない。

⑥ 東京地決平 9・12・5 行裁例集 48・11-12・904 頁

申立人は、本件売却決定の違法事由として、その売却価額が不当に低廉であること、本件売却決定が国税徴収法 92 条に違反することなどを主張しているが、申立人の主張する違法事由がおよそ本件売却決定が取り消されるべき理由にはなり得ないということとはできない。そして、その主張事実の存否については、本案事件の訴訟手続において審理をしてみなければ、直ちにその請求の当否について判断することはできないから、本件については、「本案について理由がないとみえるとき」には該当しないというべきである。

⑦ 横浜地決平 19・4・25 裁判所ウェブサイト

本案事件は所得税法 12 条及び消費税法 11 条が適用されるかどうか、すなわち、A 有限会社等の名称で行われていた中古外国産自動車の販売等に係る所得及び売上が申立人個人に帰属するものであるかどうかを争われているものであるが、疎明資料によれば、A 有限会社等は相当数の従業員を擁し、法人名で自動車の売買取引を行い、少なくとも一部の財産は法人名で管理されていたことが一応認められるのであって、これらの事情に照らすならば、一概に「本案について理由がない」ということはできない。

第六章 滞納処分における執行停止の適用関係

本章では、第一章から第五章までの裁判例や学説等の検討結果を取りまとめ、滞納処分における執行停止の各要件ごとの適用関係を明らかにするとともに、関連する諸課題について考察する。

第一節 執行停止要件の判定

執行停止の申立てが認容されるためには、手続的要件である「執行停止申立てが一般的訴訟要件を具備していること」及び「本案が適法に提起され係属していること」並びに実体的要件である「重大な損害を避けるため緊急の必要があること」の各要件をいずれも満たすとともに、実体的要件のうち「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること」又は「本案について理由がないとみえること」に該当しないことを要する。

また、各要件の適用に当たっては、執行停止の目的が、本案訴訟の勝訴判決の価値及び効果を失わせないことにあり、その効果は将来に向かってのみ生ずることを踏まえて判断を行う必要がある。

滞納処分について執行停止の申立てがあった場合、各要件の認否については、以下により判定することとなる。

1 「執行停止申立てが一般的訴訟要件を具備していること」の判定

滞納処分に対する執行停止申立てが認容されるためには、次のような一般的訴訟要件をすべて具備することが必要であり、本要件については、申立人が疎明責任を負っている。

(1) 執行停止の対象となる処分

執行停止は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の停止をすることができる（行訴法 25 条 2 項本文）が、滞納処分は、原則として、この執

行停止の処分⁽¹⁷⁴⁾に該当する。この場合、処分の執行の停止又は手続の続行の停止により執行停止の目的が達成できる場合は、処分の効力の停止をすることはできない（行訴法 25 条 2 項ただし書）。例えば、差押不動産の公売の執行停止を求める場合、差押不動産は通常使用収益が可能であり、公売処分について手続の続行の停止を求めれば、執行停止の目的を達成できることから、このような場合に、差押処分の効力の停止を求めることは不適法な申立てとなる。

また、課税処分と滞納処分は、行政目的を異にする別個の処分であるが、課税処分の取消訴訟を本案訴訟とし、続行処分として滞納処分の執行停止を求めることは適法とされる（大阪高決昭 43・12・14 行裁例集 19・12・1917 頁ほか多数）⁽¹⁷⁵⁾。

(2) 当事者適格

イ 申立人適格

執行停止の申立人適格⁽¹⁷⁶⁾を有するのは、本案訴訟における原告であり、それ以外の者からの申立ては不適法なものとなる。

滞納処分に関する執行停止申立てでは、処分の名宛人である滞納者のほか、公売財産の所有権を主張する第三者や公売不動産の抵当権者などが該当する。

ロ 被申立人適格

執行停止の被申立人適格を有する者は、原則として、本案訴訟におけ

(174) 執行停止における処分とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行訴法 3 条 2 項）であり、最判昭 39・10・29 民集 18・8・1809 頁は、この処分について「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」と判示している。第二章第二節 1(1)イ参照。

(175) 大阪高決昭 43・12・14 行裁例集 19・12・1917 頁は、「滞納処分は賦課処分の執行としての意味を有することを否定できないから、賦課処分の取消訴訟が係属している場合、賦課処分の広義における執行の停止として、滞納処分の手続の続行を停止することは、何等差支えないものというべきである。」と判示している。

(176) 執行停止の申立人適格は、本案訴訟の原告適格の判断と同一であり、行訴法 9 条の「法律上の利益を有する者」に該当するかで判断することとなる。

る被告と同一の者となる。この場合、行訴法 11 条 1 項の被告適格の規定が適用され、処分をした行政庁が国又は公共団体に所属する場合は、当該国又は公共団体が被告適格（被申立人適格）を有する者となる。

国税の滞納処分に関する執行停止申立ての場合、本案訴訟の係争処分をした行政庁と執行停止の対象となる処分を行う行政庁が同一の場合と異なる場合（税務署長から国税局長へ徴収の引継を行った場合等）があるが、いずれの場合も該当する行政庁は国に所属していることから、被申立人適格を有する者は国となる。

（3）申立ての利益

執行停止の申立てを行うためには、申立ての利益が必要である。この申立ての利益を認めるためには、執行停止が認容された場合に、申立人に法律上の利益が存在し、現実には救済される（重大な損害を避け得る）ことが必要である。そして、次のような場合など、申立ての利益を欠く場合は不適法な申立てとなる。

イ 拒否処分

拒否処分⁽¹⁷⁷⁾はそれ自体何らの積極的な内容を有しておらず、執行停止を行っても、単に当該拒否処分がなされなかった状態を回復するだけであるため、原則として、申立ての利益はない。ただし、拒否処分であっても執行停止により何らかの法律上の利益がある場合は、例外的に適法な申立てとなる。

滞納処分に関する拒否処分の例としては、納税の猶予申請（国税通則法 46 条）の不許可処分などがある。

ロ 対象となる処分の終了

執行停止の効果は将来に向かってのみ生ずることから、執行停止を求める処分が終了している場合は、現実には救済される可能性がなく、申立ての利益を欠くこととなる。

(177) 拒否処分とは法令に基づく申請を行政庁が却下又は棄却する処分である。

滞納処分に関する執行停止申立てでは、公売手続が終了している場合⁽¹⁷⁸⁾や差押債権について当該債権の取立てが終了している場合⁽¹⁷⁹⁾は、当該処分に対する執行停止申立ては不適法なものとなる。

ハ 執行停止をしても損害を避ける効果がないこと

申立ての利益を認めるためには、執行停止により現実に救済されることが必要であり、執行停止をしても重大な損害を避けることができない場合は、申立ての利益を欠くことになる。

滞納処分に関する執行停止申立てでは、差押債権について、当該差押債権に係る資金がなければ営業継続が困難であることを理由に手続の続行の停止を申立てた場合に、執行停止をしても、当該債権に対する差押の効果は変わらない（当該資金は凍結状態で利用はできない）ため、申立ての利益を欠くこととなる⁽¹⁸⁰⁾。

2 「本案が適法に提起され係属していること」の判定

滞納処分に対する執行停止申立てが認容されるためには、本案訴訟が適法に提起され係属していることが必要であり、本積極要件については、申立人が疎明責任を負っている。

(1) 執行停止決定時までには本案に係属していること

執行停止申立て時に本案訴訟が提起されていなくても、その決定時までには本案訴訟が係属していれば、申立ては適法となる。

(2) 本案が一般的な訴訟要件を具備していること

執行停止の目的は、本案訴訟の勝訴判決の価値及び効果を失わせないことにあるため、本案訴訟の勝訴が見込まれない場合にまで執行停止を認める必要はない。このため、本案訴訟については、当事者適格や不服申立て前置等の一般的訴訟要件を具備していることが求められる。

(178) 大阪地決平 24・8・10 税資徴収関係判決順号 24-47 等

(179) 東京地決昭 42・6・30 訟月 13・9・1136 頁

(180) 松山地決昭 43・8・9 公刊物未登載

3 「重大な損害を避けるため緊急の必要があること」の判定

滞納処分に対する執行停止申立てが認容されるためには、「重大な損害を避けるため緊急の必要があること」との要件を満たす必要があり、本積極要件については、申立人が疎明責任を負っている。

(1) 滞納処分に関する重大な損害の考え方

滞納処分に関する重大な損害の認定は、第五章第二節 2 で既述したとおり、滞納処分の行政目的と申立人の損害を比較衡量し、行政目的を一時的に犠牲にしても救済する必要性の有無で判定することになる。前者は、高度の公益性を有するが、差押えにより国税債権を確保済みの場合、処分を急ぐ必要性は高くはないとされ、後者は、通常、事後的な金銭賠償により救済が可能な損害とされているが、処分や損害全般を総合的に比較衡量し、申立人の損害について「事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害」が認められる場合に重大な損害が認定されることとなる。

(2) 滞納処分に関する重大な損害の判定基準

滞納処分に対する執行停止申立てにおいて、重大な損害を認定される可能性が高い損害（事後的な金銭賠償だけでは償いきれない損害）は、第五章第二節 3(5)で既述したとおり、①自宅を失う損害、②生活困難、③事業継続困難、④身体・生命に対する損害のいずれかに該当する場合と考えられる。そして、それぞれの損害を認定するための具体的な判定方法は次のとおりとなる。

なお、申立人の資産・事業規模等と比較し、損害の程度が著しく大きい場合は、重大な損害が認定され易くなること、また、重大な損害とまではいえない場合でも、本案に理由がある場合（本案訴訟で処分が取消し等となる可能性が高い場合）は重大な損害が認定される場合があることに留意する必要がある。

イ 自宅を失う損害

滞納処分により自宅として使用している居住用財産を失うことが見込まれる場合は、次の「損害の発生を否定する事実」に該当しない場合、

重大な損害が認定される可能性が高い⁽¹⁸¹⁾。

[損害の発生を否定する事実]

- ① 申立人が居住していない場合⁽¹⁸²⁾や申立人の生活の本拠ではない場合⁽¹⁸³⁾など、実質的に申立人の自宅と認められない場合
- ② 申立人等が滞納税額を完納できる十分な資産等を有するなど、滞納処分を回避できる手段を有する場合⁽¹⁸⁴⁾（申立人が滞納者以外の第三者である場合を除く。）

(注) 申立人が自宅で居住を開始してそれほど期間が経過していない場合や同じ生活圏に他に自宅として使用できる不動産を有する場合は、損害の程度は軽度であり、転居を困難とする特段の事情がない限り、重大な損害を認定されない可能性があると考える。

ロ 生活困難

滞納処分により生活困難の状態となるおそれがある場合は、次の「損害の発生を否定する事実」に該当しない場合、重大な損害が認定される可能性が高い⁽¹⁸⁵⁾。

[損害の発生を否定する事実]

- ① 申立人等が滞納税額を完納できる十分な資産等を有するなど、滞納処分を回避できる手段を有する場合（申立人が滞納者以外の第三者である場合を除く。）
- ② 公売財産以外に資産や収入等があり、生活に大きな支障は生じない場合⁽¹⁸⁶⁾
- ③ 申立人以外の損害である場合⁽¹⁸⁷⁾

ハ 事業継続困難

(181) 横浜地決平 19・4・25 裁判所ウェブサイト等

(182) 東京地決平 19・7・18 公刊物未登載

(183) 札幌地決平 18・8・24 公刊物未登載

(184) 福岡高決昭 32・10・3 訟月 4・1・73 頁

(185) 水戸地決昭 36・1・8 行裁例集 12・12・2500 頁等

(186) 高松地決昭 31・2・27 税資 23・67 頁

(187) 大阪地決昭 52・9・30 公刊物未登載等

滞納処分により事業継続困難の状態となるおそれがある場合は、次の「損害の発生を否定する事実」に該当しない場合、重大な損害が認定される可能性が高い⁽¹⁸⁸⁾。

[損害の発生を否定する事実]

- ① 申立人が事業を停止（事実上停止を含む。）している場合⁽¹⁸⁹⁾
- ② 執行停止をしても申立人の事業停止を回避できない場合⁽¹⁹⁰⁾（滞納額以外に多額の支払困難の債務があり、執行停止をしても事業停止を回避できない場合など）
- ③ 申立人等が滞納税額を完納できる十分な資産等を有するなど、滞納処分を回避できる手段を有する場合（申立人が滞納者以外の第三者である場合を除く。）
- ④ 公売財産以外に資産や収入等があり、事業の継続に大きな支障は生じない場合
- ⑤ 申立人以外の損害である場合

ニ 生命・身体に対する損害

滞納処分により生命・身体に対する損害が発生するおそれがある場合は、重大な損害を認定される可能性が高い。滞納処分は滞納者の財産に対して執行するものであり、通常、直接的に生命・身体に対する損害が発生することは考えられないが、裁判例⁽¹⁹¹⁾のように、病院の医療設備を公売するような場合には間接的に発生する可能性がある。

なお、重大な損害の判断に際し、原則として、申立人以外の第三者に対する損害は対象とならないが、生命・身体に対する損害は、例外的に対象となる。

(188) 大阪地決昭 39・12・25 行裁判集 15・12・2337 頁等

(189) 名古屋高決平 24・7・20 税資徴収関係判決順号 24・42 等

(190) 東京地決昭 42・6・30 訟月 13・9・1136 頁

(191) 大阪地決昭 37・3・10 国税例集 7・47 頁

4 「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること」の判定

滞納処分の執行停止により「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」ときは、執行停止をすることはできない。本消極的要件については、相手方行政庁が疎明責任を負っている。

滞納処분을停止することによる一般的な公共の福祉(公益性)への影響は、重大な損害の判定時に処分により発生する損害と比較衡量される。このため、本要件を適用する場面は、処分により生ずる損害との比較衡量の余地がないような極めて重大な影響を公共の福祉に及ぼす場合に限られることとなる。

滞納処분을停止した場合の公共の福祉(滞納処分の行政目的である国税収入の確保等)への影響は、限定的(当該事案のみ)であることから、滞納処分に対する執行停止申立てについて、本要件を適用できる場面は基本的にないと考えられる。

5 「本案について理由がないとみえること」の判定

滞納処分に対する執行停止において「本案について理由がないとみえる」ときは、執行停止をすることはできない。本消極的要件については、相手方行政庁が疎明責任を負っている。

本要件を適用するには、①申立人の主張に明らかに理由がないと認められること又は②行政庁において係争処分が適法要件を具備し、瑕疵のないことを疎明することが必要となる。申立人は処分の違法性の疑いが多少なりとも存在する程度まで疎明すればよいとされる。

滞納処分に関する執行停止申立てでは、本案訴訟の提起理由が法令の解釈・適用を明らかに誤っている場合に、本要件が認められており、他方、本案訴訟で特定の法令の適用について事実認定が問題となっている場合は、本案訴訟での審理が必要であるとして、本要件の適用が認められない場合が多くなっている。

第二節 差押処分の効力停止申立てに関する考察

1 問題の所在

滞納処分による差押えがされている場合に、その効力の停止の申立てがあった場合どのように考えるべきであろうか。

処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によって執行停止の目的を達成することができる場合はすることができない（行訴法 25 条 2 項ただし書）と規定されている。

滞納処分の場合、不動産への差押えについては、差押え後も滞納者（差押不動産について使用・収益をする権利を有する第三者を含む。）は通常の使用収益は可能であり（国税徴収法 69 条）、動産の差押えについては、差押え後も滞納者（差押動産について使用・収益をする権利を有する第三者を含む。）に保管させ使用収益を許可すること（国税徴収法 61 条）ができることから、いずれもその換価の場面で公売処分を停止すれば目的を達成することができるため、原則として、差押処分の効力の停止を認める必要はない。

しかし、売掛金や預金などの債権の差押えについては、執行の停止や手続の続行の停止をしても、差押えは維持されるため、債権は凍結状態であることに変わりはなく、当該債権を資金繰り等に利用することはできない。申立人の主張する損害が、差押債権を利用できないことによる事業継続困難であるような場合は、処分の執行の停止又は手続の続行の停止では目的を達成することができないため、差押処分の効力の停止を申し立てることが可能となる。

そこで、滞納者が売掛金等の差押債権の効力停止（差押解除）を申し立て、その売掛金等が回収できなければ事業継続困難のおそれがあることを疎明できるとした場合に、どのような点を検討すべきかについて考察する。

なお、差押処分の効力停止決定により、差押解除が必要となることについては、第三章第二節 3 で既述している。

2 差押処分の効力停止について考慮すべき事項

重大な損害の判断は、滞納処分により達成しようとする行政目的と申立人の損害を比較衡量して決定される。通常、国税収入の確保等を目的とする滞納処分は、高度の公益性を有する⁽¹⁹²⁾とされるものの、差押えにより国税債権を確保している場合、処分を急ぐ必要性は高くはないとされている。しかし、差押処分の効力停止決定により差押えを解除した場合、国税収入に充てるために確保していた債権は失われることとなる。また、事業継続困難となるおそれのある滞納者は、一般に、多額の債務を抱え、資金繰りがかなりの程度悪化しているケースもめずらしくない。さらに、税務官署において、売掛金等の差押えを実施するのは、通常、たび重なる納付しようように滞納者が反応せず、納付計画を立てても不履行を繰り返すなど納税に対して不誠実である場合が多いのが現実である。

こうした状況を踏まえ、差押処分の効力停止については、次の事項を考慮すべきものと考ええる。

- ① 売掛金等の差押解除により、滞納国税に充てるために確保していた債権を失う結果となることから、行政目的である国税収入の確保等に著しい支障を来すこと。
- ② 事業継続困難となるおそれがある滞納者は、通常、資金繰りが悪化しており、その所有財産に対して差押処分を行う必要性が特に高いと考えられること（倒産等により国税債権を満足できなくなる（徴収不足を来す）可能性が高いこと）。
- ③ 差押解除した売掛金等を他の債権者に回収される可能性が高いこと（執行停止をしても当該債権が他の債権者の強制執行等を受け、事業停止等の回避につながらない可能性が高いこと）

(192) 大阪高決平 24・3・12 税資徴収関係判決順号 24-16

3 本事例についての考え方

差押処分を維持する必要性と申立人の損害を回避する必要性はいずれも高いとみることができる本事例では、本案訴訟の理由の有無の程度がその判断に大きく影響すると考えられ、上記2の差押処分の効力停止について考慮すべき事項からすると、基本的に重大な損害が認定されることはないと考えられるものの、本案訴訟に理由がある（処分が取消し等となる可能性が高い）場合には、重大な損害が認定される可能性も出てくるものと考えられる。

いずれにしても、過去において、差押えの効力停止を認容した裁判例はなく、差押処分の効力の停止は、差押解除が必要となり、仮の救済手続であるにもかかわらず、事実上の処分の取消しを行うことと同じ結果をもたらすこととなるため、安易に効力の停止を認めることには問題があり⁽¹⁹³⁾、慎重な判断が必要になると考えられる。

第三節 滞納処分前の執行停止申立てに関する考察

1 問題の所在

滞納処分が執行される前に執行停止が申し立てられた場合どのように考えるべきであろうか。本件のような事例としては、課税処分の取消訴訟を本案訴訟とし、その手続の続行としての差押処分の執行停止を求めるものが考えられるが、このような事例の場合に、どのように考えるべきかについて考察する。

2 本事例についての考え方（考慮すべき事項）

差押処分前に執行停止決定がされた場合、決定後は本案訴訟の判決が出る

(193) 藤田ほか・前掲注(23)248頁は、「差押処分の効力停止は、事実上の執行の取消しに等しく、申立人は本案判決を得たと全く同一の満足を得ることとなる。このような停止決定の機能を考えると、差押処分の効力停止を安易に認めることは問題であり、仮に、その必要性が認められる場合でも、本案の理由の有無について慎重な判断が必要と思われる。」と述べられている。

まで差押えをすることは許されなくなる。すなわち、第一に考慮すべき点は、国税債権の保全ができないことから、滞納処分の行政目的である国税収入の確保等に著しい支障が生ずるということである。第二に考慮すべき点は、重大な損害の判断は、行政目的と申立人の損害を比較衡量して行うが、差押処分の対象物は不動産、動産、債権などその種類、内容は様々であり、差押処分前の段階では、申立人に生活困難や事業継続困難などの重大な損害の発生を具体的に認定し得ないと考えられることである。第三に考慮すべき点は、いまだ差押処分がされていない状態では、実際に損害が発生するとみられる公売処分が行われる蓋然性がなく、執行停止を行う緊急性に欠けるとみられることである。

過去において、差押処分前の段階で執行停止を認容した裁判例はないことや、上記の内容（考慮すべき事項）からすれば、差押処分に執行停止が認められることは、基本的にないものと考えられる。

結びに代えて

執行停止が認容されるためには、幾つかの要件を満たす必要があり、その中で最も重要とされるのは、「重大な損害を避けるため緊急の必要があること」との損害に関する要件である。

上記要件は、平成 16 年の行政事件訴訟法改正時に、それ以前の「回復の困難な損害」との文言を「重大な損害」に見直したものであり、その趣旨は、損害の認定に当たって、単に損害のみに着目するのではなく、損害や処分全般を総合的・相対的に考慮し、柔軟な解釈を可能とすることで、執行停止を認められ易くしたものとされている。

本研究では、昭和 23 年以降の滞納処分に関する約 130 件の裁判例を整理・分析し、重大な損害の考慮事項（行訴法 25 条 3 項）とされる「損害の回復の困難の程度」、「損害の性質及び程度」、「処分内容及び性質」の各項目について考察を行っている。

これらの項目のうち、「損害の回復の困難の程度」及び「損害の性質」は、従来から損害に関する要件の判定に当たり考慮されていた事項であり、また、「処分内容及び性質」は、処分の行政目的や必要性等を考慮するもので、本稿においても裁判例等から一応の整理を行うことができたと考えている。

しかし、「損害の程度」については、参考となる裁判例が少なく、学説においても詳しく述べられたものは見い出せず、本稿でも、損害の程度と重大な損害との関係については、「損害の程度が著しく大きい場合は、重大な損害は認定され易くなる」との表現に止まっている。

平成 16 年の改正行訴法の立法関係者は、改正により執行停止が認められ易くなる例として、金銭賠償の可能性から損害の回復の困難の程度が必ずしも著しい場合でなくても、具体的処分内容及び性質や損害の程度を勘案して、重大な損害を生ずると認められる場合を挙げている。また、「重大な損害」への改正趣旨は、上記のとおり要件を緩和したものとされているところである。

こうした状況を考慮すると、「損害の程度」がどのように「重大な損害」の判断に反映されるかについては、重要な検討事項であり、この点については、今後の裁判例の集積を待ちつつ、引き続きその分析をしていくことが必要と考えられるため、今後における研究課題としたい。

滞納処分に関する執行停止等裁判例一覧（時系列順①）

【行政事件訴訟特例法の裁判例（昭23.7～昭37.9）】

- 大阪地決昭23・9・18 税資10・1頁
- 大阪地決昭24・2・9 税資11・6頁
- 岡山地決昭24・6・3 行月18・37頁
- 長崎地決昭24・9・14 行月18・98頁
- 徳島地決昭25・5・30 行裁例集1 追録・1876頁
- 大阪高決昭25・7・4 行裁例集1 追録・1880頁
- 浦和地決昭25・11・29 税資10・10頁
- 最決昭25・12・22 民集4・12・668頁
- 岡山地決昭26・2・14 税資11・17頁
- 大阪地決昭26・4・21 行裁例集2・6・840頁
- 大阪地決昭26・5・26 行裁例集2・7・1086頁
- 大阪地決昭26・5・26 税資10・190頁
- 東京高決昭26・5・29 行裁例集2・6・877頁
- 最決昭26・7・24 裁判集民5・173頁
- 大阪地決昭26・11・20 税資11・34頁
- 京都地決昭27・3・11 税資11・129頁
- 大阪地決昭27・4・10 税資11・148頁
- 東京地決昭27・6・9 税資22・156頁
- 東京地決昭27・7・28 税資16・25頁
- 大阪地決昭27・8・1 税資11・412頁
- 福井地決昭27・9・19 行裁例集3・9・1770頁
- 神戸地決昭27・11・1 税資11・510頁
- 東京地決昭28・1・21 行裁例集4・12・3048頁
- 岡山地決昭28・3・31 税資22・215頁
- 大阪地決昭28・5・11 税資12・63頁
- 山口地決昭28・7・30 行裁例集4・7・1720頁
- 大阪地決昭28・8・8 税資12・194頁
- 東京地決昭28・8・28 税資12・217頁
- 佐賀地決昭28・8・31 税資12・225頁
- 奈良地決昭29・2・18 行裁例集5・12・2959頁
- 熊本地決昭29・5・19 税資21・1頁
- 京都地決昭29・9・24 行裁例集5・12・2968頁
- 熊本地決昭29・10・20 行裁例集5・10・2342頁

滞納処分に関する執行停止等裁判例一覧（時系列順②）

東京地決昭 29・10・21 税資 21・20 頁
東京高決昭 30・1・27 税資 21・27 頁
長崎地決昭 30・2・16 行裁例集 6・2・295 頁
福岡高決昭 30・2・17 行裁例集 6・2・301 頁
名古屋地決昭 30・4・26 行裁例集 6・4・1112 頁
神戸地決昭 30・5・7 行裁例集 6・5・1184 頁
最決昭 30・6・2 税資 21・71 頁
福井地決昭 30・7・28 行裁例集 6・7・1741 頁
大阪高決昭 30・8・2 行裁例集 6・8・1965 頁
大阪高決昭 30・8・4 税資 21・82 頁
広島地決昭 30・10・28 税資 21・199 頁
東京地決昭 30・12・26 行裁例集 6・12・2885 頁
名古屋地決昭 31・1・26 税資 23・23 頁
東京高決昭 31・2・11 東京高裁民事判決時報 7・2・21 頁
長崎地決昭 31・2・16 行裁例集 7・2・341 頁
長崎地決昭 31・2・20 行裁例集 7・2・344 頁
高松地決昭 31・2・27 税資 23・67 頁
神戸地決昭 31・3・5 行裁例集 7・3・507 頁
高知地決昭 31・3・19 行裁例集 7・3・616 頁
宇都宮地決昭 31・3・24 行裁例集 7・3・622 頁
福岡地決昭 31・4・27 税資 23・286 頁
名古屋地決昭 31・6・12 税資 23・357 頁
京都地決昭 31・6・21 税資 23・439 頁
名古屋地決昭 31・9・25 行裁例集 7・9・2340 頁
東京地決昭 32・3・6 税資 25・216 頁
広島地決昭 32・6・4 税資 25・451 頁
広島地決昭 32・7・18 税資 25・603 頁
福岡高決昭 32・10・3 訟月 4・1・73 頁
東京地決昭 33・1・28 税資 26・26 頁
東京地決昭 33・9・4 税資 26・846 頁
千葉地決昭 34・9・7 行裁例集 10・9・1797 頁
京都地決昭 35・4・16 行裁例集 11・4・1177 頁

滞納処分に関する執行停止等裁判例一覧（時系列順③）

青森地決昭 35・7・11 行裁例集 11・7・2026 頁
 大阪地決昭 35・10・22 訟月 7・1・195 頁
 大阪地決昭 35・10・28 訟月 6・12・2437 頁
 水戸地決昭 36・1・8 行裁例集 12・12・2500 頁
 大阪地決昭 36・6・28 国税例集 6・148 頁
 徳島地決昭 36・12・4 国税例集 6・301 頁
 大阪地決昭 37・3・10 国税例集 7・47 頁

【行政事件訴訟法（平成 16 年改正前）の裁判例（昭 37.10～平 17.3）】

富山地決昭 38・3・15 行政例集 14・3・478 頁
 福島地決昭 38・12・25 公刊物未登載
 名古屋地決昭 39・2・28 公刊物未登載
 大阪地決昭 39・3・30 行裁例集 15・3・401 頁
 大阪地決昭 39・12・25 行裁例集 15・12・2337 頁
 横浜地決昭 39・12・25 訟月 11・4・660 頁
 広島地決昭 40・2・8 公刊物未登載
 大阪地決昭 41・3・11 訟月 12・5・766 頁
 神戸地決昭 41・12・26 行裁例集 17・12・1420 頁
 静岡地決昭 42・1・30 公刊物未登載
 福岡地決昭 42・3・16 訟月 13・7・880 頁
 大阪地決昭 42・3・28 公刊物未登載
 東京地決昭 42・6・1 公刊物未登載
 東京地決昭 42・6・30 訟月 13・9・1136 頁
 東京高決昭 42・12・2 公刊物未登載
 大阪高決昭 43・3・27 行裁例集 19・3・476 頁
 松山地決昭 43・8・9 公刊物未登載
 横浜地決昭 43・10・4 判時 537・34 頁
 大阪高決昭 43・12・14 行裁例集 19・12・1917 頁
 岡山地決昭 43・12・17 行裁例集 19・12・1940 頁
 横浜地決昭 44・4・9 公刊物未登載
 東京地決昭 46・2・22 行裁例集 22・1-2・90 頁

滞納処分に関する執行停止等裁判例一覧（時系列順④）

東京地決昭 46・8・6 税資 63・248 頁
 大阪高決昭 48・11・13 訟月 20・5・175 頁
 静岡地決昭 51・10・26 公刊物未登載
 大阪地決昭 52・9・30 公刊物未登載
 東京地決昭 61・10・9 公刊物未登載
 東京高決昭 61・11・12 公刊物未登載
 東京地決昭 63・10・11 公刊物未登載
 東京地決昭 63・12・16 公刊物未登載
 熊本地決平 2・2・5 公刊物未登載
 名古屋地決平 4・10・26 公刊物未登載
 東京地決平 5・6・4 公刊物未登載
 大阪地決平 6・7・21 公刊物未登載
 東京地決平 9・1・23 公刊物未登載
 東京地決平 9・12・5 行裁例集 48・11-12・904 頁

【行政事件訴訟法（平成 16 年改正後）の裁判例（平 17.4～平 25.12）】

札幌地決平 18・8・24 公刊物未登載
 横浜地決平 19・4・25 裁判所ウェブサイト
 東京地決平 19・6・11 公刊物未登載
 東京高決平 19・6・11 公刊物未登載
 東京地決平 19・7・18 公刊物未登載
 東京高決平 19・11・27 公刊物未登載
 東京地決平 21・6・15 税資徴収関係判決順号 21-23
 東京高決平 21・8・31 税資徴収関係判決順号 21-33
 最決平 21・12・4 税資徴収関係判決順号 21-50
 東京地決平 22・3・5 税資徴収関係判決順号 22-34
 東京高決平 22・3・8 税資徴収関係判決順号 22-35
 最決平 22・5・25 税資徴収関係判決順号 22-37
 東京地決平 23・3・23 税資徴収関係判決順号 23-21
 東京地決平 23・9・27 税資徴収関係判決順号 23-52
 大阪地決平 24・3・5 税資徴収関係判決順号 24-13

滞納処分に関する執行停止等裁判例一覧（時系列順⑤）

大阪高決平 24・3・12 税資徴収関係判決順号 24-16
名古屋地決平 24・5・9 税資徴収関係判決順号 24-23
名古屋地決平 24・5・9 税資徴収関係判決順号 24-24
名古屋高決平 24・6・1 税資徴収関係判決順号 24-30
札幌地決平 24・7・14 税資徴収関係判決順号 24-39
名古屋高決平 24・7・20 税資徴収関係判決順号 24-42
大阪地決平 24・8・10 税資徴収関係判決順号 24-47

【仮の差止め事件の裁判例】

東京地決平 17・11・25 公刊物未登載
東京地決平 25・8・14 税資徴収関係判決順号 25-39